

1. 件名:「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング(再処理施設(1-25)及びMOX施設(1-25))」

2. 日時:令和3年5月12日(水) 13時30分~18時15分

3. 場所:原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、大橋管理官補佐、津金主任安全審査官、岸野主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、上出安全審査官、田尻安全審査官、武田安全審査専門職、森野安全審査専門職、河原崎安全審査専門職

専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官、舘内主任原子力専門検査官、小野原子力専門検査官

核燃料施設等監視部門

熊谷統括監視指導官

日本原燃(株) 大久保 理事 再処理事業部副事業部長 他31名

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ

チームリーダー

関西電力(株) 原子力事業本部 原子燃料部門

原燃計画グループリーダー他1名

中部電力(株) 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 課長

北海道電力(株) 原子力事業統括部 原子燃料サイクルグループ

グループリーダー他2名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html
- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html
- ・ 令和3年4月28日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和3年5月10日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX施設、設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。
0:00:20	規制庁、川です。
0:00:22	できれば使いますとですね。
0:00:27	うんです。
0:00:29	廃止いただいて問題あります。
0:00:48	原子力規制庁とか、
0:00:50	それでは、ただいまから見本を見せて、
0:00:54	やっぱり、
0:00:56	本日のヒアリングは 4 月 28 日及び
0:01:01	5 月 10 日に決定された資料の提出に行く。
0:01:07	そうなります。多くいただいとして検査はこう耐震側かつかけまして、まず、検査方法、また、
0:01:16	確認を行うということにしたいと思います。
0:01:20	規制庁カバーの出席者ですけれども、
0:01:24	まずアップ燃料施設審査部門からコサク浴びてオオハシ変わらず、
0:01:32	そうですかね。
0:01:34	ハバサキ
0:01:35	さていただきたいと思います。また専門検査部門からオオヒガシ綾子タテウチの核燃料施設等監視部門からクマガイ出席していただきます。それでは
0:01:52	本件から出席者の紹介、あとは／検査官の資料をお願いいたします。
0:02:00	4 ページでございます。
0:02:02	本日は、先ほど患者さんからありました三つのパートです。商売事業者検査、それから、それから辞退した者という形で五つのパートで説明させていただきます。
0:02:12	本日は安全系の参加者がいますので、そちらの紹介させていただきます。再処理側ムラノ。
0:02:19	オオクボ、タカハシフジノ
0:02:22	ボックスでタカマツタニグチ、イシハラk以上全県に参加させていただきます。その他はパートで説明者替わりかわりますので、各パートごとに本社参加者それからもちろんヒアリング目的を説明していただいて、
0:02:38	説明してぐらいになって御説明入りしたいと思います。それでは斜面事業者検査から始めます。
0:02:44	はい、本件でございます。
0:02:48	例えば安全なります。
0:02:52	ただ、すべてのことを考慮した。
0:02:57	今回の健全性確認。
0:03:00	で、

0:03:01	出席者ですけれども、
0:03:04	委員長。
0:03:05	タカハシ
0:03:07	クドウ
0:03:08	ウノ
0:03:09	何か。
0:03:10	ウツノミヤ
0:03:12	フジヤでございます。
0:03:14	この内容につきましては実施方針ということにつきまして、
0:03:18	すみません。
0:03:20	思います。
0:03:22	それでは、資料で、
0:03:25	検討させていただきたい。
0:03:26	これは福井県のほうですが、障害事業者検査でしょ。
0:03:31	両方やっていただいております。最初に書いておりますけれども、
0:03:36	方針からですね。
0:03:41	これにつきましては、
0:03:44	審査会合でお示した資料について少し修正等ありますけれども、
0:03:51	最後になっておりますので、これについては、進め方にさせていただきます。 本日については、
0:03:58	のほうで指摘いただきました検査の具体例を示して説明してくださいということ でありましたので、それについて説明したい。
0:04:08	資料右下 6 ページになります。
0:04:11	具体例ということで、本日用意いたしましたのは代表性いたしまして、放射性 廃棄物の廃棄施設、気体廃棄物の廃棄施設になります。
0:04:24	開発の確保と
0:04:27	としまして準備しております設置場所については精製建屋の 3 ポツのところ ですね、今考えております。ここの記載案をお示しいたしまして、その記載案に 対して、当然、
0:04:41	何かというところでございます。
0:04:47	ことで、据付外観検査の性能検査、検査等
0:04:53	どうぞ。
0:04:57	7 ページのほうは、検査の考え方を展開しておりまして、
0:05:03	現在、ちょっとここで、これについては記録が西京銀行活用するものについて は、こういった確認検査、
0:05:12	はい。
0:05:13	調整いただいて、
0:05:15	はい。

0:05:16	検査ということで、すべて検査は6月となった場合については、代替検査が提供される正しいぽんぽんにつきましては、各国のしようがないので、
0:05:28	外観検査になる。
0:05:31	考え。
0:05:34	それ以降については、これを評価した結果を
0:05:39	それは18ページ、19ページ、21ページまでですね、各検査項目のほうは22ページまでApproach沿ってですね、この検査項目が、
0:05:51	具体的に何か整理したものでございます。
0:05:56	23ページ、我々自身、
0:05:59	はい、ありますけども、健全性評価シートということで、どういった対応が図れるかと思う。
0:06:06	一方、記録のチェックシートですとかありまして、26ページですね、評価ということで確認表面検査を実施いたしました成績をこれを教訓としてですね。
0:06:19	ホームページアップということを考える。
0:06:23	はい。
0:06:24	計算して、
0:06:28	40ページまで続いております。
0:06:30	これにつきましてはバックホウ、
0:06:33	やったものですのであれ41ページから許可することで、
0:06:38	はい。
0:06:40	はい、じゃあ安定関係。
0:06:43	次のページがですね。
0:06:50	なるほどから当直長より、わかりましたのですね先ほどあれ行っていた高レベル廃液ガラス固化建屋があった。
0:07:01	資料の増加がありました。
0:07:05	議長。そうすると、
0:07:08	はい。お願いいたします。
0:07:11	それ以降、3ページからですね、各検査項目の代替電源の確認ということで計画
0:07:19	一体計算的手法の評価ということでちょっとつけてございます。
0:07:26	47ページまでございますが、47ページまででぽっとなる形になるのか。
0:07:36	それ以降、
0:07:39	8ページ以降については、とにかく先生という受け取ります。これについては、別の資料で説明させていただきますので、私の説明があったと思います。
0:07:50	簡単ですが、今日いただきました資料です。
0:07:54	検査に関する説明については以上でございます。
0:08:01	はい。規制庁カミデです。それでは規制庁は確認事項等あればお願いします。
0:08:14	専門検査のタテウチです。よろしく申し上げます。

0:08:18	まず3ページのところで、対応方針が示されておりまして、1234という形で今後進める流れの跡効力は政党見込みかの関係だと思っんですけども。
0:08:37	まず全体像がお互いに認識を合わせて把握しておく必要があると考えますので、今回のアクティブ試験の影響等によって検査が成立しないものがないことを目的にサトウ。
0:08:54	作業の手戻り等がないようにするため、
0:08:58	産業今回の作業前作業中後採用に共通認識を図る必要がある項目と内容。
0:09:08	まずは明確にして、その全体像の共通認識を図るための作業時期を明確にした作業工程上、
0:09:18	これを
0:09:20	まず、
0:09:22	作っていただいて、そういうのを、全体像としてお互い認識合わせっていう必要があるんじゃないかと考えております。
0:09:31	で、その共通認識を図る必要があるものっていうのは例えば例ですけども、
0:09:39	アクセス性を整理する基準なのか。
0:09:43	処分日現場での経験者困難となる各基準によって愛する具体的
0:09:50	こういうものを等の確認が困難とBとして位置づけるか。
0:09:57	サトウイトウ
0:10:00	最後の仕上がり関係でいうと、
0:10:03	もれなく拾い出された体験した、これに対して類型化してその中でも厳しい条件のものについての具体的体系化こうこれを事例で、
0:10:18	実際に示してもらおうことが示されて、一通りの
0:10:26	検査に関しないものはないんじゃないかというふうに値が持つてるという考えているんですけども、この考え方でいかがでしょうかというところで内容を理解でしょうか。
0:10:46	日本原燃ます。
0:10:48	示された。
0:10:52	はい。
0:10:53	はい。
0:10:55	はい。
0:10:57	にしておって、
0:11:01	のアクセス問題の判断
0:11:07	されたものについての考え方といった問題として、
0:11:11	今まで見るかっていったものについては、やはりご指摘のように、
0:11:16	我々としても、
0:11:18	ご連絡を先になるものがあつたら困りますので、やるための
0:11:26	わかりました。
0:11:28	ございます。
0:11:29	であれば、

0:11:31	もう
0:11:32	わかりました。
0:11:39	連系みたいな具体的なやり方については少し案を作ってますね、飛ばさせていただければと思いますので、それはまた
0:11:49	いただいでですね。
0:11:50	そういった対応するかってのはさせていただきたいと思います。よろしく。
0:11:56	出ちよコサクです。ちょっとわかってないようなので、
0:12:00	最初のけど、
0:12:04	今言われた回答はもうすでにこのヒアリングで説明いただきたいんです。
0:12:10	その今の回答時点でそもそもこの系統残っており、
0:12:16	ということです。
0:12:18	お話してるのは、今のタテウチの話が二つあってですね、今どういうフェーズにあって、どういう作業をされていて、
0:12:30	それはいつになったらどこまで行くのかで最終的に管理料がまとめられて漏れがないと、こういう形で実施ができると。
0:12:42	いうところの共通認識の中で作業するものではいつか。
0:12:47	いうそのスケジュール感というのを共有する。
0:12:50	いうこと。
0:12:51	このスケール感の中で、先ほどのアクセス性の考え方とかもろもろ今の説明の中では不十分。
0:13:00	いや、
0:13:02	説明が不十分であるといったところ、
0:13:06	このタイミングで、
0:13:08	それだけの技術を持って対応しています。
0:13:11	いうことをまずは実施してもいいし、その工程に基づいて、そのポンプの位置は変わっていきましょう。
0:13:21	いうことだと思います。それでないとも、毎回構造材所内こちらがさすがに適用してそちら側が検討中何も変え毎回指摘される。
0:13:33	というようなことになってしまうので、着実に進めていきたいということでございました。
0:13:38	ところだと思ってるんですけど。
0:13:41	この工程感を持っていただきます。
0:13:44	はい。
0:13:49	これで4ページの、今、検査官。
0:13:56	それを
0:13:59	資料です。
0:14:01	7ページ、ページで区分を
0:14:06	精度を深めて再その規制上ございませんが、また回答がずれてるんで申し訳ないんですけど。

0:14:14	4 ページの管理表を作るというためには、考え方が整理されてないといつくれ ない。
0:14:22	それで済ませその作業するときの考え方が必要だとわからないから。
0:14:29	議論についてはありますよねとっていて、多分に管理を策定してますって言 われると、後戻りする作業の流れになってますよという指摘をされてるのは御 理解いただけませんか。
0:14:41	はい。
0:14:42	すみません、これは前からですね説明をさせていただくことが、縦軸の機器の 洗い出しをしてですね、その部分が悪かったところの作業を進めていくといっ たところ、すみません、説明したかったところが、
0:14:56	それをもってですね、9 ページのところを見るのが見ればいいのか、どういう判 断基準であるのかといったところに一つ持っていかなきゃいけないであろうと いうふうに思っております。そのこの区分の分け方の考え方が、
0:15:13	充てなければうまくの仕事にですね影響が出ますのでそこをきちっと提示した いと思っております。ただそこがですね、今 9 ページのところの真ん中下半分 のところ、今 * 声があって示しておりますけれども、
0:15:30	判断基準がそれでいいのかどうかってところにかなりモデルは何かっていう と、過大評価有効かなかったところ、
0:15:40	ここは我々の考えてるってちょっと考えてますということであればまず、 今早急に進めたいなということがまず最初にしてください。
0:15:51	ちょっと拡大、まずここで
0:15:54	そこに当たるところで話をするというのがいいかなと思うんだけど、今のお話し ただいたような工程パワーが理解できます。はい。それをいつまでにどうやっ ているのかっていうことを注意してください。で、まずはその縦事項というところ も、どういう縦軸倍数
0:16:12	そこまでの整備になり、対応が必要かっていうところの認識共有、
0:16:17	はどうでしょう。
0:16:19	アクセプトおっしゃられてるのは 4 ページの縦軸って理解です。
0:16:26	規制庁でその後にサガワの思いも少し別の言い方すると 3 ページの①の差異 ということになります。はい。
0:16:35	①の作業を縦軸ですけれども、今回、何回か御説明してますけど、今させてい ただいている設備についております。
0:16:46	申請が今成立の部分はあるんですけども、どんどん出してあります。これにつ いて対象といたしまして、どういった形で成立するかっていうところがまず一つ のステップかなということ今、
0:17:00	構造材工程については、第 1 回でも出てますので、それを
0:17:06	まずは並べてそのあとに、疼痛のほうで整理しております。
0:17:12	はい、変わったならこれで修正をかけたいというふうに考えて、
0:17:19	規制庁の古作です。グリッパ関係でいうと、

0:17:25	こちらの検査体制の整理というようには共通で全体にやっているとこの議論を踏まえた設計側の対応というところで進めていくと、それに応じてブラッシュアップしていくという考え方ことでいいですかね、本当に考えております。
0:17:44	規制庁の古作です。わかりました。
0:17:47	委員長、使用前事業者検査要領書というところで質問対応警察ばっていう。
0:17:55	枠組みで言えばおっしゃる通りだとは思うんで、まずはそれで進めて制度っていうのが正しいとしていくと。
0:18:02	10、中実が正しいようにしていくという事を進めていただければと思いますけど。そうすると、ここでそのスケジュール変わっていく必要がないという。
0:18:13	はい、わかりましたって一方ですね、ちょっと先走っちゃいますけど、
0:18:19	この建屋には、主要仕様表にある設備は当然のことながら、
0:18:28	基本設計方針で設備を特定するというものも入っていいですか。現在ですね、おっしゃる通り商標だけではなくて、すべて入れて検査を設置し、
0:18:43	以上です。わかりました。一方で、
0:18:47	埋め込み金物は法律で入ってこない。
0:18:50	もう数で、それはどうするかっていうと、3ページの⑤で検査前条件として確認する設備の変更について許可との対象物
0:19:04	いうことになるんだと思うんですけど、そこら辺、
0:19:08	評価の対象物の抽出方法っていうのはどう考えてるんですか。
0:19:13	4件ございますけども、
0:19:16	今回の整理については、
0:19:19	健全性評価上設備から長い時間経過しておりますので、基本的
0:19:25	はい。
0:19:27	はい。
0:19:29	静的機能を持って変化がないものについては対象にはならないと思いますので、例えば二つ定常化対策、
0:19:37	ちょっとまたずれるので申し訳ないんですけど、健全性評価っていうのは、劣化状況を確認する評価対象物と思わないでください。わかりました。はい、サガワが成立するために何を事前に確認しなきゃいけないのか。
0:19:52	10人を網羅的に抽出し、
0:19:56	その中で評価が必要なもの。
0:19:59	いうところに移っていくわけで、最初のその網羅的に抽出するところが話をしております。
0:20:06	日本原燃わかりましたと対象先ほど言いましたようにすべてという形になっています。それがちょっと混在の中で対応して計算条件として見るべきところを徹底する形で、
0:20:20	規制庁立て込んソフトリレーすべてと言われるとさせてやっていると入ってきてしまうので、現場前条件として必要なものは何かと言うところの充実も交差してください。そうすると、

0:20:36	当然整備構造物については、それが一定に施工されているかという確認が終わった上である。
0:20:43	いうことを出せということなので、サトウ石を検査を受けてきている。
0:20:51	わけですから、倍確認項目ということのできるかって、それを整理をしておいてください。今回その部分がないので、それを整理をして認識を共有するといったところをいつまでにできるかと。
0:21:07	いうことを
0:21:09	次回で確認していただければ。
0:21:12	わかりました。
0:21:15	今、コサクさんから言われたところですね、(9)が検査の条件としてるか、それはもう一つの出てますし、特に不適もあったところとか、そっちも陸域もついうふうを考え、
0:21:33	実高さについては、支持構造物としてやっぱりそこをきちっと見るという観点では規制庁コサクですけどそれを私提起があつてですね。はい。失敗で可能な
0:21:45	検査前条件としてタンク抽出というのはわかりました。はい、認識は共有できれば、具体的なところは次回以降でもいいから承知いたしました配布します。
0:21:56	規制庁の古作です。それでですね、
0:21:59	今の方向が縦軸縦軸というのが①話し合つて、今ちょっと先走ってしまったのは、①から④までは検査としての作業手順ということで流れるんですけど、その前段にある健全性評価という基準があると⑥がこれ。
0:22:18	結果になってないので、今言ったところでまずスタートとして、①④の流れと同じように、平成評価の1キクチとなる機器の抽出ということをやってください。
0:22:31	いうことが今の話です。
0:22:34	その次に
0:22:37	検査の方であれば②の検査項目の整理と。
0:22:40	ということになる。
0:22:41	ですけど、②の項目の整理は基本は洋式がち。
0:22:49	に基づきということになるんですけど、この作業スケジュールはどう思いますか。
0:22:56	思います。
0:22:58	そして8ここで言ってる部分に置き換えて、まず優先的にやるのは、区分Bに該当しているものというふうを考えておりました、それは粉末処理ですね産地でいこうというふうを考えております。
0:23:18	規制庁の古作です。そうすると5月末から
0:23:23	話を再開するのかがみたいなんですけどそうではないと思うんで、5月末にこの様式発言整理をしていただいくというまで何をするかって言うことを考えてますか、同時多発G断面の二つの対象施設間、

0:23:41	ある一定数が出てくると思いますので、それで全部やってから次の話をするっていうわけにはいきませんので、変更してですね検査方法の整備が大体個人差もまとまった中でいろんな力を持ってこういった状況でどうかという
0:23:57	この打ち合わせをしたいというふうに思います。それはすいません、規制庁ですけど、朝の話に進んでしまったので、人実績を持ってくださいというのもページ以降ですね①の話のように、今言った様な話を書いてあります。
0:24:14	そういったことで、そちらも頭の整理ができないのかなって今後必ず①②③①それぞれの案件について、
0:24:26	論点を抽出し、燃取共有するためにこういう情報の整理が必要かといったことをちょっと頭を整理して対応して欲しいということなんですけど、あんまりについてはイトウ 4 月の整理をしなくても、とりあえず従前の 6 ページにあるような検査項目と
0:24:47	いうことを念頭に作業しております、これである程度のものはそれでプラスアルファバー最終的にヨシダれていたところではないことっていうのもあるかもしれないから、炉心 8 の整理をしたら、
0:25:06	これで借りてたのか足りてないのかってなければ、それについてどうするかっていうところを追加で検討するというスケジュールだと思っているんですけど。
0:25:16	ここで使っていた鉄塔でございます。すいません、前回、約 7 分であります。
0:25:28	我々総務でたんですけれども、まずは様式 8 という。
0:25:33	キーワードが出てきましたもんで最強そっちを進めようかな。
0:25:37	思ったんですね。
0:25:39	ただいまの御挨拶していたということである程度悩み
0:25:43	ですので、我々はそう思ってますので、まずそこで作業でどうして 8 については、私 5 月と言いましたけれども、その設計側のほうの整理は全部上式 8 の最終的な完成にはなりませんので、ある程度、
0:25:58	何ですか、ドラフトという形ですね、増資課長推移して詳細に展開する。
0:26:05	ここで考えますと、間違ってますか。
0:26:09	規制庁の古作です。それでいいので、そういったところで段階にブラッシュアップしていくんだという工程表を見せてください。わかりました。
0:26:21	規制庁の古作です。その上で、③の計算方法という、皆さんへの並行して話をすると健全性上か。
0:26:30	の話になるんですけど、健全性評価のほうは、
0:26:35	ある意味、同列でいうとすると劣化事象が劣化について見る必要があるのか、そうじゃなくてっていう分類をするのが 02。
0:26:45	等々の対応になるのかなと思う。
0:26:48	その考え方を整理をするということでもいいですかね。
0:26:52	はい、そう考えて会社がある。
0:26:58	規制庁、古作です。わかりました。基本的に③の検査の方法というところになってこの中で、

0:27:09	区分
0:27:10	B
0:27:11	そして7ページ8ページの考え方が書いてありますけど、この考え方で十分。
0:27:21	認識が共有できているのか、現場作業をする上で、ちょっとによって判断は違ってくるということはないかと我々の持つてること違うなっちゃうことはない。
0:27:31	いったことの認識合わせをしていくということが必要だと思っています。
0:27:37	で、その点で現状原燃として不安に思うところがあるのかないのか、そういう意識を持って、
0:27:45	発生した。
0:27:51	本件ですけれども、今言われたようになっていなくて、
0:27:57	思うところっていうことでよろしいですね。
0:28:02	これはですね。
0:28:06	何とか整備していく中で発案だってイメージ的にはいえるのが出たございません。
0:28:14	規制庁の古作です。わかります。
0:28:18	定性的にぱかつという、例えば、7ページの上から4番目って遮へい物があると書いてますけど再編してというものまで言えば遮へい物として扱うんですか。
0:28:33	三つ目の文書に実施しているかと思うの高さまで行けば控除というんですか。
0:28:40	狭隘ってどこまでですか。
0:28:45	それが前ば表は時はないですか、人が入るんですか。
0:28:50	例えばですね。
0:28:52	いろいろと曖昧になって、そこら辺の認識共有を図っていくということだと。
0:28:58	細くなるんで、まずは
0:29:02	全体を整理したいと思いますと。
0:29:06	で、こういったところでまずこの点、またアクセス性この区分B。
0:29:11	いう話が
0:29:14	あると9ページの先ほど言われたように、検査、記録としてどこまでを有効とどういうものがあれば有効と考えていくか。
0:29:25	いうことの考えっていうのが一番大きいということで、
0:29:30	思っています。
0:29:32	もう一つですね、科医会は、
0:29:36	はい、武井さんの今回、
0:29:38	④長丸寒さがですね。
0:29:42	カワラサキをやっぱ個々の
0:29:46	③ー7ページで今皆さん言われた部分なんですよ。社内でやっているとやっぱり同じような質問があつてですね。

0:29:56	交渉ってどこまでどうすればここ判断っていうのは実は上がってきてます。そういったことをやっぱり丁寧に整理していかないと、フィリピンでばらつきが出るのでそこは十分詰めたいと思いますので、やはり同じご質問、
0:30:11	言われましたので、ほかにももう一度ですね、そこをよく考えて、同じ情報を共有していきたい。
0:30:17	はい。
0:30:19	規制庁の古作です。よろしくお願いします。これもいつまでにその基準判断基準の認識共有を図るとか、それによって管理上のほうに入れ込んでいく作業に入るか。
0:30:32	その入れ込み作業がいつまでかかるのかということがわかります。ください。
0:30:37	以上です。
0:30:45	更新統予約本丸の④の話になりまして、代替手法というのはどういうもので、まずどう何を
0:30:58	何か当日検査ができないという判断が、まず、
0:31:03	どういうところを持っていきたいというか、っていうことがあったり、それについて大体検査代替検査と言いながら、これもできなさ加減によって対応の仕方っていうのが変わると思うんで、この辺りの考え方。
0:31:20	その判断していくパターンとその内容
0:31:26	代表なことを体系的に示していただかないと認識共有難しくなってくるのかなと思うと、その辺りの作業状況ということですか。
0:31:38	4点目ですけれども、
0:31:40	大体1ページのところも、
0:31:45	オオクボじゃないかどうかっていうのを考えておりますけれども、今、体系的にそこまでできてどこまでできなかったところ、具体的な話になると、ちょっとそこまで追いついていませんので、ちょっとそこは並行してですね。
0:32:00	ここでは示していない。
0:32:04	そうは言いながらも、11ページ以降に計算手法考えてるんじゃないかということになると思いますけれども、やはりその判断のところはすぐ抜けてるように、ご指摘化すると思いますので、そこはちょっとお時間をいただきたいと思います。
0:32:22	規制庁の古作です。今御認識いただいた通りでして、
0:32:28	11ページ以降が書かれてるのはあくまで例示でしかなくてですね、これによって、全部が対応できると思えるかっていうところをついていけないと思ってます。なのでそういう実績を持って整理をいただいて、
0:32:44	このパターン放送準備しておけば、
0:32:48	はい。思っています。その上で管理表作っていたところで詰めていったら、対応できないものがあつたので、追加で考えますっていうのがあつてもいいと思ったんですけど、そういった点では管理職ってやった上でもう一度この考え方に戻る。

0:33:05	いうことはあると思うんですね、そういったところも含めて行程表を改定していただければ。
0:33:12	いうふうに思っ。
0:33:14	報告会をピンポイントで出されたんですけど、こちらがお話した具体例っていうのは、今言ったその代替検査の方法のパターンごとにそれぞれ具体例を示して、そのパターン。
0:33:29	どういうものなのかという。振れ幅も含めて認識共有を図ると。
0:33:34	いうことで思っていますので、その点、誤解ないようにというところがございます。
0:33:41	(11)ま 12 ページから 10 ページと同じような検査方法については我々もですね対応で整理している当社のほう詰まったファクタ、
0:33:54	検討するものがあるないとできませんですね、何が適正確認を踏まえて、ここは見直していきたい。
0:34:00	はい。
0:34:01	先日の、もう皆さんから指摘があつてですね、政策こそだけじゃちょっとそれは働かないというところも、
0:34:11	理解しておりますので、何ができるか、もう少しよく考えていきたいというふうに考えて、また本日用意いたしました検査の部隊ではあくまで一つの例が表持ってきたものでございまして、やはりそれぞれのパターンごとにですね、こういったものがこういったものだっていうのをお示しするっていうのは我々も認識して今準備を進めていく。
0:34:30	ですので、まとまった段階で、都度都度ですね、認識を合わせるためにそういうことにしていきたいというふうに考えて、
0:34:40	規制庁回数わかりましたぜひですね、他の短もヒアリングの項目でもいいんですけど。
0:34:47	言われて急いでしたっていうのではなくて最初から工程表を出して、こういう全体詰め直したので、今回はこの部分とお話をさせていただきたいというところで今後進めるようにしてください。
0:35:02	わかりました。そのが発生する。
0:35:06	させていただきます。
0:35:09	ちょっとコサクですので、今代替検査のところでの高高ということですかと経済性評価のほうも健全性評価方法というところで同じように、累計を整理して、それぞれパターンごとというふうに考えか。
0:35:25	いうことを提示いただきたいと思ってるんですけど、今回健全性評価のページから埋め込み金物だけになっちゃってるんで、
0:35:36	この点でもまた 60 分ですから、対応、よろしく願います。
0:35:42	はいます。
0:35:44	あたり、ちょっとその対応を含めてですね、追加モデルの中での指摘でありましたがいいにした上で、

0:35:54	ばかり我々としても課題が出てくる。
0:35:58	そうですね。
0:36:05	コサクです。それで大体件数、
0:36:11	もうやりかたの内数になると思うんですけど、ここでも記録の有効性といったところが出てくると思いますね。これがこの前の丸2でした。
0:36:27	③③でやってる有効性の考えと同じでいいのか、これは何か考えるとか、
0:36:34	いうところでプラスがあるのであればそれを説明していくと。
0:36:39	本当かなと思う。
0:36:47	現時点では原燃が所有していただいて、
0:36:51	いうお取り寄せて判断するっていうこともあるでしょうからまあそういったところは説明が必要かなと。
0:36:58	思ってますが、そういう認識です。
0:37:01	ありがとうございます。それ自身で結局、やはり我々持っていない状況っていうのはメーカーから取り寄せたりっていう形になってます。
0:37:09	旅行がなかったかと考えて整理するかというところもあわせて実施したい。
0:37:19	規制庁、川ですわかりました。さらにその1階の部分もありますけど。
0:37:25	さらに
0:37:28	記憶にはないところで判断していくというところで、埋め込み金物という例示としてありますけど、今回の資料だと47ページ組織評価チェックシートというものがあって施工が適切になされていると。
0:37:43	思えるかどうかといったところの検討されるようなんですけど、このあたりにですね、あのこと認識の共有をしないと埋め込み金物で何年もかかって認識共有できなかったんですね、
0:37:57	ずっと終わらないということになってしまうので、この辺りもちゃんと説明いただきたいと思っていますけれども、
0:38:04	よろしいですか。
0:38:06	日本原電でございますが、これは我々としてですね、こういったチェックをしていて大丈夫という設計とする資料になってますので、その辺の認識間違っていれば奨学金や違ってたので、あらかじめですね、ここをきちんと押さえたいと思います。
0:38:23	説明して参りたい。
0:38:30	規制庁、古作です。よろしくお願ひします。それで、
0:38:36	健全性評価のほうでの
0:38:39	高高になるのかどうかということもあるんですけど、ちょっと心配しているのは、
0:38:46	いつ終了の見込みからも健全性についての
0:38:50	入ってある内容は今後やる健全性評価ではなくて、これまでに適合受けて対応した調査の
0:39:01	内容をまとめたものをこのように見受けられたんですけど。

0:39:05	認識としてはそういうことで、
0:39:09	日本原燃の伊藤でございます。今ご指摘のあった通りのまとめ方をさせていただきます。それからについてはそういう認識でございます。
0:39:18	規制庁、古作です。わかりました。それってということですね、
0:39:24	2ページの表で書いてあるものなんですけど。
0:39:30	結構決定対応という意味ではその不適合と関連しないものということで、対象から外すと時の話としてはおかしくはないと思うんですけど、今後、
0:39:43	健全性評価については、使用前事業者検査の前段として、A評価が必要な範囲滑り
0:39:51	ということになるので、この表の中にこれで必要な消火が必要になってくるものっていうのが入ってると思うんですけど、そういう認識でよろしいですか。
0:40:01	日本原燃でございます。そのような認識でまとめてございます。今後市町或いは質問して強化するってなれば、当然そういう評価をするということと考えております。
0:40:14	せっかくです。わかりました。赤字でしたら先ほど言った健全性評価について、検索同じように①②③④という作業の段階ごとに本店の整備して、
0:40:29	中で考えを整理して説明いただければ。
0:40:37	日本原電承知いたしました。
0:40:45	ここまでが期生とかですね、ここまでが先ほどタテウチが入っていたことのぜひをですね、各行カミデなくても答えていただけたらなということなんですけど、一旦また仮定されます。
0:41:04	専門検査官だけです。
0:41:07	そのようなことが今の話で出てきたようなことが、つまり作業工程表の形で見えるような形でまとめていただいても構えにしたできればへと進むべきではないかなと考えております。
0:41:24	担当の
0:41:27	一つちょっと別件なんですけども。
0:41:31	4ページのところの検査管理表イメージという形で記載されてるんですけども、この部分が
0:41:46	ベースの
0:41:48	表のほうがいいんですけど、実際に検討した結果がどういうふうにかかれるのかっていうのをちょっとイメージがつかないでできましたら、各項目の記載内容が網羅されてるような
0:42:03	XIに入った形にさせていただけると、
0:42:11	イメージがつくのかな。
0:42:13	その時に当本ページのところでabcd区分した施設だとか親切だとか、
0:42:22	配当要求追加とかっていうものを
0:42:27	9ページの検査方法の戦力の、

0:42:31	こちらに当てはめて、実際にどういうふうになったかっていうことをもらってこの検査管理表イメージなんかに反映されるのかなという、ちょっとそこのイメージわかるようなのかなと思ってますんで。
0:42:47	その辺のところがわかるような形でこのイメージの中に表していただけると、皆さん部門ができてくるのかな、成果物としてというのもわからないんじゃないかなと思ってますね。
0:43:13	はい。日本原燃のクドウですが、こうイメージ図なんですけど、今、実はいろんな管理項目がありまして、今タテウチないように言われました要求の具体例を教えるようになってますんで。
0:43:29	もう少しわかりやすいイメージ図に変更しまして、訂正させていただきたいと思います。以上です。
0:43:38	この一番、
0:43:42	規制庁の古作です。
0:43:44	もうちょっと
0:43:46	その時に気をつけていただきたいと思うのは、9ページの5ページの関係がよくわからない。それを整理することになると思うんですけど。
0:43:55	このページに書いてあると思うと、かなり乱暴に書いてあって、
0:43:59	スポーツであれば可能な場合は一部自主検査を実施して書いてあるんですけども、可能な場合って何をやっていくことがあったり、できないものは大体閉鎖も検討に入っていないでしょうし、
0:44:13	そういったところの考えが曖昧なまま、なぜここで記述して終わっちゃうみたいに見えちゃってて、よく
0:44:22	改めて整理をしたフローの中でですね、この枠がそれぞれどういうふうなタイプがあるとか、パツパツということを改めて整理をして御説明いただければという。
0:44:39	はい。
0:44:41	5ページについては、当初、ABCでちょっといけない話なんですけど、BCで、今回出したんですけど、こっちと検査の概要を書いているんですけど、なぜ悪かったところの
0:44:53	はい、総括と思いますので、私はここが先走り過ぎているのかなと思います。実際には10ページを整備して展開されるべきものとなって、
0:45:02	ここはちょっとここは修正させていただきたいと思います。
0:45:08	ちょっと補足です。よろしくお願ひします。はい、実はそういう話はですね、11ページにもあって、
0:45:14	11ページの二つ目のポツにも必要に応じて実施可能な検査と同じものと同じところの回答だったんですけど、このためになっても曖昧になって
0:45:27	世界で説明いただく時にはそういったありました場合としては説明できるということにさせていただければ。
0:45:35	そういたします。

0:45:41	専門検査のタテウチです。
0:45:44	担当するちょっと移っていただいて、ちょっとページ 48 ページのところをちょっと見ていただきたいんですけども。
0:45:52	元請会社として適切な品質管理がなされていた会社単位で確認するという形で代替検査のことを書いて④の中に書いてあるんですけども、この部分は
0:46:11	本当に実際に判定基準は何人でその判定基準を満足するための方法として適切か適切な方法かという観点でしっかり整理していただければと思います。
0:46:28	多分前にオオヒガシが言ったように計画とか施工、
0:46:36	構成とか、そういうことだけで果たしてそれが説明できるのかっていうところがちょっとやっぱり基本になっております。よろしく申し上げます。
0:46:45	それで、
0:46:46	このページでいうとちょっとわからなかったのが実際にこのフローで 52.9 万前なこのフローが流れたときに、
0:46:59	検査が実施ができないものが 9 万 5000 万円あるという形になるんですけど。
0:47:07	この数字っていうのは、実際に流したときの数字の 7 / ちょっと疑念があるんで、ちょっと改めて確認をお願いしたいと思います。
0:47:18	はい。
0:47:19	クドウについては、すみません
0:47:23	施設といった施設整備ができていません。そういったには停止オオハシしたんですけど私説明しなかったのは、
0:47:33	ちょっと数字の割り振りですね。
0:47:36	あまり適さない部分は、
0:47:40	あります。これについてはちょっと修正させていただきたい。
0:47:44	きちんとした整備については、次のもう一つの資料のほうに衛星きた結果をさせられた資料ですね、そちらのほうで展開しておりますのでそっちで確認していただければと思います。これについては 9.5 万倍与えるミスリードしそうなので、
0:48:01	これについては取り消させていただきたいと思います。すみません。
0:48:09	専門家の家庭事情です。了解しました。
0:48:27	何かフジヤですけども、すみません、もう一つかな部分の資料のほうの説明のいかが。
0:48:33	こうしたような
0:48:36	確認させていただければ。
0:48:55	安全文化振興のこのF、これは先ほどご説明いただいた通りこれまでの健全性評価の
0:49:02	確認結果をまとめただけということでございましたので、改めて説明を聞くようです。
0:49:10	承知いたしました。
0:49:15	専門検査のタテウチです。

0:49:17	ちょっと今回のこの資料の話ではないんですけども、明日明後日で現地のほうにて記録をちょっと見さしてもらおうというところで、今考えてるんですけども、
0:49:34	停止失敗に、
0:49:39	48 ページで言うこのフローでいうと、右はじのほうに来る大たい検査後相当内容記録確認検査、
0:49:50	あと、
0:49:52	カナモトではなくて、
0:49:58	添付 1 のフローで言っても同じようにフローの右側の代替検査後記録確認検査項目に使われる記録っていうので。
0:50:13	実際にどんなものを考えてます、こんなものがありますという形で、もし明日明後日で提示するものができるのであればちょっと現場で確認できれば、お互いの認識が発生しやすいのかなと思ってるんですがいかがでしょうか。
0:50:32	本件はですね、今、
0:50:36	審査として説明したいと思っておりましたので、
0:50:42	なるほど。
0:50:44	はい。
0:50:45	社の決算タテウチ了解しました。
0:51:12	浅野ほかオオヒガシですけども、ちょっとこの話になるんですけども。
0:51:18	検討フローを使って後備とか、在宅っていうことをすべて回収してから出るので、前回の部会と審査会のお話ですけど、航空機のECTという
0:51:32	すべての環境まず①のところすべて入ることだろう。
0:51:40	それは事業者です。それはそういう考えております。
0:51:46	はい。所でPCTの設備に対しての要求をスタートは一番やろからスタートする。
0:51:57	一番左からスタートさせて長をカットしてその結果、国保税とかBとかっていう、そのファイルに伴さん、会社の方針のところ、
0:52:11	すべては持ってくだらうしはじめとして、これはこのところもあるんですが、まず時間としては、
0:52:19	Dの堆砂を洗い出したいということに注力するっていうことでよろしい。
0:52:24	その通りですね、準備がきちんと成立しないといけないというふうにしております。それをきちっとお考えがあれば、
0:52:35	ですので、区分Bを持ってやる。
0:52:39	その上で、過去からの性格が開くかほかの部分を整理していきたい。
0:52:47	そうすると最初成果物としてはやっぱり管理者の管理をすべての対象土地に何らかの検査項目検査項目決まってくる検査とか記録かということだけがすべての公開ところは最終成果として、
0:53:03	なんてことはそれはそれでよろしい最終成果物と行目ですけど、そう考えております。正しいですけど、早急にやるべきものが首を持ってますので、それ以外のところは、

0:53:19	施工に申請変更してですね、作っていききたいな。
0:53:24	先ほど言いましたように、様式 8 マイノリティでいろいろ整理をしていきますと、最終的にフィックスしていくのが結論に達していただきたいと思っています。
0:53:33	そこはしなかったことが作っていききたい。
0:53:39	その会社のオオヒガシですけど、操作の来多重性の撤廃パターンですけど、今回はそのに対する最終セント方も作業に対する生活と何か役割が違うので、その辺はですね。はい、昨今の中で明確に
0:53:57	今回のタスクとしてどこまでのものですね、ここまでつくればいいのかということにやっぱり時間も取りつつあると思いますので、その辺のところの、きちっと我々で説明していただきたいと思います。
0:54:09	はい。
0:54:11	ちょっとわかりづらくて申し訳ありませんが、3 ページの表たところにですね。
0:54:16	確認にあたっては、下にアクセスできないというふうにして作業を実施するというので一応
0:54:25	確認したつもりでは、我々としてはそう思って書いたんですけども、そうでくれない部分もありますので、きちんともう 1 回行っていききたい。
0:54:47	専門検査のタテウチですとちょっと開口部ですけども、
0:54:55	実際の 3 ページ。
0:54:57	4 ページ辺りに書いてあります。今後の設工認申請内容に応じて追加や変更等が生じ得るとか検査項目は洋式
0:55:09	8 整理により必要に応じて修正するという記載があるんですけども、これもアクティブ試験の影響、アクティブ試験の影響によって検査が生起しないものがないことを確認する目的に対して、
0:55:25	後からひっくり返るような影響が起きるようなことを、ないという理解でよろしいです。
0:55:33	はい。
0:55:35	そしては結論から言うと引き替えることないと思っています。
0:55:43	ただし、ちょっとやりとりもありますけれども、設計側のほうで整理する部分が出てきますので、それによって若干見直されて、それでフィックスさせていくのかなという
0:55:59	了解しました。
0:56:08	専門会社の文化施設本店に先ほど説明の関連なんですけども。
0:56:13	今回のタスクの最終成果物としてはそのDBの代替検査が必要なものっていうのを抽出してきたということで、あそこはあるんですけども。
0:56:24	この中の話ですね、計算条件、これは空気の代替検査と別にリンクしてるものではないと思うんで、例えば方位で接近性飲んでない場合は、
0:56:38	退職があった場合に、そこら辺についての部下の権限設定本当別に考える必要があると思うんですけども、その辺のところの整理結果、
0:56:48	考えられます。

0:56:51	perトミタ神奈川対象物としては、
0:56:55	オオクボなんだろうけども、この話って何か見えないのでということになると、警察も成立しなくなるんですけども、こちらを考慮した作業をやっぱり考える人がどうでしょう。
0:57:13	じゃあ、
0:57:17	今後、
0:57:19	区分だけだというふうに思っ
0:57:24	いろいろ
0:57:26	ございますので、
0:57:27	だけという整理はしてございます。
0:57:31	なのでそういった工法の評価も含めて、
0:57:39	設計
0:57:42	もう傘を聞かしてす。ちょっと説明したかったんですけど、検査対象設備については解散の成立性というのはおそらく区分Bの間検査のところ
0:58:00	はい、それは別に区分Bの回転体設備だけではないというふうに認識してるとこは大丈夫です。
0:58:19	安全。
0:58:20	あまり
0:58:22	繰り返し言っ
0:58:24	我々としては、分類については健全性として扱える評価扱わないのは評価する必要
0:58:40	終えるということになりますと、敷地が、
0:58:45	はい。
0:58:47	アシストの上からもこの健全性評価ってというのは、10 以外にも議論して実施方針の中のその健全性評価のところと同じコードが流れる職員も、
0:59:00	それには今回の管理表の 4 ページ、4 ページになる管理と別の整理になります。
0:59:06	なんか含めからの資料を見るとエクセルか何かデータシートを持ってるようなことを書かれてたんですけども、もう一つのものに対してすべて、例えばナンバリングされて、その対象機器にどんどん条川作っていくことが、あとはもう聞くようなことがわかるんです。
0:59:26	そういった整備変わりませんので、
0:59:31	情報管理票が増えたのは入っていません。
0:59:35	設備を使ってるかって整備になってございましては、検討した上からとして、
0:59:44	ということで、
0:59:48	規制庁の谷です。当サイト黄色い役割と若干関連するような話だと思ってるんですけど 3 ページのところに対応して理事会によって / 丸福会計あまり時間と

	<p>いうお話があつていれば、あるところに関しても、①から④の流れをフジヤなきゃいけないんですよっていうことは言って、</p>
1:00:07	<p>ですけど、今のお話で、⑤⑥で或いは迎えられたと思うんですけど、メーカーに関しても①から④のようなことをやって、要は対象特定して何するのかって考えた上で、最後できればなということで、</p>
1:00:23	<p>検討されるんだと思うですよ。それ型に回りますよっていう状況だと思ってるんですけどその設計がどのように指示されたという実績が表ありませんっていう話を言われた気がするけど所長がなかった場合はタジリしましたよっていうのはどのように示されているんですね。</p>
1:00:58	<p>日本原燃です。</p>
1:01:01	<p>最初のほうから5番6番についても記載を書いています。</p>
1:01:08	<p>それやりますということで整理した。</p>
1:01:12	<p>ただ先ほど前検査対象物と海かなあとの繋がりで整理しておりませんで、我々としては全数きちんと確認するということですね、弊社の入口で全部チェックしてみたということも、</p>
1:01:28	<p>健全性確認。</p>
1:01:30	<p>いう形をとるのかなというふうに考えてございますが、一つずつ機能付っていう形。</p>
1:01:37	<p>ないかなというふうに</p>
1:01:39	<p>規制庁建屋内の結果一つな話だと思っていて、ただしこの①から④の話だった内容は、検討対象機器の整備輸入と言われた区域になっていましたよっていう話を出してるんであれば、ちょっとこれだけの説明のところ、家庭使えたはずなんですよ。</p>
1:01:56	<p>こういった設備があつてというようなサポートが多少言葉日頃使わなきゃいけないということで駄目かなっていうのは別に一対一でインフラ店舗のタブに過冷却のさ上げる射出の下の</p>
1:02:09	<p>何を対象になるのは、もうちょっとよく整理したい。</p>
1:02:23	<p>専門検査のタテウチです。今の議論のところ、こちらは考えていたのは、検査対象機器の検査項目に関わるし、</p>
1:02:36	<p>閉鎖前確認事項。</p>
1:02:39	<p>これでいつも各機器の、ここに対して弊社項目が、</p>
1:02:45	<p>明確になったらその継続項目に対してのため確認事項で埋め込み金具とか他に事前に確認しておかななきゃいけないことに対するものが当所の計算で確認事項で確認しなければいけないので。</p>
1:03:03	<p>そうすると自動的に各機器の検査項目等、この計画で確認しゃべる込み金具等結びつくつまり明確に火をつけられるのかなと思ってたんです。</p>
1:03:18	<p>それで、実際に設工認対象機器に対する埋込金物がすべて検査として、伴った的に確認できましたっていう整理なのかなと思ったので、地方多いんですけども、とにかく</p>

1:03:34	今回の検査対象機器、
1:03:37	に対する説明ですね、堆積に対する及びから漏れなく網羅的にすべて確認できたという形がしっかりできるような説明の仕組みを作っていただければと思いますのでよろしくをお願いします。
1:03:50	いや、
1:03:51	はい。
1:03:55	今までですね、
1:03:58	取り扱いについての実施ということとはできない。
1:04:02	そこは整理した上で御説明していくと思います。
1:04:07	はい。
1:04:09	成長初めて入れかわったんですけど、上からタジリもあればと思うんですけど、1. として、これそれぞれの執筆してるんですかね、いつも過ぎて何倍とか安全とかな結果についてくるんですけど、やっぱりなじまない資料に示されても、こちらにいる。
1:04:26	ですけど、やはり事業者としては何⑤快適先ほど溢水の話が出たんですけど、そういったものでここ出席により開催という問題とか、それとも、この系統でNo.1 便目の管理をしていることからすれば使えないような気がしたっけ、その中にはですね。
1:04:56	日本原燃の話ですと埋め込み金物に関しましては、カミデでこれまで 52.5 倍ですとかそういったかたしておりますけれども、基本的には名組み込んだものを配置ですとか、そういうところから、図面単位で心を当課でマンマーやるとかというところから数字を算出しています。
1:05:17	それを 1 枚 1 枚 1 枚紙媒体でもあれですので、見込み金物 3 年間で何割ということで管理していた表みたいなものは存在しております。
1:05:31	エンチョータジリ店先ほど話が入ってるかって話に関連するとしたら、例えば弊社いけない機器が入ってトリガを選ば条件で確認しなきゃいけない県警金利と判定するやつは今売っては、例えばこの部屋の機器関係するものっていうで追っかけられるのか。
1:05:50	だから、要はリンクっていうのが入りづらいもんだらう。全く違うような管理をしているんだとか、せめて今まで言ったことはないかなと思ったらばれちゃうんですよっていうことです。
1:06:03	日本原燃が直してございます。
1:06:06	こういったものが配置図というものの中にはですね、機器のこの辺はどのように配置されていることから、そのサポートしているかという情報が入ってないのでになりますので、埋め込み金具埋設だけ見てもですね。
1:06:21	スズキがどうだこうだからとってるのかっていうのがちょっとわからないので、
1:06:35	規制庁カミデです。側面からの配置図というものがちょっとというものをを用いてもらいたいんですけど、例えばですね、建屋のあの辺案の提案の設計面の展開図って思っどどのケアの変更するっていうこの部屋には

1:06:54	あんまり転倒というところにメーカーがあるっていうそういう考えでそういう図面がですから3部屋単位であるとか、阿部審議官であるとか、どういう単位っていう説明つくってるんでしょうか。
1:07:09	読めなくなっております。基本的にはカミデさんがおっしゃった通りの認識で言って、部屋の広さとか、建屋の大きさによって、1枚の図面の中に幾つかの関連のものを配置したのもあれば大きいS5-01名分が一つ入ってる様々あるんですけども、
1:07:29	基本的な概念としましてはその場面ごとに外壁のどの辺に売り込み方がついてるっていうような図面になります。
1:07:40	規制庁カミデです。一応イメージとしては建築的な図面で亀の展開図ではないということをご理解しましたので、そういう意味でさっきの機器のリストの紐付けるっていう意味では機器がどの辺についているかっていうこともあると。
1:07:57	関係はあるとか取れるのかってイメージしたんですけど、そういう理解で正しいです。
1:08:07	日本原燃的那須でございます。ましてその部屋の中の方面に埋込金物があるというのはわかっていましてあとはタテウチ設計最小機器がですね、どれかというのが特定され、それがどこの部屋に配置されているというようなものがあれば、情報があればですね。
1:08:25	おおよその埋込金物の対象はどれだっていうのはわかりますまでぐらいの名称はわかります。
1:08:35	規制庁カミデですが、とりあえずどういう情報も足りているかということについてはわかりました。当然機器の配置実績がわかればといったもしくは当然わかっていると思いますので、そういう別室でできるっていうことだけはわかりましたので。
1:08:50	今それをやってくれと言っているわけではなかった状況としては待ったということで、
1:08:59	規制庁田尻です。今のお話っていうのはいろいろ壁のこの位置に流れるというのはわかるけどそこから、例えばどの配管サポートをつける過渡期ぶら下がっているっていうふうに分けて書いてないけど、その部屋にもあることはわかりがたいの位置であるっていうことはわかりますよと。
1:09:16	一体管理浮き上がっても、じゃあその部屋にあるそれぞれかなっていうことで示せば当然そこに関連する機器っていうのは、その辺があるっていうことになるので、その1ぐらいはありますよっていうことです。
1:09:29	タケダという地形理解はしました。日本原燃出しております。その理解で結構でございます。
1:09:53	第3のオオヒガシですけど、その今までの議論すると48ページのほうは、
1:09:59	広報なりを評価してるんですけど、結構場所のところ私はあくまで設置単位でフローを見てちょっと気についてるメンバーの落とし込みするんだと思ったんですけど、今度はない。

1:10:16	PAR
1:10:17	そうではないかなってという説明変数の健全性評価ということで一つ。
1:10:23	問題です。ただ先ほど申しましたように数字とかが、
1:10:28	整備することがあると思いますが、ちょっと
1:10:33	ということで、
1:10:36	考え方としては、部屋単位地域単位当たりべきということではなく意識で整理したというのは、
1:10:44	はい。
1:10:48	専門家さんオオヒガシですけど、まああの、今後のことになるかもしれませんが、52 分前全然だっということを確認しました。だから、なぜこの本店対策対象施設設備に何か御案内のあるんだけども、本当に前の前から、
1:11:04	それでもですよってという考えなの。
1:11:07	入所してるんです。
1:11:10	そうすると例えば退職のセキュリティレベル感はどうな状態の
1:11:16	いろいろとしてこの曲線と同じようなこのメンバーの力って何かプレッシャーがかかっている。
1:11:23	事業者さん出してもらえるんです。
1:11:27	おって、
1:11:30	何クラブ及び前だからいいんです。ただその何倍名前が使ってますけど、ちょっとわかりません。でも健全性聞くようですが、そういう説明です。今お話聞いて、
1:11:48	これは 52.9 万年前がすべて安全だということであれば、
1:12:00	もう
1:12:01	いうふうに考えました。
1:12:03	はい。
1:12:07	防火本格的なっということをもって、
1:12:10	はい。
1:12:11	大丈夫とかさ。
1:12:13	ここの結果、
1:12:20	規制庁簡便さ、先ほど聞いた話だと、ある程度低圧単位でグルーピングができるかって説明するかとこのやり方があるかというぐらいはリンクがとれるというお話だったので、先ほどのオオヒガシの質問に対しては、
1:12:37	1 万 1 万 1 対一ではないかもしれないけど、ある機器に対してそのメーカーの記録はこういうふうになっていますと言われると、そのペアパターン 1 この辺閉鎖局はこれこれです。こういうメーカーさんがこういう、
1:12:53	内部の検査をした記憶が残ってますというものだけはそういうレベルがすぐ出せますそれ以上、三つ以上詳細のほうでちょっと考えさせてくださいということじゃないかと思ったんですけど、そういう委員会じゃないですか。あくまで向こう 12 分 52 万分の 1 ですという形ができないということなんじゃないかな。

1:13:17	安全ですけども。
1:13:19	当初びっくりしたという形で全体での評価というふうに考えたってということで、今説明をしたものでございます。今共用
1:13:32	いただいた中でやっぱり手配するということであってですね、整理していく中で、
1:13:40	評価でもあると思います。それはまた改めて相談させていただければ。
1:13:55	規制庁田尻です。考え方違いのところですけど、52.1万枚で止まるっていう限定はされてるんですけど、例えば10万発生したってなったら、その別の特定都税指定の堀家でも大丈夫で示してあると思いますよ。
1:14:11	だから、何か、結果論っていうことじゃなくて関係系ぐらいは言えとレガシーを示させてもらった話だと思うんですけど、事業者としては当然把握してますというぐらいの説明をしてくれるとありがたいなと思うんですけど、何か。
1:14:24	これ全部何を指して確認証を説明しており、また別な話であると思うんですけど、事業者として何かでもいいましたDVでしょっていうのはやっぱり中山はあるので。
1:14:37	いろんなことを告げて結果全部見ましたが、ただ一番最適な意思決定をしろって言わせていただいていたと思うんですけど。
1:14:46	①から⑧まで持ってきちゃうと思うんですけどやると変わらないと思ってるものも変わらないかもしれないけど、なかなか説明の仕方にもよるのかなっていう気もするので、その辺りは検討いただければと思います。
1:15:00	ありがとうございます。承知いたしました。
1:15:18	県だけの削減、
1:15:21	配置クマガイですけども。
1:15:23	我々3月17日に実施させていただいた面談で、
1:15:29	この埋込金物も一番11投資家上の数をしようとしていただいて、
1:15:36	ことがあるんですけども。
1:15:39	それが先ほどやってるってことはある程度、
1:15:43	そういう施設にくっついてるってというのは、
1:15:47	わかってるような気がしますのでそういう情報を受けてるっていうところもあることをご認識いただければと思います。以上です。
1:15:57	日本原電複雑でございます。クマガイさんのほうに、3月の面談の中で御説明した際に、埋め込みなどの中で安重機器の荷重を支えているものが幾つありますかという方法を11月のデータでいただいておりまして3月いっぱいイトウしたところでございますが、
1:16:15	その他のメンバーの中でも少し触れたんですけども、詳細にですね、この埋込金物分野安全設備の荷重を支えてるのっていうところは一番初めの特定はできないですから、その部屋の中にある時期がある部屋につきましては、ここはすべて

1:16:32	安重とか調査されていると仮定しての前のカウントだということを名中でも御説明をしたと思いますが、そういう絵とかとかの方をしておるというところがございます。以上でございます。
1:16:47	承知しました。そういう説明の仕方も有効かなと思ひまして、ちょっと補足させていただきます次第ですな。全く。
1:17:00	この安重システムの可能なものが把握できてないっていうことは我々、そうじゃないということをもってますので、ちょっとこういう部屋単位の情報ぐらいであれば提供できるっていう説明された方がいいかなと思ひましたので回答させていただきました。
1:17:33	専門検査のタテウチ出してもらう話変わるんですけども、45 ページのありがと代替検査評価確認商工じっと見ていると。
1:17:46	研鑽を低というところに書いてある。
1:17:52	当判定基準、
1:17:55	になるだろうという圧力ですね、弊社の
1:18:00	これに対して、代替検査の手法のほうで確認しているのは、運転状態の
1:18:08	いう形になると。
1:18:11	この二つの関係の関連性が具体的にこう入ってあまり収入。
1:18:18	最後にまたて建設中の耐圧漏えい検査の実績を確認するっていう形で、最後のところは逆に
1:18:27	大丈夫ということですけど、その辺の書き方考え方なんですけど、まず最初に検出時の耐圧漏えいが十分で
1:18:39	問題ないことも確認されていて、それ以降を健全性が維持されている。
1:18:47	前回は運転圧でやっても問題ないかと大学生としてっていうかパッチの方式を流れるように思うんですけども、その辺の交換願書の方。
1:19:01	見え方っての補助を検討していただければと思うんですけど、よろしく願ひします。
1:19:06	4 点目です。
1:19:08	確かに最終的な建設時の対策を
1:19:14	あほ
1:19:15	照明としたらいいかと思ひますので、ここに限らずですね、そういったところも含めて考えていきたいと思ひます。
1:19:33	規制庁、亀井さんほか性等が行われます。
1:19:38	でさ。
1:19:40	よろしいですか。
1:19:53	セグメンテーションタテウチです。
1:19:57	今後のスケジュールについて、ちょっと確認したいんですけども、
1:20:04	この辺のデータの内容でできる範囲で多分次回このポイントの部分っていう説明ができるかと思うんですけどそんなところを考へてるかと考へておりましたら願ひします。

1:20:17	ございますので、できるだけ早くお示ししてですね。
1:20:24	こういう理解を深めていただきます。
1:20:30	ちょっと資料いつ出せるかということはまた改めてですね、階層化させていただければ。
1:20:37	戻ってですね、国政規定。
1:20:41	まず、
1:20:43	使っていることはできますので、ちょっと
1:20:47	次はでお願い差し上げたい。
1:20:54	はい、了解しました。
1:21:00	規制庁か年数が国家よろしいでしょうか。
1:21:05	なければ、検査といふかなといわれて次耐震の議題なんですけど、出席者の入れ替えもあって、15時10分から開始したいんですけど、今回のオйкаワでしょう。
1:21:22	承知いたしましたっていうか、はい。
1:21:25	はい。
1:21:27	はい、それではいいと思います。よろしくお願いします。
0:00:00	はい、日本原燃日本原燃さんはですね、起電耐震任せます駅舎、
0:00:05	はい、すいません熱を規制庁カミデですわな。これから再開します。まず耐震側の議題に移りますので、まず規制庁側の出席者は
0:00:20	PCのカミデaツガネハバサキIAEAモリノタケダとなっております。当日本原燃側から出席者等、あと資料の紹介ですね、税をお願いします。
0:00:37	はい。去年サガワです。記念耐震の出席者としては、部長の蝦名。
0:00:43	キクチヨシダ、スケカワサガワとなっております。本日の説明資料につきましては、類型化というところで4月15日の審査会合で説明した内容のスズキというか、内容について説明しますっていうのが1件で2件目としては、建物が統合、
0:01:03	王道の資料になりますけども、網羅性っていう資料について説明させていただきます起電耐震としては説明内容は2件となります。
0:01:11	はい、お願いします。
0:01:14	はい。規制庁カミデです。それではまず耐震起電07の資料、これは4月28日に提出を受けている資料ですけども、大体中身を確認してですね、特に追加で説明したいことがなければ、
0:01:30	こちらのほうから確認を進めていきたいと思うんですけど日本原燃後よろしいでしょうか。
0:01:37	日本原燃さんはですね、ちょっと2点だけ説明させてください。はい、すいません、質問終わらせますと、1点目としまして本今回の資料っていうところは4月15日の長谷川管理官の御指摘にありました6月24日に出てます規制庁ペーパー

0:01:53	に対して、15日の段階では計算書っていう言い方をしていたんですけども、実際は設備形状に伴う評価式の類型化をやってございましたので、そこについて修正してございますと、それから、そのあとにお示ししますとしてございました説明の類型化までも今回含めておりますというのがまず1点です。
0:02:12	2点目としましては、ラップアップのときにコサク調査官のほうから指摘ありましたこれどこまでやるんだっていうところに対しましてちょっと自分会話させていただきました。その中で第1回と第2回の線引っていうところまでを今回類型化耐震としてはやりたいということをお話しまして、資料の構成としましては、
0:02:31	第1回の冷却塔と配管っていうのは、申請設備になってございますので、そこに付随する設備っていうのは網羅性の資料の添付の6の中で代表と代表以外っていうところで示してございますっていうのが一つです。二つ目としましては、現在つけてるサンプルとしましては、
0:02:49	先行審査とならないように、既認可の計算書をつけさせていただいてますんでそこについては、工事管理で申請書差し替えていきたいということで考えているということで、ここまでが第1回と第2回の整備ということで準備させていただいたところが不足になります。以上です。
0:03:05	お願いします。
0:03:09	はい。規制庁カミデです。それでは私のほうから何点か確認させていただきたいんですが、
0:03:16	まず前回の会合の指摘の回答がですね、この資料のどの部分に反映されてるかっていうのをもう少し説明いただきたいんですけどよろしいでしょうか。
0:03:31	はい、サガワです。
0:03:33	今亀井さんの御指摘というのは長谷川管理官からの御指摘ということでよろしいですか。
0:03:39	規制庁カミデです我々あの記事のほうから指摘があったと思うんですけども、ツガネの方からですね、指摘があったんですけど基本設計方針に計算式を示す設備がどの程度存在するかとかですね。
0:03:56	個別の計算書で計算し今日示せ設備をどのように類型化するのか、また波及的影響に完成設備でやったり、水平2方向の話とかですね、どういうふうに琉球弧するのか、どうなるのかということをお話してください。
0:04:12	お伺いしていたと思うんですけども、ちょっとその辺の回答がですね、どの範囲に対応しているのかということをお話してください。
0:04:22	はい、日本原燃です。すいません、本旨のほう4ページ目等本添付資料11ページ目。
0:04:30	一緒に見ていただけますでしょうか。
0:04:39	はい、どうぞ。はい。
0:04:41	今カミデの中で執行指摘ありました基本方針との関係性っていうところで、本市で言いますと、2ポツ1項のところの基本方針の計算式はというところに載ってきますよっていうところで開く撤去方針。

0:04:56	を明記してますというところです。2 ポツ 2 行のところの基本方針に計算してお示している設備等の検討。
0:05:07	備考のところを示していない設備でつくこうゆう類型化をやりますよというところで、主にFEM解析の言葉を書かせていただいてまして、いずれにしましても、今日方針の本当に心から計算式すべて示してますのでそこから書き下してきまして、
0:05:23	そこを類型化しますっていうことを本旨のほうに書かせていただいてますんでそうなったときに、ちょっとわかりづらいので 11 ページ、先ほど見ていただきたいといった店舗を見てください。
0:05:36	はい。この添付の中で基本方針を今回出すものと今後出すものっていうところで第 1 回申請範囲っていうところまでを示してございます。ここの黒い来るわけですね、黒い枠っていうところが、例えば本当機器の耐震支持方針配管の支持方針がクドウ地域方針とか、いろいろなできます。
0:05:56	その中で、北のほうですね、4-1-2 と工事海浜成ってくるんですけども、ここには定期的視点っていうところの基本方針で計算式の制定ます、これらについて類型化をしていくっていうところになるんですけども、先ほどの波及影響とか水平 2 方向とかどうなるんだっていうところなんですけども。
0:06:16	波及影響の基本方針というのはその上に示してございまして、ここは波及影響の抽出の仕方、どういうとどのように特定するかということを書いてございませぬ。これに対しまして評価をやるときは、機器であれば先ほどの 1-1-10 であったり、1-2-1 だったりっていうところで同じような評価をした上で、
0:06:36	予算書準備していくっていうことになります水平 2 方向は一方向の結果に対して 2 方向の結果を準備していくっていうところになってきますので、この後また資料の中に添付資料をつけてますけども、イトウをやっていくことになると、先ほども少し的にありました機器配管ダクト、
0:06:54	っていうところはこの基本方針の式に基づいて、設備形状に基づいた評価をやってございまして、そこで類型化をやっていきますしまして、代表設備に説明するということで、今本旨のほうと添付のほう用意してるっていうところになってございませぬ。以上です。
0:07:15	規制庁カミデですとちょっと一つずつ確認していきますけど、その基本設計方針に計算式を示す設備、要は県示す計算式っていうのはこれ何本になりますか。
0:07:29	今回工事管理含めて、
0:07:34	はい、センサーですちょっと上から順番に行きます。
0:07:39	まずこの 11 ページ目させた上で説明させていただきますというところで、まず配管系っていうところで行きますと、定ピッチっていう所た視点っていうところがありますので、そこは一つずつになります。
0:07:53	Actっていうところになりますんでダクトにつきましては低ピッチの評価しかございませぬので、一つということになります。

0:08:01	で、
0:08:02	機器の 4-1-2-1 というところの携帯式なんですけども、そこにつきましては、下のページ 12 ページ、次のページに示してございます。
0:08:11	うん。
0:08:15	12 ページに示してますんで 47 まで 7 というのが認可のときから示してる本 当手計算式ということになってございます。それに対しまして、個別の計算書 で手計算をやってあったものがございまして、今回は基本方針にそれを入れ ますというところで別添 48 から 56 というところに、
0:08:35	なっております。て一形式の本当数としては 56 ということになるんですけ ども、そのうち、事業者の管理で行っていくってこのグレーハッチングして るやつですね、この 24 種類の B クラスってところは事業者の管理で評価を やっていきますので、
0:08:52	本当お示しする計算書としては 31 種類ということになるってことになっ てございまして、最後に残りました FEM 解析ってところなんですけども、そ こにつきましては個別の計算書の中で評価式を展開してやっていくってこと になってございまして、
0:09:08	そこにつきましても今回類型化していきますので、その数としては 21 とい うことになるということで今考えてございます。以上です。
0:09:19	規制庁カミデです。
0:09:22	説明を多分 4 ページ 5 ページののかなと思ってたんですけど。
0:09:29	改めていくとさっきの 31 とかっていう数字がこの中に特に見えてなくて、
0:09:37	この 2.2 のところからちょっとながら、もう一度説明いただけますか、その 47- 23 なのか、でも、そのあと 32 とかっていうのがあるので、ちょっと説明をお願 いします。はい、値下がりますいせん自分ちょっと引き算間違えました。
0:09:55	4 ページの下のページ 4 ページのところです、先ほど話をしました 47 種類 ってところ、これが既認可から出たものになってございまして、そこに対 してグレーハッチングしている B クラスってところで 23 なので、
0:10:10	ここを引くと 24 っていうことになっています。平成 24 年 5 月が対象かとい うと、上記以外というところで個別の申請をしたというのを次に書かせてい ただいてまして、その数が 9 ということになりまして、総数としては 32 とい うことで本旨のほうに書かせていただいております。
0:10:28	以上です。
0:10:32	はい、ここに規制庁カミデです時機能の耐震計算書で
0:10:39	基本設計方針で携帯式を示すものっていうのは今んところ、30 になるって いうことですね。
0:10:47	それで言うと、配管については、標準支持間隔で一つではりモデルで一つ計 二つということですか。
0:10:59	日本原電サガワディスコ指摘の通りです。
0:11:02	はい。

0:11:03	規制庁カミデです。そのそしてとダクトはタジリ天堀モデルをやらないので、日本ですということになるのでしょうか。
0:11:14	はい。
0:11:14	その通りです。
0:11:19	はい。
0:11:21	後ですね
0:11:23	今お話いただいた基本方針に計算式を示さないもの、それを除くものとして、個別の機器の評価、個別のFEMモデルみたいなものがあると思うんですけど、それは
0:11:39	どれぐらいの分類になる等を今計画してますか。
0:11:44	日本原燃吉原でございます。
0:11:47	個別の計算式を示さない設備としましてポータル約 110 ぐらいの設備であるんですが、それに対して 121 測線 175 時 21 分離イノお願いと考えてございます。
0:12:01	すいません、日本原燃サガワで補足しますとFEMで提出する設備というところにつきましてはMOX含めて約 110 基ありますということになってございます。そこに対しまして程度同様の計算式を使って使用しているもの、例えば今回であれば冷却塔っていうところでそこは類型化しますよという考え方で類型化していく。
0:12:21	あと、110 件あるものが 21 分 0 になるっていうことで今考えてございます。以上です。
0:12:29	規制庁カミデです。そういったその数字は今この資料にないと思うんですけどそういうことも会合では説明いただきたいものとして伝えてありますので、きちんと考えて
0:12:45	示してそれがどういう考え方でやってるかっていうことも書かなきゃいけないと、それについては 5 ページのbポツに書いとるっていうことですかね。
0:12:58	そうですか。ご指摘の通りとなってございまして、5 ページのところ、今の考え方というふうに類型化するのっていうところを話してまして、添付資料の 2 っていうところの 13 ページでPMをこういふふうに類型化するよということを参考でつけてございましたと。
0:13:15	最初に御指摘ありました分類の数っていうところにつきましては、ちょっと自分第 1 回と第 2 回の線引っていうところでちょっと今回またとかがなかったところもありますけれどもそこについては数把握してますので記載します。以上です。
0:13:31	はい、規制庁カミデです。そして後は波及影響を、の設備については、今説明いただいたように基本方針に計算式示すもの、もしくは示さないものの中に含まれてい。
0:13:47	粒径としてはそこにまげて、説明するというような形ですか。

0:13:54	はい、日本原燃さん側で少し指摘の通りですね添付資料側では含めますということか書いてますけども、本震には書いてあるのか。
0:14:05	添付資料にしか書いてございませんでしたので、本市の中でもそこを含めているというところは追記します。ご指摘の通り含めます。
0:14:13	はい、規制庁カミデです。あと水平2方向の影響についてはどういう、そういう形だとどういうところにまぜ込まれますか。
0:14:24	はい。企業原燃サガワですと水平2方向の説明に当たりまして代表設備の選定少し補足させていただいた上で、水平に行うお話しさせていただいてもよろしいですか。
0:14:35	一言だけです。
0:14:37	はい、どうぞ。
0:14:39	34ページに代表設備の選定というところで流れ図ちょっと書かせていただいております。
0:14:51	はい。
0:14:52	これにつきましてはこの後説明します網羅性っていう資料溶け建物側と共通というところで四つの観点っていうわして言っているものですね、許可整合というところであったり、他電力の、
0:15:04	だって実施内容とかっていうふうになってきましてその中からどのように選ぶんだっていうところでその中で水平2方向出していきますっていうところに繋がりますので説明させてください。はい。
0:15:15	先ほどの分類というところになってきまして、FEMモデルと本当は計算の分類で考えますと56分で、
0:15:24	それから、57分類になりますと、そこが入口になってきますんで57分類の例えば50七つの代表設備というものをどう選ぶかというところで一番上げてます。そこにつきましては57分類がいずれの分類であろうが、設計基準と重大事故っていうのはそこに重複してきますので、そこからスタートさせてます。
0:15:44	そこに対しまして1の観点というところで位置の鑑定は許可整合というところの観点になります低許可整合の観点で耐震側でやらなければいけないものとしましては、一つ目として、1-1の関東の鉛直っていうところで、これに対しては全設備が対象になってくるというところになります。
0:16:00	二つ目として、ここで重大事故における対応っていうところが出てきますので、この位置の観点で代表設備の候補を選ぶに当たりましては重大事故を実施するという設備を選ば選びます。
0:16:12	重大事故の対処設備っていうのを代表の候補として選んだ上で、次に進みまして、4の観点というところで、網羅性の資料で、横軸のほうで前回の指摘ももらったりしている例えばSDとか鉛直度っていうところ遅れるのはやろうとっていうところとか、

0:16:29	説明しなきゃいけないものを一覧表にまとめているのが網羅性になってまして、その④の観点というところに最も多く丸が入るものをそこで次の代表候補の
0:16:40	そして選定しますんで、選定した上で最後に3の観点を指摘ありました水平2方向の対応っていうところになってくるんですけども、水平2方向の対応につきましては、今後説明しますということにしてるんですけども、全設備を対象に、
0:16:55	影響有無ってところで説明していくことになりますので、その分類の中では影響があるものないものっていうことになりますので、じゃあ3の観点というところにつきましては、4の代表候補の中から、
0:17:10	応力比が最も大きいもの、水平2方向なので、最も大きいものを選んで代表設備として説明するということ考えているという結果になったときに、横のほうですね、ちょっと脱線するんですけど、代表設備以外の設備の中で説明項目が出てきたものは差分として説明しますよっていうところを考えているというのが、次に方向のやり方、
0:17:30	になってまして。で、問題の製品報道出すんだっていうところなんですけれども、下のページで、
0:17:38	36ページですね。
0:17:44	はい。
0:17:45	設計基準における日本のヨシダでございます。
0:17:49	周辺に本コードの計算結果とですね設計基準の計算結果というところに関しまして、設計基準の結果とひもづけした形で出すことを考えてございますが、36ページ右側の図を見ていただきますと4-2の対象施設の耐震性に関する計算書の中に、さっきの基準の計算書の結果といたしまして、4-2-1-3。
0:18:10	経産省設備個別のものをお示しすることになっております。
0:18:15	これに対しまして水平2方向野影響ありと判断した設備に対する影響の結果をですね、その下の4-2-2、水平2方向及び鉛直方向地震力三つそれぞれ影響評価結果というところで、
0:18:31	これを設備の名称紐付けた上で御説明設計基準の結果に対する周辺高校の結果ということで、
0:18:39	結果を一覧表で示すことを考えてございます。
0:18:43	以上となります。
0:18:45	規制庁カミデです
0:18:48	情報をお聞きしたかったのは申請書上、
0:18:52	申請書における類型化っていうのはどうなりますかって言う話でそういう意味で言うと、水平2方向の影響。
0:19:01	においても、先ほど説明いただいた計算式の粒径加の中で類型化のような類型化に合わせて説明するということなので、何か水平2方向だけ別の累計で説明していきますということではないということですね。

0:19:19	はい、日本原燃サガワです。今の御指摘につきましては、前々回の審査会合のツガネさんの御指摘の内容だと理解してございますと、あのときの会合でも十分回答したんですけども今類型化分類というところがおかしくなっていてますというところで、
0:19:35	そこについては類型化今やってる類型化ですね、の説明をした上で軌道修正をしますっていう話をしておりました。今のカミデさんの指摘に対しましては今回類型化っていうのを本当基本方針の分類にまず戻してますので、そこを起点として水平2方向もスタートするので、御指摘の通りそこは一緒になるというところで今考えてございます。以上です。
0:19:57	はい。規制庁上出です。そういったですね事がなかなかこの資料の中で読み取りづらいような形になってますので、これまでの会合の指摘を踏まえてですね、きちんと網羅的に
0:20:14	ある程度まとまった形ですね、説明できるように資料を
0:20:21	直していただければと思います。
0:20:26	あと前回の会合ですね、全体の類型化とあわせて説明するっていうおっしゃってたんですけど、今回町耐震だけの話になっていてその全体の累計カードの対応っていうのが今どういうふうに考えているのかっていうのを説明してください。
0:20:45	日本原燃の生駒でございます。全体の類型化につきましては、共通資料の共通ゼロという資料で類型化の考え方を記載しております具体については今資料として整理をしているところでございますので、一旦その共通資料のほうで全体が類型化の
0:21:04	考え方、どういうふうに類型化していくかというところをまとめてございますので、そちらのほうで説明したいと思います。
0:21:12	規制庁カミデですある程度のあらましを今説明いただかないとですねそれに従って、この資料も考えてますっていうところがよくわからないんですが説明、何かできないでしょうか。
0:21:30	2本目の行でございます。全体の類型化につきましては、いわゆる評価項目ごとにそれぞれの特徴がございますので、設備の特徴や評価手法に応じて類型化すると、それが耐震の場合は、今回、今説明したような内容で
0:21:47	それぞれの評価項目ごとに分けていくということになるんですけども、これが今回申請している耐震棟、あと外部衝撃については、もう少し細かいところまで説明する必要があると思っていますので、
0:22:03	その外部衝撃で
0:22:08	どういう連携強化をするかというところについては、改めてまた説明したいと思いますけれども、評価項目として分けていくと。
0:22:19	いうことでございます。

0:22:22	そこの類型化をしていくプロセスについては申請前に1回御説明させていただいておりますけれども、洋式67いわゆる基本設計方針からどういう評価項目があって、評価項目として何を分類していくかという展開をしておりますので、
0:22:40	それをベースに各条文ごとに評価項目を並べていくという整理でございます。以上です。
0:22:51	規制庁カミデです
0:22:54	そうすると、全体として類型化の考え方としては損説明項目耐震の新しい委員会部署な外部事象という中でそれぞれやるべきことに対して類型化を適切に行う方針だから、
0:23:10	耐震は耐震でまず話をスタートしても構わないんだという整理を進めて全体で進める中での説明として理解しましたので、とりあえずそれを日興しましたので、
0:23:26	ちょっと中身の話をしますとですね、6ページになるんですけど。
0:23:33	ちょっとこれまでもいろいろ伝えているところなんですけど、2ポツ3とか2.3.1などに語尾にですね説明を行うっていう形で記載されているんですけども。
0:23:49	この説明を行うっていうのはどういう行為なんですかと申請書に書くんですか。補足説明にするんですか。はたまた、また別のことなのかというのがよくわからないので、資料を作成する上でそこは明確にしていきたいんですけども。
0:24:07	ちょっとまあ、例示としてですね、6ページの2.3とか2.3.1に書いてある説明を行うということを考えているのか今説明してください。
0:24:20	日本原燃沢です。
0:24:22	はい。ここについてはちょっと意図的に入れちゃったっていうところで、今まで指摘を受けてる資料の説明を行うっていうのはちょっと意味違ったっていうのは自分に主やったんですけど、読んでしまうと同じかなっていうところですが、今の御指摘ということで書いたかっていうところなんですけども。
0:24:39	類型化に当たりましたはちょうど1年ほど議論させていただいて脱線しちゃったところもあるんですけども、まずは設備形状に基づいた類型化をやりますというところで、それが第1ステップだと考えてございますと、そこに対しまして第2ステップとしましてイノ成り立ちっていうところを考えていくと共通部分があるでしょうと。
0:24:58	申請書は例えば鉄骨が47個出すんですけども、共通の部分っていうところは、ほかのもので説明をすることで、そこはショートカットというか、本当は簡易的に合理化できることできるでしょうっていうところで、今回、気体にステップとしては説明方法の類型化というところで今示しました。
0:25:18	で、ここの帯のところにその言葉がちょっと出てきちゃったっていうところなので、そこについては、意味のある言葉に直すということで今考えてございます。以上です。

0:25:30	規制庁カミデです具体的にどうということなのか、既設工認からの評価条件の変更についても分類した上で説明を行うということで、どうということなんでしょうか。
0:25:45	はい、日本原燃澤邊です。
0:25:46	参考 2 ポツ 3 ポツ 2 行ですよね。はい。
0:25:50	下のページで 31 ページ。
0:25:56	規制庁トミタの 2、2 ポツ 3 のまた書きのところに今確認しようと思ってたんですか。
0:26:02	そこですみません日本原燃サガワです。また書きのところで書きでそこを書き下したのが 2 ポツ 3 ポツ 2 行の評価条件を変更した設備の説明方法というところで章立ててましたすみません。
0:26:20	はい。
0:26:21	はい。
0:26:23	評価条件の変更というのはどのように出てきますかっていうところで、下のページ 31 ページというところで、当期臨界使っていた諸元表のサンプルっていうか明らかじゃないですね、緒元 100 サンプルをつけてます。
0:26:37	はい。
0:26:38	評価条件を変更するということになってきますと、主に寸法の変更とか温度の変更使う基準の変更というところになってくるのかなというところになります。そんなとき時に、これも去年の面談のときでいろいろ相談させていただいているときに、
0:26:53	どう我々最初考え間違ってます、衡平変わったところについては逐一説明するって考えていたんですけども、ここの評価条件っていうところは代表設備にまず変更点を説明してあげて、例えばここの諸元のここが変わると、評価上こういう影響があるよっていうところで、
0:27:13	すべてを網羅的に説明したいなと考えていきたい。はい。まずこの添付の 4 に示してあるのは、これは申請書の添付書類ですかそれとも補足で出そうと思っている書類ですか。
0:27:27	はい。
0:27:28	日本原燃サガワです。今後申請しようとしているものの、現在サンプルをつけさせていただいてございます。
0:27:38	申請し 31 ページに聞こえたのを申請書のイメージっていうことですか。吹き出しも含めてこれどういう意図なのかよくわからないんですけど。
0:27:50	はいイトウ 31 ページのサンプルのベースとしてつけているものは、今後申請する申請書そのもののblankホームページでそれに対しまして、どういう考えで作るんだっていうところで、今本当。
0:28:05	テキストボックスとか張ってるところについては申請書ではございませんということになりますのでホームページだけが申請書ということになります。
0:28:17	はい、申請書のフォームに対して

0:28:21	なのでこういう例えば変更箇所の申請書の中で変更箇所にはこういう枠をつけたりとかそういうのでハイライト表示したいということを説明を行うといっているのか、また別のことなのか説明してください。
0:28:41	はい、日本原燃サガワです。答えから言いますと、別のことをですね、これはサンプルとしてますので申請書自体はそのものを提出しますと、じゃあ、例えばこの設備というものが変更されたというものをどこでお示しするかっていうところになりますと、そこは本当網羅性の資料で説明したいと考えてございまして、下のページ、
0:29:14	下のページ 37 ページがちょっと代表設備の説明なんですけれどもそこで変更点をどう説明しようかっていう漫画もちょっとつけてますのでちょっと 37 ページで説明させてください。
0:29:27	はい。
0:29:28	実際に網羅性の資料のほうにつきましては、縦軸すべての設備を並び方ですんでそこに対しまして横軸、先ほどから話をしている四つの観点というところで話をしていまして、二つ目ってところの観点が既認可からの変更点というところになってきます。
0:29:46	例えばこの設備であれば一番上の〇〇〇設備といったところが区民から評価条件を変更してますよというときは丸が入りますのでここですべて示すことは難しいので、この 6-1 っていう 6-2 っていう資料の後ろに 6-3 という資料でこの後網羅性の話をしますけど実際つけてます。
0:30:05	で、この下にちょっと漫画載せてますけども、この〇〇〇設備ってところの何を変えたよってところはこちらで一覧表をすべて設置示した上で、申請書の説明に当たりましては、実際に出したものと、この網羅性の資料を準備した上で、変更内容っていうのを説明したいと考えているというのが、
0:30:25	らしい言い方になります。以上です。
0:30:30	規制庁カミデです。そうすると、我々に書面として出てくるのは、
0:30:40	先ほどの 31 ページのこういう吹出しとか枠がない状態の普通の要目表をですね、要目表は添付書類に出てきます。
0:30:50	要目表みてるだけだと聞いた工認の条件から変更したかどうかわからないので、それについては、37 ページについての補足説明資料ですね、
0:31:06	見てくださいと。ここに行けば、丸がついているので、圧力だったり、それが既工認と変わってますと、
0:31:17	ということですかそれがわかるよということを説明を行うという表現にしているってことですか。
0:31:26	4 年生で少し御指摘の通りでございますそのような申請をしようということと考えてございます。
0:31:34	規制庁カミデですそれだとですね。値がどう変わったですとか、くそも変わった帰ることの妥当性みたいなものとか全然説明がなされないように思うんですけど、その辺既工認との変更点っていう補足説明資料も出てきてますけど。

0:31:53	そういった説明はされないということなんですか。
0:31:58	日本原燃さんあれすいません言葉をショートカットしてしてました。申し訳ないですとあくまでも申請書っていうのはあんまり今まで従来通り出してた個々の設備に対する結果というのをお示しますと、設備の管理としてはこの網羅性という資料を建物も綺麗がもう、こういうことやっていくよということで次の資料で、
0:32:18	管理をしますと、それに対しまして、既認可からの変更点とか妥当性っていうところについては先ほどカミデさんからご指摘ありました通り、冷却塔であれば、冷却塔の中で補足説明を起こしてますので、今後も同じように作っていくっていうことで考えているっていうのが、
0:32:34	正しい言い方です。なので三本建てっていうことで考えてるところになります。
0:32:40	規制庁カミデです。その最後の変更の既認可からの変更点の説明において、一つ一つの設備すべからくではなくてそこを類型化を活用した代表設備に対して、
0:32:57	説明をすることで、全体スリムスリム化して説明するというのを考えてるっていうことですか。
0:33:06	日本原燃、嵯峨です。その通りでございます。
0:33:10	規制庁カミデです。そういったことがなかなかこの資料からは読み取れなくてですね、今言った確認したようなことがすべて説明を行うっていう言葉に集約されてもですねなかなか理解が進まないの、ある程度
0:33:28	書き起こしてもらってですね、この資料にこういうことを説明します。この資料ではこういうことを説明しますが、この資料にこういうことを記載します。この資料にこういうことを記載するというような形でわかるようにしていただければと思うので、少し資料のブラッシュアップをお願いします。
0:33:47	日本原燃サガワです。了解しました。
0:33:52	はい。あと、5 ページ目。
0:33:55	配管についてですねと配管の標準支持間隔の評価っていうのがあるんですけど、これは今日、後で説明いただく。耐震建物 01 のですねページで言うと、通しで 21 ページ。
0:34:15	になるんですが、
0:34:20	何やるあの標準支持間隔表かといっても第 1 回と第 2 回以降でちょっと違うんですね第 1 回では、第 1 回分の定ピッチの説明をしますというのが建物の耐震建物 01 で読み取れるんですけど、そのことと、ここ 1 分類でいいんです。
0:34:40	って言っている関係がよくわからなくてですね、ちょっとその点説明をお願いします。
0:34:48	年々トミタでございます。今の御指摘に対しましては、
0:34:53	噴火からの変更点提案すいません網羅性向こうで書かせていただいているのは、

0:34:59	媒介申請の方は補強設備に伴う変更でございまして評価条件の変更ではございません。
0:35:05	だから、こうで示そうとしているものに対しては、認可時に使っていた評価条件ですね、それを先頭それがすいませんそもそもうんと音声の資料の同研究室本市の
0:35:20	7 ページ目ですね、書かせていただいていると配管系の使用口径、板厚ごと、
0:35:26	このイトウ、
0:35:28	をした条件ですね、これね。うんと評価を行ってございました既認可時は、それを今回申請においてはそこを詳細化していますので、そこを国交次官新星堂示そうということで、今回申請と第 2 回申請では異なっているところになっております。
0:35:47	ですので、
0:35:50	すみません、ちょっと
0:35:52	すみません。
0:35:57	その辺ちょっと表現です。社長が言ってください。
0:36:32	すみません日本原燃さんです。自分の方がちょっと勘違いしました。本当工事乖離示すのは、評価条件っていうところになりますので、評価の手法というところでは先ほどうちのトミタが言った通り 1 分類ということになります。本当。
0:36:48	次回のほうに行きましてはちょっと我々セル内というものがございまして、先行炉さんのやり方等は一部違って評価条件をどんどん変えてるっていうことで評価フローを描いてるっていうことになってきますので、この評価フロー全体につきましては、次回の中で示しますと、
0:37:05	なのでカミデさんからご指摘ありました定ピッチっていう評価手法っていう観点では 1 分類なので、ぜひ計画の観点では一つになるっていうことになります。すみません混乱させました。申し訳ないです。
0:37:18	規制庁カミデです今の説明からするとですね、条件が違うだけだということなので、そうすると耐震建物 01 の 21 ページで 1 ポツのに記載があるですね詳細工程を行った定ピッチの評価手順は、
0:37:37	次回更新世で示すということとはちょっと表現が適切でなくて、評価手法自体は、定ピッチ定ピッチですべて同じなので、第 1 回のとこでちゃんと説明できまずというふうに理解しますけどそれでよろしいですか。
0:37:54	日本原燃嵯峨です。そのか皆さんの理解の通りで問題ありません。修正します。
0:38:01	はい、規制庁カミデですをとりました。
0:38:05	あと、耐震記念 07 の資料ですけども、11 ページ。
0:38:14	でですね。
0:38:15	右側に吹き出しが並んでるんですけど三つ目の吹き出しのところ、ここ機器の耐震市場方針というところから吹き出しが出ていて、基本方針に計算式を示していない設備ってあるんですけど。

0:38:34	これはどういうことなのでしょう
0:38:38	耐震市場方針に支給以下示されているような気はするんですけど、ちょっと括弧書き間違いなのか、これ読み方が違うのかちょっと教えてください。
0:38:50	日本原燃のヨシダでございます。まずこの記載については書き間違いではございませんでということかといいますとこの4-1-1-10の機器の耐震支持格子んでは設計に関する記載。
0:39:04	書いているんですが、
0:39:05	お父さん式についてですね。そして右のページ13ページ。
0:39:09	右下ページ3ページご覧いただきたいんですか。
0:39:14	個別の耐震協賛書の中ですね、目次によりまして1ぼつ概要から、
0:39:21	A社さんの評価方法と評価条件応力計算方法というところで、
0:39:27	個別のPRA三者型の応力計算式を示しているものでそれを越えて一つになっております。
0:39:33	以上です。規制庁カミデです。わかりました。ちょっと私の読み言葉が違ってたようです。理解しました。
0:39:44	ちょっと私の方の御再考ですけど、50ページですね、この添付9の中の資料なんですけど、
0:39:55	ここに書いてある標準支持間隔規格による評価設備っていうのが、これ書いてあるんですけど。
0:40:03	例えばこれがすべてだとすると、SA設備みたいなのが入っていないように思えるんですけど、ちょっとこの表かどうか、どの程度の精度で今ついているのかも含めてちょっとどういうものか説明してください。
0:40:23	上げない様です。ちょっとこれですね上のところに近い吸気書かせてもらってます。結論から言うと、第6条要求の設備を対象というところで今回は作ってます。第6常用系というところで重大事故合っているところでそこは上部が違うので今回を含めてませんということになります。ただ、今後、第2回以降で重大事故を含めて、
0:40:43	お出ししていくっていうところになりますと、最終的にはこれと同じになるということで考えてございます。それにつきましては何かといいますと、これまでのヒアリングでの議論の中でコサクさんとも議論させていただきましたけれども、整定っていうところを代表で。
0:40:59	見ていけば1.0Ssっていうところは要らないよねっていうところとかお話しさせていただいて、今回はSDに対する県等計算書の省略っていうところ出してるんですけども、第2回以降につきましては一定にSsでSs-省略っていうところとかどういふふうに示しますよっていうところを補足説明で示すつもりです。
0:41:17	それを示すことによりまして、ここに重大事故が必要になるものというものが上書きされていて例えば前処理とか分離とか精製であれば、これは消してって、共通のものというところで、ここは評価手法とかは変わりませんので、そこ

	は共通に見れるというところで第2回以降に修正するつもりで考えているというところになります。以上です。
0:41:39	規制庁上出です。この50ページの表は、確か申請書の添付書類2は、怖いられる表だと思いますけど、それでよろしいですね。
0:41:54	日本原燃サガワです。確かに今のカミデさんの御指摘踏まえますと、本当この50ページと49ページっていうものは本当に今後の補正の中で示しますっていうところになりますので、なりますと、配管につきましては今後見越して重大事故を見越して記載っていうところを考えた上で、
0:42:14	補正していくっていうところで、そこは少し見直しが必要です。ご指摘の通りです。
0:42:20	規制庁カミデです分類間類型化っていう整理では当然そこを見越してやらなきゃいけないということもありつつ、第1回の申請書にどこまで書くかっていう問題はまた別であるので。そう。そこは全体共通の考え方で申請
0:42:40	上に書くべきものっていうのがあるので、きちっと分けを整理を考えた上で説明する事項を提示していただければと思いますので、少し御検討ください。
0:42:53	日本原燃さんはです。今の共通の御指摘と冒頭自分が話をしました第1回と第2回の線引っていうところもありますので、少しそこは検討した上で提出するというのでやらせてください。以上です。
0:43:07	はい、規制庁カミデですと、私はこの耐震基準07については以上ですが、ほかに規制庁側から何かあれでしょうか。
0:43:24	ほい等なければですね、次、耐震建物01の資料の確認をしたいと思うんですけども、これについても何か特別に説明した事項がある場合、事業者の方から説明をお願いします。
0:43:39	はい、日本原燃サガワですと1点だけ説明させた補足させてくださいというところで、
0:43:47	今回の修正としましてはカミデさんから再三言われてました工事会を見越した事態になってない限定的対応っていうところに対して、建物がもう切れ側も修正をしましたというところになってますんでその中で先ほどの類型化の中から一部議連側として修正が必要だというところがありますので、
0:44:04	その理由と、そういう修正をするかというところをお話しさせてください。はい。
0:44:08	下のページ46ページっていうところと、
0:44:14	119ページ、同じところになるので代表で46ページを見ていただければというところになります。
0:44:23	こっちは。
0:44:27	はい。この幾つも、
0:44:30	右から三番目にあります耐震計算の計算書作成っていうところに今欲しいが入っております。ここについて今回補修を改めて入れましたので今の補足説明資料の提出の予定には入ってございませんというところになってますんでそこは何かといいますと、

0:44:50	正確をに対するこの計算書をどのように作るかっていうところを、この補足説明で起こすのか、それとも類型化の延長で基本方針に入れるべきかというのを最後まで少し悩んでおりました。最終的に基本方針には入れずに、
0:45:05	当期紐付けてやっていくってことにしていますのでであれば補足説明の中で冷却塔をどのように作成したというところを起こす必要があるということここでこれ今回入れましたというところになってます。これに対しましては、今の
0:45:19	スケジュールの中に一部まだ入れてございませんので、今口頭でお伝えしてから補足説明を
0:45:26	としますよっていうところで、先ほどの冷却塔と配管っていうところをちょっと計算書の作成方法っていうところをフィットするということ考えているというところが補足になります。以上です。
0:45:44	はい、規制庁カミデです。そうするとちょっと中身の確認をしてますけども、
0:45:50	ちょっと資料は大部なので、ある程度資料の項目ごとに確認をしようと思えます。
0:45:59	まず3ページから始まっている1ポツについてなんですけど、私のほうから2点ほど。
0:46:09	まず3ページのところですね、3パラ目ぐらいからですか。1.2平成数の話があるんですけど、この言葉の使い方が許可申請書と違うので、
0:46:24	なるべく同じ言葉を使って合わせていただきたいんですけど、そういう対応をしてもらおうということで問題ないでしょうか。
0:46:36	日本原燃つけかえその部分について了承いたしました。
0:46:41	その中でさらに分類したければ
0:46:47	定義を入れてということだと思いますけど、基本的には許可との関連性を確認しなきゃいけないので、似たような言葉でなお且つ新しい言葉みたいなのか、なるべく出てこないようにですね、対応をお願いしたいと思います。
0:47:04	あと私のほうの1、1ポツだと
0:47:08	13ページになるんですけども。
0:47:11	一番下のcポツのところですね、1.2Ssの許容値でせん断ひずみっていう記載があるんですけども。
0:47:21	許可申請の本文だと前Ss施設の耐震設計方針を踏襲してということで必要な機能が損なわれない設計としますと言ってますので、ここ特段ですね、せん断ひずみに
0:47:37	だけでいいっていう理由がなければ、当然他の生体腎耐震重要重大事故と対象施設と同じになると考えます。その点は何か考えがありますか。
0:47:56	日本原燃のオガセでございます。ただいまの御指摘の件でございますが我々としての考えを述べさせていただきますと、許可の中で記載している内容では、こちらの1.2版イノ基準地震動に対する耐震設計こちらに対しての影響限界の考え方といたしまして、

0:48:14	全体建物構築物全体は変形が時余裕があるというようなところで記載してございまして、変更に絞った書き方のほうで許可のほうでも書かせていただいております。これを踏まえまして変形の考えとしてせん断ひずみの評価というところで、我々考えているところでございました。
0:48:30	ですのでこういうふうな書き方にしているというところでございましてその局所的な応力評価、こういったところは今のところは考えていないというところでございます。
0:48:38	規制庁カミデですとそうなると本文等の対応が少しよくわからなくて必要な機能を維持するために、それでいいんだってという説明があるんであればそういう話をさせていただきたいんですけどもいかがでしょうか。
0:48:53	日本原燃のオガセでございます。ただいまの御指摘いただいた件は最もでございまして、必要な機器の重大事項の 1.2 のところでですね、必要な機能と、今のところをちょっと整理しているような資料に本日の資料になってございますので、浅部ませんので、こちら整理した上で再度ご説明の方させていただきたいと思っております。
0:49:13	規制庁カミデです基本的な考え方としては当然常設のSAの耐震重要棟をかわる機能を保持するためにする設計というのが基本的には変わらないと。
0:49:29	ということだと思います。以前のヒアリングでも接地圧と思いますよみたいな回答をいただいてたような気がしますのでその点は改めて整理をして説明するようにしてください。よろしく申し上げます。
0:49:44	日本原燃のオガセです。かしこまりました。
0:49:49	規制庁カミデです。その他規制庁側から特に 1 ポツ、3 ページから 14 ページぐらいまでの間で確認事項等ないでしょうか。
0:50:07	はい。なければ次は日報Ⅱですね 15 ページから
0:50:13	19 ページに当たるところで、ちょっと私の方からも 2 点ほど確認します。
0:50:21	17 ページなんですけど、
0:50:26	減衰乗数あの括弧三番ですね、より現実的な応答を模擬する観点公表を採用する手法というので、これ減水乗数の話じゃないかと思ってこれについては、地震応答解析の基本方針で現世の説明ある。
0:50:44	と思うので、今回説明が必要なのではないかと考えてるんですかその辺いかがですか。
0:50:52	はい、日本原燃スケカワです。ここに書かせていただいておりますのは、回答期限設備において、今回の対応で対応してるのがあるかということになってございます。そういった意味で言いますと、今回退会申請で起きます冷却塔及び冷却塔の配管におきましては、
0:51:08	より現実的な応答ということで、
0:51:11	適用する減衰とか、そういった手法はありませんので、
0:51:14	ないということで現状がこういった形にさせていただいております。
0:51:17	ただし、

0:51:18	次回におきましては最新知見として減衰等の適用も実施しておりますのでその中で、その中で説明させていただきたいと考えているところでございます。以上です。
0:51:28	すいません、日本原燃さんはですね、1点補足させてください。下のページで40ページと41ページを見てください。
0:51:42	はい。この資料の説明内容というところで一気にからの変更点というところでそこにより現実的な減衰を使っていないかというところになってきます。先ほどのスケカワが言ったように今後につきましては例えば委員会では1/だったものが0.5%になりますっていうものも出てきます。
0:51:59	そうなったときにどのようになるかというところで、この40ページのところの真ん中の減衰定数というところにつきましては、この白丸は黒丸ということになってきますんで黒丸になったものにつきましてはこうこういう理由から変更かけてますよっていうところに所ませんで入ってません。すいません。ちょっと確認なんですけど
0:52:20	地震応答の基本方針には新たな減衰定数が記載されてるっていうことですよね。
0:52:29	日本原燃富田でございますはいその通りでございます配管についてはどう今回に対しては0.5%っていうものを使っているのですが、工場耐震性も見据えてそこを2%という1%3%っていう抗原性のところも使うっていうアサインし、
0:52:48	最新知見の減衰というところも書かせていただいております。
0:52:53	規制庁カミデです申請書に基本方針が書いてあって、それを認可請負うとされているんだと思いますので、そうであれば説明が必要ですので、
0:53:10	減衰だけを落とすっていうことも基本的にはないので今回説明するようにしてください。いかがでしょうか。
0:53:20	日本原燃さんはです。
0:53:21	ちょっとすいません1点確認させてください。やっぱり説明してくださいっていうところで例えば今うちのトミタが言った0.5%を一番にパークに/使うっていうところについては、第1回対処申請の設備の中では対象がないので、そこに対して、
0:53:38	どのように説明するのもしくはそこは今回の申請で使ってる0.5っていうところに戻して書くべきなのかちょっとわからなくなったのでそこはどちらでしょうか。
0:53:52	設工認申請全体で新しい減衰を適用するということですよ。それを第1回で説明するということなので、基本的には新しい10億2008とかを使うっていうことだと思っんですけど。
0:54:10	そういった最新の知見を

0:54:15	に基づいて元帥をやりますと、具体的に書いた配管であれば、こういう適用条件があるので、そういう適用条件に従って、設計するっていう方針でそういう適用条件の範囲入っていることを超えて確認しますよという、
0:54:33	計画はですね、説明いただければと思うんですけどそういう意図でお伝えします。
0:54:40	日本原燃さんはですね、理解しました。今 17 ページにうちも同じようなこと書いてるつもりではいたんですけども、下の部分ですねより現実的なものについては時開でありますよっていうところで、ここの概念しか書いてませんというところでそこに対してはカミデさんの方から今御指摘ありました通り、今後どういうものをどうして行くっていうところ。
0:55:00	ちょっと考え方をちょっとここに記載するというところで理解合ってますでしょうか。
0:55:07	規制庁カミデです具体の設備に何%を適用するかっていう話ではなくてですね、基本方針の中身も基本方針の中に書いて適用する減衰定数が今回既工認から変わってますので、
0:55:24	それについて説明をいただきたいということです。
0:55:38	少々お待ちください。
0:55:54	日本原燃遊佐でございます。
0:55:56	すみません、今の御指摘なんですけど、基本方針上に新たな減数定数を記載するのであれば、それを乗せた理由として補足説明資料 1 本起こして説明すべきという
0:56:08	御趣旨でよろしいでしょうか。
0:56:16	規制庁カミデです。すみません。2 ポツで、そうなる私も質問なんですけど、2 ポツって何を説明したいんですか、あの基本方針は関係なくて今回具体的な耐震計算した設備だけ説明すればいいと思っているっていうことであればそこから話をしなきゃいけないのかなと思うんですけど。
0:56:38	日本原燃サガワです。やっと理解しました 2 ポツのところにつきましては、第 2 回申請でこのような説明をしていきますよ第 1 回でするものは第 1 回でこう説明していきますよというところになってございますので、今のカミデさんの御指摘を踏まえますと、日本はそこについては補足説明資料がしっかり準備した上で説明しますので、
0:56:57	今の本当その次のところで書かれている 3 行のところですね、書かれているところで、今そこがない状況なので、そこは補足説明資料を起こすっていうところで書き下します。
0:57:11	以上です。
0:57:12	規制庁カミデです。その今後っていうのは第 1 回申請の説明の中で説明していくってことですか。
0:57:27	日本原燃さんは、少々お待ちください。

0:57:37	日本原燃様です。この減衰の考え方の補足説明を作ろうとしますと、実際の例えば0.5と2の結果っていうものを用いて説明するものを作ろうとして考えてございましたというところになります。そこに対しましては第2回以降の申請ということになってきますので、
0:57:54	そこは第2回以降の中で申請するということで、今回の基本方針は、あくまでも冷却塔の配管に使用している減衰までの記載に修正させていただきたいということでしょうか。
0:58:09	規制庁カミデです。
0:58:12	基本的に今回の申請する内容っていうのは耐震設計の基本方針等を冷却系申請対象設備で冷却塔あと冷却塔の配管、竜巻防護ネットということだと思いますので、基本設計方針も申請対象に入っていると。
0:58:30	ということだと思いますんで、その申請対象について聞きき工認と手法の相違点を説明しますと言われているのですから、基本設計方針が違うと項については、
0:58:45	説明をするということだと思います。その中で、具体の設備を引き合いに当たった出さないと、補足説明が完結しないんだというのであっても、基本設計の妥当性を説明するまでにはこのレベルでいいです。これ以上を細かいところは、
0:59:04	具体の新生界でという方法もあるのかと思いますけども、基本設計には載せているけど使ってないので示しませんというのはちょっと理解がしがたいです。
0:59:18	日本原燃サガワです。本当ですね、こう、
0:59:22	なんですけれども、工事課イトウ第1回の線引っていうところは、去年の面談の中でもコサクさんとも相談させていただいて、察知ができるものとジャッジができないもので線引する必要があるというところでやりましたので、そうなったときにちょっと自分の中でここも迷いが出てしまっていて、
0:59:40	2%っていうところで次回使うものまで載せてしまいましたと。そこに対しまして、今のカミデさんの認可っていう観点から言ったときに、2%を使ってるっていうところと、2%の妥当性というところを示そうとしますと、どうしてもを次回で出てくる結果というものが必要になってきますので、
0:59:59	そこにつきましては、イトウ、それは申し訳ないんですけども今回の申請対象の0.5っていうところで、
1:00:05	やらせていただきたいなというところなんです。
1:00:15	規制庁カミデですを、ちょっとなかなか平行線で
1:00:21	ちょっと時間もないのであれなんですけども
1:00:30	ちょっと説明はできないけれども基本方針には載っているというのもおかしな話だとは思いますが。
1:00:42	ちょっとどういう意図で、そこが説明できないのか、今回の申請単位として、それでふさわしいのかっていうところを少し整理をした上で、改めて説明いただければと思います。

1:00:58	日本原燃サガワです。了解しましたこの第1回出し説明スズキすることも含めて一度検討させてください。
1:01:11	はい。規制庁カミデですとホツをですね、
1:01:18	2ポツの関係だと18ページのところで、
1:01:27	この安全冷却水系、B冷却塔が建物構築物として説明があるんですけども。
1:01:34	これをどういう分け方をしてるんでしたっけ、基礎が建物構築物大物が機器配管系なんでしたっけそうだとそういう書き分けをするのかということなんですけども。
1:01:51	建物構築物に寄せたとしても、19ページのところでは、基礎の話しかされていないので、ちょっと整理をどう整理をしたのかっていうのを教えてください。
1:02:05	はい、日本原燃のオガセでございます。ただいまの件は確かにちょっとわかりにくくて申し訳ございません、こちらで安全冷却水B冷却塔というところを記載しているのは、こちらの地震応答計算書による解析手法の比較というところでして、まさに基礎のところの評価のところについてこちら記載しているものでございます。
1:02:23	実際の整理といたしましては、基礎については建物構築物でいわゆる機器なんかを指示する間接支持構造物としての建物構築物というもので客と本体は機器配管系という整理でございますので、ちゃんとその整理等、こちらのBポツの名前ですとかその中身の文章とかですねそちらわかりやすいように、
1:02:41	きちんと整理のほうへ書き換えさせていただきます。
1:02:46	規制庁カミデそこわかりましたと。それでは他に、2ポツ関係で規制庁側から確認事項ありますでしょうか。
1:03:13	はい。規制庁カミデです。そうしますと次、3ポツですね、3ポツは機器とかは
1:03:22	建物構築物がありますのでまず機器側のほうで何点か確認します。
1:03:31	20ページ。
1:03:34	に關係して添付6のうちっていう表が今回ついてるんですけども、これってどういう説明をするためにここまでは大部な表がついているのかっていうのを少し説明してください。
1:03:55	はい。日本原燃スケカワです。こちらのまず添付6期の表の位置付けなんですけれども、まずとぴあにつきましては、
1:04:05	それで今46ページ目に記載のものでありますけども、分類ごとにまず整理をした上で、
1:04:13	その中にある設備っていうのに対しましてほど、すみません、20ページ目にある説明(1)から(4)というところの説明項目に対しまして、それどういったものを主な説明として取り扱うかというところを整理するためにつけている表ということになってございます。
1:04:28	今回は
1:04:30	再開編成でございます安全冷却塔等、それに関する配管系ところは示させていただいております、残りの設備につきましては理事会の中で説明。

1:04:43	すみません、ちょっとまとめました添付 6 平気でこちらのほうなんですけれども、
1:04:51	これにつきましては先ほど 2 ページ目のぼやれなかった(1)から(4)までに該当するもので、
1:04:58	そして今後ですね設問趣旨において説明する項目すべてを並べたものを 1 本な説明事項というところに並べた位置付けというものになってございます。
1:05:09	すいません日本原電サガワです補足させてください。カミデさんのイトウ 6-1 がついてるのに、この 20 ページ 21 ページにも書いているし、これを 1 時間ということは理解してますって、これの成り立ちからいきますと、まずこれ 1 月ぐらいからヒアリングやらせていただいている中で土建デサント内議連側で、
1:05:27	今後何やった結果を示しなさいよというコメントをいただきました。その時に土建部さんはあの一覧表という形で示してまして、左側がこの 6-1 っていうところで、第 1 回と次回で示せっていうところで、ここで主な説明項目というのを示しました、さらにそこでヒアリングを重ねる間に保険も綺麗も同じようにしていきなさい。
1:05:47	よっていうところで、本市の方にも書き下す 6-2 っていう資料も同じようにつくるっていうところが今の
1:05:54	形になってございます。
1:05:56	ございますというところで、そうなるとこの 6-1 っていうのは、ちょっと浮いちゃってるっていうところになってるのが正しい。今までの経緯になります。
1:06:07	なので 6-1 と本誌に書いてることっていうのが今となっては同じようなことが書かれてる 6-1 の中は、より詳しく書いてるっていうのが今の構成になってるっていうところなんです。
1:06:21	規制庁カミデです。あと添付 6-2 の目的なんですけど、これ代表性を説明したいのか、説明をいつ行うのかその網羅的にちゃんと説明を行いますよっていうことを説明したのか。
1:06:37	なんか情報化こっちゃないようにも思えるんですけど、この 6-2 っていうのはどういう位置付けなんですかね。
1:06:49	日本原燃の白尾でございます。このくらいの位置付けとしましては、縦軸に各設備すべての設備をなくせまして、今回それらについて説明する内容というものをすべてお示しするためのものとして、
1:07:02	作成したものです。
1:07:04	ちょっと、
1:07:06	規制庁カミデです。代表性を説明したいのであれば、こういう形になるのかもしれないんですけど、一方でどうどの項目をいく説明しますかっていうことだとこの縦軸っていうのはまさしく累計有効活用して、
1:07:26	ですね、示してもらおうのかなという気はしていたんですけど

1:07:33	ちょっと07のコメントをしましたがこの説明を行うということをずっとそれぞれの資料の関係をちゃんと整理して表現してくださいというコメントをしましたのでちょっとそれと関連してですねその整理にあわせて、
1:07:51	どの試料にどれぐらいの物を載せるべきか、というのをちょっと考えていただければと思います。所管としてこちらは最初伝えたのはここまでの範囲の建物構築物と同じような説明といってもですね。
1:08:08	ここですべての機器を並べてという意図では伝えておらず、表のフォーマットとしてですね、もう少しわかりやすい形で伝えたつもりなので、ちょっと意図が違ってますのでもう少し整理いただければと思います。
1:08:27	日本原燃吉原社長。
1:08:30	今御指摘承知いたしました。
1:08:37	保育規制庁カミデです。
1:08:40	あと20ページで3ポツ1のことですけど、これも先ほど言ったような文言ですけど(1)aポツ1の関東の鉛直地震動ってあるんですけど、これも許可申請の中と一致の関東円評価用地震動とかなんかそういう
1:08:59	名前だったと思うのでそれも文言一緒に合わせるようにしてください。
1:09:05	はい、日本原燃スケカワです。初めにいただいた等をしていくと同様に許可制度とあわせて、もう延ばし適切に修正させていただきます。
1:09:16	はい。あと21ページのcポツですけど、また書きのところで、
1:09:21	ウォークダウンの調査についてを次回みたいな形があるんですけど、これ結構ちゃんと示していただかないと、冷却塔に対して波及的影響を与えるものを全部選定されてるのかっていうのが確認できないので、これも第1回で説明するようにしてください。
1:09:49	日本原燃さん少々お待ちください。
1:10:10	日本原燃菊地でございます冷却塔に関してその波及影響を及ぼすかかっていうところの現場調査を行うんですねにつきましては第1回の中で御説明をさせていただきます。
1:10:23	規制庁カミデです。それは却等に及ぼすかどうかかっていうのはどうやったらわかるんですかね基本的に敷地内すべてを見てという話だと思んですけどその区分けみたいな考え方があるってということですか。
1:10:38	そうそういう説明をするのであれば、これは許可から波及影響の話っていうのは、方針として示していることなので、十分調査終わってるんじゃないかと思ってるんですけど、何か示せないようなことがあるんでしょうか。
1:11:04	月少々お待ちください。
1:12:01	今日現在サガワです。すいません今検討してる最中にここに書いた文章の真意というところを少し補足させていただいてそのあとに冷却等々にどうするかっていう回答させてください。ここに対しましては御指摘ありました通り大体申請範囲というところに対してはウォークダウンの結果までは必要だということと考えてございました。

1:12:18	ここにつきまして第 1 回申請にて対応方針を示しその結果を次回といったのは第 2 回以降のところっていうところを意識して記載しておりましたので、冷却塔に対しては示せ示さなければいけないということでは考えておりました。それに対してどうするかってところで、
1:12:34	配当します。
1:12:38	規制庁カミデです。これについては補足説明も今後、あるとは思いますが、あまり限定的にされても確認できないところがあるというコメントがいずれ出ていると思いますので、その点念頭に入れて、
1:12:54	やってください。
1:12:57	あと私の方から聞けを最後にしますけど、
1:13:01	JA22 ページの動的機能維持とかもう、
1:13:08	ファンの話ですね冷却塔のファンの動的機能維持の話が出てきて、それ以外、工事会で説明しなきゃいけないものはないんですけど。
1:13:27	日本原燃のスケカワです。
1:13:31	まず、この 22 ページ目に書かせていただいているのはあくまでもすいません。ここは 0 件、当初開始前に関わる入り部分を記載させていただいております。次回でカミデさんの方から御指摘があった凍土壁とかで実施する内容につきましては、
1:13:47	当ページで言いますと 44 ページ目の添付種 6-1 のほうで渡航自治会の方でも動的っていうことを控え、
1:13:55	関わる事項というのも使って、
1:13:57	いただける状況について書かせていただいております。以上です。
1:14:04	すいません。にらみますと、具体的に言いますと 44%、日本原電スケカワです。具体的に言いますと 44 ページのですね。
1:14:13	上から選任、
1:14:18	10、
1:14:19	決定、当時の資料の 12 番目のところにあります通り、動的機能維持に対する評価内容といたしまして高振動とか浸透のところを次回の中で説明することを考えているところになってございます。
1:14:31	以上です。
1:14:33	規制庁カミデです。そういう書き方を 3 ポツが限定してるんだっていうのはあるとさっきの C ポツのようにそれを次回っていう書き方がないと思うので 10 局等に関してはすべて
1:14:49	第 1 回ってことだと思うので、基本的には時間も見据えて書いてもらうってことだと思いますのでそういった形で全体記載程度はわせてもらえばと思います。以上です。
1:15:04	日本原燃サガワです。

1:15:06	今のところで死亡入れちゃったので、変なことになってますので今からカミデさんから指摘ありました通り、機能維持という手法であれば機能維持という手法で書き、
1:15:15	さっきます修正します。
1:15:17	以上です。
1:15:19	はい。規制庁カミデですとほか 3 ポツ 1 の機器関係で規制庁側から何かありますでしょうか。
1:15:36	規制庁カミデですね。なければの 3 ポツ 2-A 棟、
1:15:42	建物構築物系ですけども。
1:15:46	私から 1. 23 ページのところで一関東の鉛直地震動ですね、これが申請書に乗らない補足説明だということなんですけどその点はなぜ書かなくていいのかっていう説明を
1:16:05	次回以降するようにしてください。基本的には許可整合として出てくるものだと思ってますけども、他にも建物構築物系で考えている影響評価を
1:16:19	載せるべきか載せないべきかっていうところを全体的に考えなきゃいけないところですので、それとあわせて説明できるように移管準備をお願いします。以上です。
1:16:31	日本原燃の橋ですかしこまりました。そのようにいたします。
1:16:51	規制庁紙その他、これ以降全般的に何か規制庁側でありでしょうか。
1:17:01	規制庁、
1:17:02	ハバサキですよ。建物構築物系で何点か記載の適正化という観点で確認したいと思います。
1:17:11	22 ページ。
1:17:13	時のさ家業一番下の表なんですけれども、地盤モデルについては、再処理事業所全体で共通であることから、という文言があるんですが、
1:17:27	この表現は適切なんでしょうか。
1:17:30	日本原燃のオガセでございます。あくまでこちらでの間が地盤モデルについては共通というのは、
1:17:37	考え方の話でしたのでちょっとそこがわかりにくかったです地盤モデル自体が共通のようになってしまいましたので適正化をさせていただきます。
1:17:44	規制庁新たにですね誤解のないように、生活の表記をお願いしたいと思います。
1:17:51	それから 24 ページ。
1:17:55	以降になるんですが、24 ページの下の方のパラグラフのフチノ所水平 2 方向、或いは 25 ページの一番上にも水平 2 方向ってありますか、これ
1:18:11	先行機との或いは Guide 等合わせに直すとですね。
1:18:17	ここの表記としては、水平 2 方向の水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組み合わせという表記のほうが適切ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

1:18:30	日本原燃長瀬でございます。逆消火という作ってしまい申し訳ございません正しくはおっしゃる通りで水平 2 方向及び鉛直方向の地震力の組み合わせそういったところになると思いますので正確に記載をさせていただきます。
1:18:42	京急ハバサキです。性格が表 9 をお願いします。
1:18:46	それから 25 ページになります。
1:18:50	シートちいの観測記録し認証制度、これも水平 2 方向のシミュレーションの話なんですけれども、今回追記されたアンダーラインのところでもですね最下ものにオノなんですけども。
1:19:05	次回以降、観測会記録シミュレーションについては、分離建屋について、評価結果の提示のみを行うとあります。
1:19:17	経営資源の方向及び鉛直地震力の組み合わせの話に関して、この分離建屋、
1:19:24	が代表となる場合にはその分離建屋だけでいいという。
1:19:30	今これ、分離建屋だけしかやらないというか
1:19:34	予定なんでしょうかそれとも畑もやるけれどもという前提なんでしょうか。いかがでしょうか。
1:19:40	日本原燃のオガセでございます。我々としたしましては今回の分離建屋のほうのシミュレーションについてのお示しする方向で考えています。その理由としたしましては今回のこの水平 2 方向の評価としたしましては三次元薄委員を目で建屋を模擬してあげて、それで詳細の応答解析のようなことやってあげるということになっておりますが、
1:20:00	その三次元的なFEMモデルが地震観測記録でもうまく説明するようなやり方で作られているか、そういう考え方でどういう考え方でモデルを作られているかというところの検証でこの地震観測記録のシミュレーションというものを実施いたします。そういう観点でいきますと、この分離建屋につきましては、いろいろ建屋ある中でも偏心率がかなり大きいもの、
1:20:20	でして、そういった偏りがあるような建物でございますので、こういったシミュレーションを行う上では一番の妥当なものの的的なものであるというふうに考えておりますので、この方法論の妥当性の確認の上では分離建屋のシミュレーションについてお示しすることを考えております。以上です。
1:20:38	はい。
1:20:39	基準はですね三次元モデルの方法の適切さっていう観点ではそれでもいいのかもしれないんですが、あとそれは第 1 回なのか、工事か否か、今ここに書いてあることは、水平 2 方向及び鉛直方向組み合わせの
1:20:55	検討に対して、次回以降、分離建屋について結果のみを提示してありますので、水平 2 方向及び鉛直方向っていうのは、
1:21:06	検診率の一番大きい分離建屋だけではなくて、例えば大空間の建屋とかですね
1:21:15	別を偏心率以内の要員でも、

1:21:18	水平 2 方向及び鉛直の組み合わせが考慮される建物構築物があるはずですので、そういう観点からすると、今のこの段階で建家だけに偏心率が高いから。
1:21:34	大きいから、分離建屋だけに上げるというのは、ちょっと我々としては認められない。これでいいというふうには判断できないんですが、その点いかがでしょうか。
1:21:47	日本原燃のトガシございます。先ほどちょっと
1:21:50	説明の仕方がよろしくなかったんですけども先ほど緒方が申し上げたのはシミュレーション解析としましては、分析建屋ついたところで御説明させていただいてございますけども基本的に水平 2 方向の評価といたしましては、評価対象施設でございます建屋のそういった状況を踏まえまして、
1:22:06	評価部位の抽出項目がございますのでそちらのほうがいいと思っております、すべての建屋に対して、そういったところを抽出項目のほうを選定した上で適切に日 2 方向の影響評価といったものを実施していくといったところがございますので、そういうセブン建屋だけを評価するというものではございませんので、そちらのほうの提示させていただきます。
1:22:26	規制庁の中で有数の今の説明で評価部位の抽出の観点では、この建屋でも 30 分でというのがありました。
1:22:34	で、観測記録のシミュレーションについては、これはやはりどこ次回でも分離建屋だけなんでしょうか、或いは本立ても考えられてるんでしょうか。
1:22:46	日本イトウしてございますに吹くシミュレーションにつきましては先ほどの新所特徴といったところもあわせて当社の地震観測記録といたしましてやはり示しよう解析を実施するに当たりましては、ある程度各階にちょっと記録がないといけないというところもございましてそういった観点のところを踏まえまして、
1:23:06	当社の地震観測記録として、各会の方で徹底的に実施しているのが分離建屋といったところがございまして、そういった地震観測のですね、記録の位置付け等も踏まえて、分離建屋といったところで、現在、
1:23:22	実施しているところでございます。
1:23:25	規制所のハバサキです。現状としてはわかるんですが、今この段階で、ここに分離建屋を記載するということは、
1:23:36	次回までの
1:23:40	対象建屋として分離だけをここに記載する必要というのはあるんでしょうか。
1:23:54	日本原燃のオガセでございます。第 1 回申請では分離建屋について、今回お示ししますというふうにご期待したものでございますけれども、これにつきましては今回の申請しております燃料加工建屋こちらの三次元 FEM のやり方の検証ですねそういった作り方の検証そういった位置づけるとかのトミタてこうつけるというところで今回記載させていただいているものでございます。

1:24:16	規制庁川崎ですと 25 ページの先ほどの操作に移行の文書について、次回申請
1:24:24	ではというところの対象建屋と分離建屋に限らないというふうに理解すればよろしいんですがちょっと今のAsano接近名の理解とちょっと行文章が違ってるとようなもんですからでしょうか。
1:24:44	日本原電オガセでございます。文意を掴めておりませんでしたら誠に申し訳ございません。一応ちょっと改めて御説明させていただきます。まず第 1 回、
1:24:54	音声につきましては今回の燃料加工建屋について、その 2 方向は三次元 FEM で建屋をモデル化したというところ御説明しております。この燃料加工建屋につきましては記録が地震記録があればいいんですがちょっとそれがないものでしたので、作り方としては我々として共通と考えておりますので、地震観測記録があつて、さらに
1:25:14	偏心率が大きいというところの分離建屋の地震観測記録がシミュレーションでもってこの燃料加工建屋の FM コサクですね、これが正しいことがあります規制庁コサクです。すいませんあのぐそちらの説明はわかっているので、同じことを言うのはやめましょう。
1:25:31	それで、ハバサキ。
1:25:34	ハバサキの方から言ったのは、
1:25:36	C / ええ。
1:25:39	下線を引いたものを一番最後の 2 行。
1:25:42	のところで、次回でどういう説明をするつもりなんですかと。
1:25:49	それを今回どこまで
1:25:52	明確にする必要があるんですかという質問なので、
1:25:56	それについての対応だけ説明してください。
1:26:04	日本原燃通してございます。こちらのほうに記載したとしましても全体方といったところで講習会のところも記載しているところでもございましたけども、特段こちらのほうの第 1 回申請の内容としてあるべきといったところを上段のほうだけでもものとしてはよろしいかと思っておりますのであえてここで
1:26:21	後段の部分といったところは記載がなくてもよろしいかというふうに思います。
1:26:25	規制庁川崎です。
1:26:28	再考してください。ここもミタ提言段階で現在する必要が私は私はないと思えますんでですね文章表現をちょっと適切なものに見直し、
1:26:39	ないと思えますんで、同じことが 27 ページ、ここはどどうの話になるんですけれども、今回アンダーラインがされているところ、要は工事耐震性で分離建屋と高レベル廃液ガラス固化の間の
1:26:54	どどうを代表としてっていうのがもうこれ決め打ちで書いてあるんですけども。
1:27:00	これも今の段階でこの決めないといけないんですけど、もし決めないといけないんだらうかそれなりの説明なりエビデンスを示してもらわないと代表性だと

	か、適切性一方こちらとしては評価しなきゃいけないんですが、その点いかがでしょうか。
1:27:15	日本原燃の宮本です。こう限定しなくても構わないんで、ちょっと限定しな表現にしたいと思いますこれ検討断面の抽出にタマザキさんがおっしゃるようにかかる話なんで。ええと限定せずに書こうと思います。
1:27:30	規制庁ハバサキです。表現の適正化表記の適切化をお願いしたいと思っています。
1:27:37	最後になります 29 ページになります。
1:27:41	真ん中、これも道道に対しての真ん中の辺りのパラグラフCポチ隣接建屋の影響なんですけども、ここの文章がやはり相変わらずわからないんですけども、結局 2 行目から今後半のほうからですね。
1:27:59	トガシ器の設定にあたっては、隣接だけを考慮しないことを基本としており、隣接建屋による影響は考慮していないことからあったんですが、これは考慮しないことを基本にしているというのは誰が。
1:28:13	基本してるんでしょうか。先行炉の審査でしてないというか、フォローしてないっていう、そういう意味なんですか。
1:28:23	日本原燃の村田でございます。ここの記載の当市指定いたしましては、当社が今回設定している都市解像度の解析モデル、こちらについて、ちょっとその建家等は考慮してないというものを基本ケースとかそういった形で申請モデルとして、
1:28:41	検討しております。私速報に隣接する建屋がありますのでその建屋を洞道の解析において考慮した場合には、場合にでも洞道の耐震性というところが満足できるということを示す必要があるかと。
1:28:57	考えておりますので、そういった内容について記載しておりました。ただちょっと記載が適正ではなかったところもある等ございますので、ちょっとそこら辺、その辺りが明確になるように記載を検討させていただきたいと思います。
1:29:10	規制庁ハバサキですと聞いて持って記載の適正化をお願いしたいと思えます。
1:29:17	私からは以上になります。
1:29:24	規制庁込みですほか規制庁からありますか。
1:29:39	規制庁カミデですと私はこの 1 点、
1:29:49	すいません。ちょっと今、ページをサガワしてるんですが、
1:29:55	32 ページですね。
1:29:59	もう、複数の廃棄等を講じ回位、
1:30:04	てやりますと、
1:30:06	いう説明をされていてこれ共通の話でもう増設分割できるのか考え方整理してくださいねという話をされていて、来週ヒアリングもあるかと思うんですけど、現時点で、どういう整理になっているのかっていうのを少し紹介いただけますか。

1:30:29	日本原燃者でございます。昨日の資料出して来週ヒアリングします京都 0 の中で、こういったものを耐震のように波及的影響とか、複数の設備に関して適応性を説明するものというの取り扱いについて示してございまして、
1:30:47	今回の補正で燃料加工建屋と排気塔の関係でいきますと原料加工建屋の申請のときに、それに対して波及的影響を考慮しなければいけない対象物を明確にした上で、これも明確にした対象物が設計するときに必要な条件。
1:31:02	もう第 1 回のこの申請のときに明らかにするというので、担保要件も含めて約束をさせていただきます。そういうことを前提として、燃料加工建屋第 1 回党派会議等は第 2 回例申請をするというのが仕分けをするということで整理をしてございます。
1:31:27	規制庁カミデですと言われたように次回で申請があるということについて担保すべき条件っていうのがきちんとまた等であればということだと思いますので、その点は
1:31:44	今現状の申請では特にないので今後ですね、どういうふうに加付するんだというところを説明いただければと思いますのでよろしくお願いします。
1:31:58	容疑者でございます。今の話、具体的に展開させていただいて説明させていただきます。今後、
1:32:12	規制庁カミデです。ここは規制庁ほうからよろしいですか。
1:32:19	規制庁の武田です。すいません。1 点だけ確認させていただきたいんですけど。
1:32:24	洞道等に関しての記載なんですけれども、今回遮へい性能が要求される同等かあるということなんですけれども、この電力で当社でこの実績がないっていうことなんですけれども、説明事項として拠出される予定なのでしょうか。
1:32:43	それともどこかに組み込まれているんでしょうか。
1:33:05	日本原燃の宮本です。遮へい整備ということで多く担保するというので、今、我々としては、構造強度を確認するっていう作業をしております、
1:33:24	それでいきますと、基本的に事業許可と違いがないと違いがないから書き方としてまして限界曲げでしたら議員改選期基本計画ついなんですせん断耐力照査するという形で、
1:33:40	特別な担保今書いておりません。特出していると。
1:33:47	わかりました。じゃあ照査項目のところ、その辺を担保するようにしているということで理解しました。
1:33:54	私からの核にちょっと
1:33:56	あります。
1:34:10	規制庁カミデです他よろしいですか。
1:34:17	よければ、次耐震建物の 13 ですかね、地下水の設定について、ちょっとこれも基本的には中身を確認していますので、追加で説明することなどあればお願いします。
1:34:35	はい、2 億円投資してございます。追加の説明。

1:34:38	<p>というですねちょっとお詫びなんですけども前回のですね会合の地下水を説明した中でですね、本日の資料でもございますけども、今日は変わるんですけども 11 ページ目のところでですね適用地下水を設定して建物構築物といったところに対しまして冷却塔の日基礎というところが、</p>
1:34:58	<p>ましてこちらのほう前回の会合の中でですね、本来であれば、非常用電源建屋の中にありますサブドレン設備囲まれているというような表現をしないといけないところですね、建屋の記載のほうが誤っておりまして、非常電源だけではなくて制限設計を建屋に囲まれているというような表現になってございました。</p>
1:35:17	<p>今回の資料からはその部分的なところの位置付けが基本的には建物構築物見込まれているものでございませぬのでそちらのほうの表のほうを削除してございましたけども、前回の会合の場の中でおきましては、こちらのほうの建屋の記載のミスがございましたので、この場をお借りしまして</p>
1:35:35	<p>申し訳ありませんでしたといったとこでございます。あともう 1 点でございますけどもこちらの本日の資料になって参りますけども、本日の資料といたしまして、通しページ目で 19 ページ目でございます。</p>
1:35:49	<p>こちらのほうにですね中期といたしまして 1.2 の Ss の取り扱いに対して地下水排水設備に対して、こちらの方とこちらの表の記載といたしましては、基準地震動 Ss を</p>
1:36:04	<p>基準地震動 1. 二倍の地震動に読みかえるというような表現の方さしていただいておりますけども、こちらのほうの基準地震動 Ss を超えます地震動を考慮した場合のですね、設計方針につきましては、改めまして、ちょっと現在社内中で 3 社におきましてちょっと再検討のほうを実施しているところでございますので、</p>
1:36:24	<p>この部分につきましては、今後ちょっとそちらのほうの検討がまとまりました優先適切な記載のほうに修正したいというふうに考えてございますので、よろしく願います。私のほうからは以上でございます。</p>
1:36:39	<p>はい。規制庁カミデです最後に説明したいと説明していただいた部分っていうのは</p>
1:36:47	<p>特にその 1 点に整数に対して動的機能も含めて維持するというようなふうに読める資料なんだけども、許可での重大事故の選定の考え方を踏まえて少し見直すということなんでしょうか。</p>
1:37:05	<p>日本原燃当初ございます説明端折ってもし申し上げませんでした。基本的に今カミデさんのほうから御説明いただいた通りでございまして、他のその動的の一緒ですね、設計の取り扱いとあわせて、本来あるべき姿といったところですねちょっと再度検討させていただいてございますので、こちらのほうを今後ちょっとまとめ次第が御説明させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。</p>
1:37:27	<p>規制庁カミデです。わかりました。</p>

1:37:30	それでは同資料の確認を進めていきますけども、これもそれなりに物量なデザイン飲んで項目ごとに確認していただききたいと思います。
1:37:43	まず1ポツの概要のところ、これはちょっと単純なところなんですけど、建物構築物の説明と言う形で書かれているんですけどもこの3ページ目のところですね。どうどうについては
1:38:01	整理として建物構築物の外で土木構築物ということだったと思うんですけど、この辺どう整理されてるんでしょうか。
1:38:24	すいません、日本原燃の宮本です。
1:38:27	耐震重要施設の
1:38:31	建物構築物っていう類でいくと、どうどうも中に入るんですけど、公認とガイド上の建物構築物ということだと特別するような書き方になると思うんですけどちょっとそこらへん今悩んでおりまして我々も、
1:38:48	どこの利用な漏斗炉の申請とかだと、工認か、審査長の建物構築物と土木構築物っていうのがあって、それぞれに設けてすいませんはいつておるんですけども、すみません、規制庁込みですこないだ堂々の扱いについてもヒアリングをしていって基本設計方針。
1:39:08	もう土木構築物で書き分けるというような方針だと思うので、それに従えばここに及び土木構築物っていうふうになると思ってたんですけど、また何かの決まってないことが設計。
1:39:25	日本原燃の三浦です。アジアそうさせていただきます。すいません、ちょっと大きな意味でとらえたほうがいいのか、小さな
1:39:33	うちでとらえたらいいかちょっと悩んでたもんですから、この前土木構築物として整理するということでお話させていただきたいんですけど。すいません。規制庁カミデです。言葉の使い方をまずあの申請書と会う並びをとって補足説明資料書くようにしてください。
1:39:51	申請書の書き方が決まっておのずとこの書き方も決まってくるので。そういったことでお願いします。荷揚のみならず了解しました。
1:40:03	規制庁加盟するほか、1ポツのところはよろしいですかね。それでは2ぽつ4ページ目からお年の方でちょっと確認しますが、この部分、4ページ目のところ、下の記載がですね、非常に
1:40:20	ちょっと限定的というか、今もうある施設を今ほとんど出来上がってる施設っていう状態を出発点として設定方針が書かれているんですけども、これロジックペーパーもうにも反映いただきたいんですけど。
1:40:39	まずはこの施設に対してどういった施設に対してどういった建物Aなり洞道なりに対して、
1:40:54	地下水の低減設備を設置するのかっていうのはこれはキシオカのときに整理されているものだと思うんですけど、そこに立ち戻ってですね、まずはこういう設計方針ですと、
1:41:09	いうことを説明するようにしてください。

1:41:15	この後説明いただく地盤モデルのロジックのほうではそういうことが書かれているんですね、そういう敷地を3分割して、平均でやりますっていう、これは既許可と同じですっていうことが地盤のほうでは説明されているのでそれと同じような考え方。
1:41:32	になりますので、まずはロジックのほうもそうですし、この4ページのところもそうですけど、基本的な設計方針、既許可のに立ち戻ってどういう設計なのかっていうのをまず説明してください。
1:41:48	日本原燃のオガセでございます。ただいまの御指摘の件、承りました。かしこまりました。
1:41:55	はい規制庁上出ですよろしくお願ひします捨てそこで結局、すべての建物に地下水設備があるわけではなくてですね、おそらく重要度に応じてっていうことが書かれると思いますので、
1:42:12	そこを出発点とすると、この後どんどんいろいろ説明なんですね、地下排水設備に対してどういう機能を持ってどこまで設計するのかというようなところは一連一貫通貫でわかりやすいように説明できると思いますので、その点、
1:42:30	それを書くだけではなくて、そのあと下流への繋がりもちゃんとイメージできるようにしてですね、考えていただければと思いますので、よろしくお願ひします。
1:42:43	はい、日本原燃のオガセでございます。ただいまおっしゃっていただいたように基本的な方針そういったものを整理した上でその後ろに繋がっていく具体的な設計法設計の中身ですねそういったものにうまく繋がるように、こちらのほうから整理をさせていただきたいと思います。
1:43:01	はい、よろしくお願ひします。
1:43:03	ほかにポツ関係、何かあるでしょうか。
1:43:09	規制庁の北野です。5ページにですね、地下水の設定フローが載っているんですけども、このフローの一つ目のダイヤ以降の流れっていうのは、説明として対応するの後ろのほうの28ページのほうで
1:43:25	流れに沿った検討結果を説明されていると思うのですが、28ページの説明内容とフロートの対応がですね、見えないんですけども、これ結局このフローの中でどういうふうの流れにいったかっていうのをちょっと説明していただく必要があるかなと思っていますので、
1:43:42	この5ページのフローでいきますと真ん中に四角が三つ横並びになってますけども、真ん中の四角と右側の四角とのその違いですとか、あとですね、あの一番下のダイヤに
1:43:57	耐震評価後に地下水位変動させる事象が発生すると地下水の再検討っていうような流れもあるわけですけども、今回
1:44:07	結局このフローで
1:44:10	違う面にAサブドレンの外側の施設については地表面に設定するということがあるので、耐震評価後に地下水位変動させる事象ってどういったものを考えて

	<p>どういふふうに再検討するつもりなのかも含めてですね、所設定フローの今回の検討結果について説明していただけますか。</p>
1:44:30	<p>はい、日本原燃のオガセでございます。ただいまの件御説明いたします。まず5ページのフローのところですね、現況の地下水位を変動させる要因があるかどうかというところで現状の状況を我々として確認するところになります。こちらにつきましては先ほどおっしゃっていただいた28ページのところの文章のところでございますが、</p>
1:44:49	<p>こうポツ2ポツ3というところの変動要因の考慮の人的要因と自然的要因のところ、これに対しまして、我々といましてこのごめんなさい、5ページのフローに戻っていただきますと右側の四角ですね、地下水の変動要因括弧自然要因1日間、こちらに対応する検討がこっち、この文章のポストBポツのところ、</p>
1:45:09	<p>回答いたします。これに対しまして、こういった資本的要因とか人的要因みたいなところがないもの、申し訳ありません。がなくなっても、この真ん中のフローの真ん中の四角ですね地下水を変動させる要因の影響。</p>
1:45:25	<p>こういったところにつきましては、</p>
1:45:28	<p>ちょっとさしてございません。</p>
1:45:29	<p>あと、</p>
1:45:31	<p>ちょっと大変指定いたしましてはちょっと申し訳ありません今ちょっとさ、文章のほうを確認いたしました。申し訳ありません。確かにこれ真ん中の四角の内容と、右側の四角の内容をちょっとすいませんがちゃんと動くに付けて書かれていないことになってございますので大変申し訳ございません、こちらにつきましては、きちんと付けて記載を見直させていただきます。</p>
1:45:51	<p>ただし先ほどおっしゃっていただいた通りこちらのこういった変動要因を考慮しても、最終的には地表面のほうに、保守的に設定しているということも考慮しているということになってございます。またもう一つのご質問いただいたところでございますが、一番下フローの一番下のところの耐震評価後の地下水を変動させる事象が発生した場合というところでございますが、</p>
1:46:11	<p>今は想定しているものといましては、建物が建ったりとかしてそういった設工認現設計しているような内容から状況が変わる場合、例えば時IAEA地盤改良範囲が後から変わった場合とかですねそういったときにはきちんとちゃんと見直しをいたしますよというところの線源として、</p>
1:46:27	<p>こちらのほうは書かさせていただいている次第でございます。以上でございます。</p>
1:46:34	<p>規制庁の岸本です。</p>
1:46:37	<p>はい。</p>
1:46:38	<p>まずこのフローの真ん中辺りの分岐と文書等の対応についてはちゃんと整理とですねきちんと読み取れるような説明していただきたいなと思います。あと今の部署のほうで説明のあった将来のことで、</p>

1:46:54	この将来何が起こるかわからないということも当然そういった可能性残しておくというのが大事なことだと思います。ただ、今いろいろと説明だともうすでに1本でもで設定してるんであればそれじゃ上がるようなないんじゃないのかなと思って、逆に下げる方向考えてるんであればそういったこともちゃんと書いていただきたいし、
1:47:11	ただ下げるとなると多分ハードルが高いので当然それ相応の説明を必要になってくるということもあるかと思いますが、ちょっとそこを踏まえてですね、将来どういったことを考えてるのかっていうのは説明を超えていただきたいと思います。
1:47:25	日本原燃のオガセでございます。かしこまりました。にきちんと整理をさせていただいた上で記載のほう見直しをさせていただきます。
1:47:33	記録からは以上です。
1:47:39	規制庁カミデです。他にポツに関してはよろしいでしょうか。
1:47:46	結果は3ポツですね、ページで言うと6ページから12ページの範囲について確認事項等あればお願いします。
1:48:00	規制庁岸野です。
1:48:02	6ページ、3ポツですね、今回のフローに乗せる。
1:48:09	施設。
1:48:10	絞り込んでいく過程の説明があるんですけども、
1:48:15	今回の説明、4月13日の審査会合でも説明のあった内容のやつ見直しという印象で実は所本当は指摘したかったんですが、全部の申請対象施設の中からと液状化の対象液状化ないしはサブドレンに期待する施設の
1:48:32	対象施設を抽出したという、その網羅的に抽出されてるっていう過程が今ひとつわからない説明になってるかと思っています。
1:48:40	例えばですね、
1:48:44	11ページ以降ですね11ページ12ページの表がございますけれども、まずどうどうについては12ページの上の表にありますけれども、ここに載ってるものっていうのは、いわゆるRIプロセスCクラスの堂々とか、
1:49:01	BクラスCクラス設備を間接支持する洞っていうのはもうこの時点で跳ねられているわけですね。
1:49:07	等すべての施設の中からここに至った経緯っていうのが全然わからないので、そういったものはも前提として外してますよって言って説明が必要ではないかなということでありまして、
1:49:18	11ページの表の中ほどに耐震重要という設備が計上されてますけどこういったSA設備に対して間接支持する設備とかをなぜ対象にならないのかといったこともありますし、
1:49:31	あと12ページの表の上の費用ですかね、上位クラスへの波及的影響を考慮する施設とありますけれども、当そもそも上位クラスこの表に載ってる上位クラス施設がどこにも出てこない。例えば安全冷却水冷却とっていうのは、

1:49:49	その波及的影響を与える一つ行ってますけど、安全冷却水B冷却等は、その一つ上のSクラス施設またはのところにこないんでしょうか。そういった目で見っていきますと、本当に対象を網羅的に見てるのかっていうのがちょっとよくわからないところになってますので、これのほうはちゃんと説明を
1:50:09	充実していただきたいと思いますがいかがでしょうか。
1:50:12	日本原燃のオガセでございます。こちらなんですけれども、の液状化等を考慮する、またそういったところを考慮する上で、今のSsの地震で考慮するような建屋というところですか学校大きめにちょっと区切ってしまっていたところでした。それでですクラスまたはSクラス施設の間接支持構造物と、それに対しての波及へ
1:50:32	表というところの2分け動く部分のみで書いておりましたが、実際はこのSクラスの完成支持にとかの建物の中にもですね、当然これは重大事故対処施設の往復の建物構築物、こういったものも入っているところでしたのできちんとその建物のジャンルというか、そういったものがきちんとわかるようにさせていただきたいと思います。
1:50:50	また一つだけなんですけれども先ほど飛来物防護ネットにつきましては急であるというふうにやったところに対して、そのそれに対する上位クラスである安全冷却水冷却と、こちらにつきましては11ページのところは12ページの表の下のところも4行目ですね、安全冷却水冷却塔基礎工といったところにも記載がありますので、
1:51:10	今今回こちらの地下水位を設定しない建物構築物として分けていたりというところで表が分かれていたりしておりました。ちょっとこれこれの表現も報告会
1:51:19	加えまして最高いたしましてちょっとわかりやすいようにきちんと県土あった上でこういうふうに分類されているということがわかるようにちょっと再整理をさせていただきます。
1:51:34	規制庁岸野です。多分整理の仕方としてまず全体のリストってというのがあってその中からその対象になるものは何かってというような段階踏んだ説明のほうで、本来網羅されてもらわないということがわかりやすいかと思しますので、ちょっとその掲載も含めてですね、ちょっと整理をした説明の仕方を検討して、
1:51:52	ください。それに関連してですね、この11ページ、12ページの表の中で、対象となる施設を選定する判断がこの中で行われているんですね。
1:52:06	地下部躯体ありなしとか、支持地盤が岩着かどうかっていったところで透析を地下水の設定要否を評価してというのは判断しているわけなんですけど、そうなりますと、地下部躯体が有りって何をもって判断するんだっていうのが、当然、
1:52:21	説明が必要になってきます。わずかでも地下に入っていればありなのか、ある程度の規模でもって入っていればありとみなすのかで、そこら辺の判断基準と。
1:52:34	当然、本当にそうなるのかっていう確認は必要になってきますので、例えば立面図を示して、それぞれ施設ごとに、それが地下にどれぐらい根入れして

	いて支持地盤が本当に岩着しているのかマンメイドロック挟んでるのかそうじゃないのかといったこともLESをもって示していただく必要があるかと思ます。
1:52:52	こちらについてですね、すぐにというわけではないんですけども、きちんとエビデンスをそろえて説明していただきたいと考えていますのでこちらのご検討をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。
1:53:05	日本原燃のオガセでございます。そういった図関係のビジネスにつきましてもそろえまして、ちょっと時間いただくかもしれないんですが、改めて御提示させていただきたいと思ます。
1:53:20	別に一緒です。よろしくお願いします。
1:53:31	規制庁ハバサキですね、私の方から何点か確認させてください。
1:53:38	まず7ページ位置図のほうに平面図、配置図が出てますので、凡例のところに幾つか御説明があるんですが、この中で、
1:53:50	いろんな白抜き色がついてない建物構築物、これについての説明がないんですが、
1:53:57	これは何を意味するのでしょうか。
1:54:00	はい、日本原燃のオガセでございます。こちらにつきましては、いわゆる波及影響のなんですね、上位クラスに波及影響を与えるものでもなく、Sクラス施設でもないというようなそういうようなものですので、また耐震評価に関わってこないようなもの、そういったものをしているところでございます。
1:54:17	さらに申し訳ありませんのサブドレンで地下水排水設備に期待して、
1:54:23	避雷物という形になります。以上です。
1:54:27	規制庁ハバサキです。そのあたり、そのドレーンが白抜きでもあっても、止まっているもの等もあるかと思ますので、ちょっとそこをきちんとこの部分の説明内容の説明を記載するべきかというふうに考えます。
1:54:44	可能でしょうか。
1:54:47	運用上も合わせてございます。かしこまりました。その何かしらわかるような記載を追加させていただきます。
1:54:54	規制庁ハバサキです。それから11ページから12ページにかけて分類がされてざっくり言えば、11ページの1指標に関しては、地下水排水設備に囲まれている。
1:55:10	サブドレンで地下水に対して対処するもの、それから、12ページの2表に関しては、一応化のを考慮した評価を行うというふうに以降のポチ、或いは御こっこのほうで説明があるんですが、
1:55:27	3票のほうですね、地下水、
1:55:31	位を設定しない建物構築物、これに対しての扱ってというのは、どっか記載があるのでしょうか。
1:55:42	日本原燃の長瀬でございます。現状なんですけれども、こちらの具体的な評価のこの下流側のところというのが書いていないんですけれども、今の記載と

	いうところでお伝えさせていただきますと、4 ページのところの文章のところ それに該当すると考えてございます。
1:56:00	営業通しの 4 ページの 2 ポツ設計を地下水の設定方針の 2 段落目からで ございますけれども、ここの
1:56:09	はい。
1:56:10	3 行目管板またはマンメイドロックに支持されるというところの文章からです。 岩着していけかつ置換肉体を有していない建物構築物、これにつきましては 耐震設計の地下水による影響受けないというふうに考えてございますので、こ れにつきましてはその設計栄養地下水を設定しないということにつきましては 耐震設計上もそういった地下水の圧力とかそういったものについては、
1:56:30	考慮するような必要はないというところでハンセイ考えているところでございま す。
1:56:36	規制庁浜崎です。今の説明は理解しました。そうすると 3 票に示されている建 物構築物について/Aと地下水の影響を考慮しないということになるかと思う んですけれども、そういう理解でよろしいですか。
1:56:50	日本原燃のオガセでございます。おっしゃる通りでございます。
1:56:54	そうすると、3 票の建物構築物に関しての設定地下水、
1:57:01	例えば医療の方はこれで地方部に設計するってあるんですけども、三共につ いては、
1:57:07	表面だとかそういうことも全く関係ないというふうな理解なんですか。
1:57:14	日本原燃のオガセ電線、そのような認識でございます。特に設定する必要が ないというふうな認識でございます。
1:57:21	地域のハバサキですそうしますとですね、例えば基礎関係の例えば
1:57:30	基礎あって、基礎盤厚だけ入れ込まれているような結果の栄養水圧、いわゆ る来圧力よう圧力をどう考えるんだとかですね、或いは使用済み燃料輸送が 管理し移送容器の管理建屋ですね。
1:57:48	これに関しては、何といったかなと思うんですが、建設時んは、周辺建屋の地 下水排水設備の影響を期待して基礎スラブ上端に地下水位を設定するって いうのは、検索し、
1:58:06	設計条件となっておりますんで事実をこの建屋に関しては、一部ですが、メートル 程度ますと、娘と程度も見込みがある規格がある、或いは基礎版に関しては、 一等地表面よりも下も見込まれると、そういうことを考えますと、
1:58:25	地下水の影響っていうのは、設定値によっては十分考えられる。
1:58:31	という圧力にしても、その授業付録の考え、どう扱うかましてですね、そういう 影響が十分考慮される施設というふうに思うんですが、
1:58:46	全くこの 3 秒の周知に関しては、地下水の影響を全く無視するっていうのは、
1:58:51	本強が
1:58:53	わからないんですがそこら辺を説明いただけますでしょうか。

1:58:56	日本原燃のオガセでございます。今おっしゃっていただいたような整理のところ確かにちょっと不足していたところもございますので、その際、最初のほうでカミデさんから御指摘いただいたような来許可のときの設計方針そういったものを振り返りまして、これらについてどういうふうに設定していくのが妥当かというところへ再度整理させていただきまして、改めてちょっと御説明をさせていただきたいと思います。
1:59:16	本日こたえられず申し訳ございません。
1:59:19	以上です。そこを正確に言うと、
1:59:25	考察の上記載を検討してください。私から以上です。
1:59:33	規制庁岸野です。今のハバサキからも指摘の中にもあった通りですね、3票の中ほど使用済み燃料輸送容器管理建屋括弧使用済み燃料何々を保管庫っていう、これについてはですね既設工認の資料を見ますと周辺と提案のサブドレンに期待した地下水設定するっていうふうになっていて、
1:59:53	今回地下水を設定しないっていうふうに設計条件そのものもし見直すっているんであればそこについては詳細の説明が必要になってくるかと思えます。これについてはいつだったかヒアリングでこちらから質問をして今回はこのように考えを改めましたってと、その時そんな説明があったかと思うんですが、
2:00:11	こちらから指摘した施設だけじゃなくてですね、既設工認から設計条件を書いているっていうんであればですね、他の施設についてもそういったものがないかを確認した上で、きちんとその設計の閉止の条件の変更内容と、
2:00:26	妥当性適切性をきちんと説明していただくようお願いしたいと思います。
2:00:32	日本原燃のオガセでございますかしこまりましたの変更。
2:00:36	変更しているかどうかも含めて先ほどの整理のほうをさせていただきたいと思えます。
2:00:50	はい。規制庁カミデです他サンプ3ポツ関係でよろしいでしょうか。
2:00:58	はい、鉄塔なければ続いて4ポツ関係ですね、の確認を行いますと私のほうから何点かあるんですけども、
2:01:11	17ページの辺りからですね、地下水排水設備の設計についてはある程度書いてあるところなんですけど、まず最初の整理として、この地下水排水設備っていうのが、
2:01:27	建屋の附属設備なのか、単体の設備なのか、というところどういうカテゴリーに入る設備なのかというのを位置付け教えてください。
2:01:41	日本原燃イナヅマですと今回統治河成はJTBにつきましては今おっしゃっていただきたいん者の建物附属設備として考えてございます。
2:01:57	はい。
2:01:58	規制庁カミデです。まずですねこの設計方針を
2:02:05	議論
2:02:07	議論するにあたって、まずそれをちゃんとまず資料に明示する、してください。で、もしそうだとするとですね、例えば1718ページのところで外部。

2:02:22	事象のところについてますけど、建屋の付随であればですよ。外部事象防護対象施設っていうのは、建屋が入りますので、その内数として外部事象に耐える設計当社すると。
2:02:39	いう方針になると思うんですけど、現状それは特に書いてないとはたまたましですね、建家の付随建屋のうちではないんですけど、いう話であっても安全機能を有する施設ではあるので、時価許可の9条、外部事象の要求はA案、
2:02:59	いうだけではなくて安全機能を有する施設に対して、要求がかかっていますから、何らか設計対応方法をする運用も含めて養父とか復旧とかも含めてですけど、何らか、
2:03:14	説明しなきゃいけないということになるんですが、ちょっとその辺もまず位置付けをきちんと
2:03:24	整理した上で再度どういう位置付けになるのかというの説明いただければと思いますので、よろしくお願いします。
2:03:34	日本原燃イナヅマです。今補助ご指摘いただきました通り、建物附属設備って規則設置設した場合の整理をいたしまして、記載については、検討し修正したいと考えてございます。以上でございます。
2:03:50	規制庁カミデですいろいろ実用炉の例も確認してですね、どういせ設計に位置付けにするのか送信のかということをよく考えていただいて改めて説明いただければと思います。
2:04:06	それに関連してなんですけども、例えば次説明いただきたいのは17ページで言う排水能力みたいなところも抱えていますけど、それも申請書上というふうに記載するのかと。
2:04:22	いったところもきちんと説明するようにしてください。今回の資料だと40ページに申請書云々のまとめのところを書いてあるんですけど、それにも非常に記載が軽いので、
2:04:40	申請書の網羅的にちょっと対応関係を説明いただきたいと本文の基本設計方針本文仕様指標であと工事の方法、添付の基本方針、添付の計算書っていうある程度カテゴライズできると思いますので、
2:05:00	それぞれどこに何を書くのか書かないのかということを理由をもって説明できるようにしてください。
2:05:09	日本原燃イナヅマです。はい、公式っていただきました通り、今後補正におきまして、この申請書に記載するのか含めて整理して説明したいと考えてございます。以上でございます。
2:05:21	規制庁コサクです。
2:05:24	まずは説明をいただくっていうことなんですけど、もう随分前になりますけど、ヒアリングをずっと重ねていって、補正になって蓋を開けたら全然をこちらの持ったものと違う補正書が出てきたということでは困るので一つ一つ潰し込んでいって、

2:05:41	てくださいということ長谷川管理官からは話をしたと思うんですけど、一向に どういう補正書になるかのイメージを
2:05:53	出していただけてないんですけど、どう進めるおつもりなんですかね。
2:06:09	そこにギリシャでございます。その点まだ御回答できてなくて申し訳ございませ ん。基本的には共通の中で整理をしているものについては共通の奥とかでい ろいろサンプルをつけさせていただいてました基本設計方針とかの書き方の 比較をした上で修正点があればというところについては、
2:06:28	共通 6 の整理をキックにして各条文の適合性説明として必要なパッケージを そろえてその中で、そういった変更する部分っていうのがどういうことなのかっ ていうのがちゃんとわかるような形で、一つ一つ説明していこうと思ってまし た。そん中で基本設計方針中央表を添付書類にそれぞれパッケージが出て、
2:06:48	きますので、そういう中で、補正が必要な箇所であったり補正をする場合の書 き方っていうのをどういうふうにするのかっていうのをお示しできるんじゃないか というふうに思っていました。
2:06:59	規制庁コサクです。わかりました。共通でまず、今後はこういうふうにしませう ねっていう土俵ができてないところで個別論やってみようがないということだと 理解しましたので、共通のほうの資料も出てきましたし、
2:07:15	ここ一、二週間でその議論ができた以降、具体的にそれに踏まえた展開という ことで、資料提示をしていただければと思います。
2:07:25	と言いつつですね、今話のあった排水地下水排水設備については、既存では 本文事項としてなっていないものをどうしていくかということで、
2:07:36	共通の中での位置、主要な検討項目ということにもなると思いますので、今の タイミングから論点として意識をして共通の方でもまとめていくということで検討 進めていただければと思います。よろしく申し上げます。
2:08:10	規制庁込みです大日本原燃聞こえてますでしょうか。大丈夫ですか。
2:08:18	上下で者でございます。了解いたしました。
2:08:23	はい。あと規制庁カミデです。私のほうから 4 ポツ関連で最後ですけど 19 ペ ージの表の一番下の電源のところ運営非常用電源またはSsに対して機能 維持可能な設備というのが、
2:08:40	あってですね、この会社の経営機能維持可能な設備というのがこれどういうも のかっていうのを、あと、具体的にはどういう
2:08:50	建家の地下水排水設備がこれにあたるのかっていうのを説明してくる遅い。
2:09:01	日本原燃イナヅマです。当行電源機能のうち、黄砂につきましては、まず発電 機ですとか、可搬を考えてございましたけれども、全体の冒頭でお話ししまし た通り、
2:09:15	Ssを超えるSsに対しては、以上のところの説明対応してますけども、Ssを超 える場合の対応につきましては、ちょっと改めて整理して御説明したいと思っ てございます。また非常電源がすでに設置可能。

2:09:30	設置している持ってこれるところにつきましては、非常電源をで対応したいと接続したいと考えてございますけれども、それ以外の建物、
2:09:40	周辺に設置します河成はい説明については保護者の設備で対応したいと考えてございます。
2:09:48	規制庁カミデです。その後者の設備っていうのがどういうものなのか、全部DGにつなげますという話であればわかりやすいんですけど、理事以外の何に期待するのかというのを説明してください。
2:10:04	日本原燃イナヅマでございます。すいません。現状ですねこちらのほうへ等検討中ございまして、具体的な御説明の設備面につきましてはちょっと現在、御説明できませんので我々のほうで
2:10:20	対応がまとも次第説明したいと考えてございます。
2:10:26	規制庁カミデです。今の話ですので、1.2 清掃念頭として人の非常電源が期待できないのと言っている話なのかそれとも図も要は設計基準であるとか、平成耐震の範囲の中でもDG以外のものを考えているというかそれはどちらですか。
2:10:49	日本原燃イナヅマすみませんちょっと説明は切り分け切り分けられていなくて申し訳ございません。基本的にとって、設計事象としましては、あと通常の建家から取れる電源を通常の権限でもっていきたいと考えてございます。
2:11:06	あとSGからの併設レポート場合につきましては、現在検討中というところでございます。
2:11:15	規制庁カミデです通常の建屋からの電源で起きて
2:11:20	設計基準とかもSsの要件のある範囲ではDGを使うDGに繋がるっていうことですかそうではないんですか。一般電源ということですか。
2:11:32	日本原電イナヅマでございます。
2:11:38	利益につなげません。ちょっと
2:11:46	規制庁、深堀です。ですねその辺を話をするためにもう最初にお話をした4ページのどういう基本設計方針なんだというところからちゃんと積み上げてその妥当性を説明して、
2:12:03	この範囲にはこの電源この範囲をこの漸減っていう説明でちゃんと体系的に説明をいただかなければいけないので、そういうことを踏まえて改めてきちんと整理した上で説明するようにしてください。お願いします。
2:12:20	日本原燃のイナヅマです。かしこまりましたの設計事象をSA時しっかり整理した上で説明させます。
2:12:27	ためて説明させていただきます。
2:12:30	規制庁コサクですけどもちょっと事の重大性を理解してないようなので、を重ねてお話ししますが、規制対象となる設備になるということは、
2:12:45	その重要度を整理をしそれに応じた設計をします。
2:12:49	ということになりますんで、特に安全上重要な施設に関連する設備と

2:12:56	ということになりますので、その点では独立性ですとか、多重性ですとか、それをどの程度やるのかということでそれも今
2:13:08	話し合ったように、上流の元となる安全機能を持った対応と同等のような形で整理をしていくということが基本思想だと思いますので、その点で検討漏れのないようにしっかりとまとめておいてください。
2:13:29	日本原燃アドバイス入って今の御指摘のところを踏まえて整理させていただきます。
2:13:40	通常貯金です。
2:13:42	14 ページから 16 ページにですね、今回のままサブドレン関連で回答する条項整理されていて、基本的にあの地震による損傷の防止に関する条項が該当するという整理をされています。
2:13:57	これはすごい単純な事実確認だけなんですけれども、例えばPWRとか或いは柏崎なんかでは、いするに関する条文という形で整理しているところもありますけれども、今回はそういったものではなくて、地震による損傷の防止、
2:14:14	ここに該当するという、そういう理解でよろしいでしょうか。
2:14:20	はい、今までのイナヅマでございます。はい、はい。今ご指摘の通り、耐震としての整理をしているというところでございます。
2:14:29	強調します。はい、わかりました。続いてですね、準 7 ページなんですけれども、
2:14:40	(1)の文章の中で一番最後の行でまたサブドレンピットについては内工閉塞しないよう設計すると。
2:14:49	あるんですけど、これ具体的にどのような事象想定して、どういう設計で対処するのか。
2:14:56	それによっちゃウノ設計対象っていうサブドレンピットだけでいいのかというところもあるんですが、ちょっとこの辺り、説明いただけますか。
2:15:05	日本原燃イナヅマでございます。今ご指摘いただいたところにつきましては、閉塞の理由としましては、例えば会長シャフト部の方からの土砂の流入とかによりまして内部が閉塞するということを考慮して想定してございます。
2:15:23	につきましては例えば頂部今回はシャフト部につきましてもしっかりした設計を行いたいというふうに考えてございます。
2:15:36	超長期のです。今の説明は終わりましたけど、土佐シャフトから発生した事象もその想定して閉塞しないよう設計するというのであれば当然ながらそのシャフトが崩れた土砂を入れたりするような
2:15:53	構造にはならないよっていう説明になるかと思いますが、そこら辺の具体的な説明をちゃんと超えていただくようお願いします。
2:16:07	ですね、この中であまり説明がないんですけど、電源喪失ですか。先ほどちょっとお話ありましたけどその他イレギュラーによる機能喪失による対応方針というのが説明がなくてですね、

2:16:20	これにサブドレンが何らかの原因で提唱してしまっってその結果地下水が上昇して基礎スラブの上端に達すると耐震設計上の条件が満たされなくなってしまうてそこに今地震が来ると。
2:16:37	よくないことになるということもありますので、例えばその地下水が上昇して基礎スラブ上端に達するまでの余裕時間が出るぐらいなのかとか、或いはそう。
2:16:48	万が一停止した場合には、可搬型設備による対応方針など、
2:16:52	考えているとかですねそういった説明も今後必要になってくるかと思しますので、そこについての現状、どういったふうに考えているのか、ちょっと説明していただけますでしょうか。
2:17:04	日本原電イナヅマでございますと、現在、ちょっと今ご指摘いただいた事項につきましては整理して御整理中でございますのでまた改めて整理して御説明したいと考えてございます。
2:17:20	規制庁コサクです。ちょっと
2:17:24	軽い質問になっちゃうんですけど、
2:17:28	イトウ
2:17:29	通して 17 ページの 4 ポツ 2 ポツ 2 の最初のところではA排水機能については地上部の排水工まで送水されということで排水工に行くことになってるんですけど。
2:17:44	この排水工の扱いがどうなるのかよくわからなくてですね。
2:17:49	その次の項目の(2)に行くと、ポンプ及び用水管ということになってその文章の最後に行くと、地上に排水する機能っていうふうに
2:18:03	言われているんですけど。
2:18:05	その点、どこまで担保すると、いいのかっていうところの考え方を説明いただけますか。
2:18:16	日本原燃イナヅマでございます。今ご指摘いただいたところにつきまして、現在、今我々が考えてるうち河成はい設備としましては、
2:18:24	今、4 ポツ 2-3 の(1)、(2)に記載している注水する機能とへ排水する機能ということで、地上部まで
2:18:36	地下水を排水するところまでを、現在、地下水排水設備として整理してございました。冒頭お話ありました。4 ポツ 2-2 の改正以降につきましては今、排水設備としては整理してございましてこちらの 1。
2:18:53	点については、また改めて整理して御説明させていただきたいと考えてございます。
2:19:02	はい。
2:19:03	規制庁コサクです。を検討して説明いただきたいと思うんですけど、地上部へ上げたとしてもまた浸透してしまっっては意味がないということだと思しますので、その点よろしく願いしますって、排水工についてもですね、外部事象の降雨の対応ということで、

2:19:23	はある程度機能を期待しているというものだと思いますのでそれに加えて地下水も排水するっていうことになると、排水工の機能として十分かということもあるんで、そこまで含めて精査をして説明ください。よろしくお願いします。
2:19:42	はい、今回のイナヅマです。はい、御責任を踏まえて整理させていただきます。
2:19:57	規制庁カミデです。4 ポツ関係で規制庁側からほかないでしょうか。
2:20:13	よろしいでしょうか。次傾向ポツ以降ですね。
2:20:19	について確認したいと思います。私のほうからはちょっと後ろのほうになるんですけども、37 ページのところ、
2:20:33	ここの液状化の設計体系の話で、一番最後から 2 行目のところなどですねグループの分類のグループって言葉を使っているんですけど、これが、
2:20:48	どういうことを言っているのか堂々の
2:20:53	生いろいろついてると思うんですけど、そういう申請書審査、まず労働の単位として、どういう関係にあるのかというのがよくわからないんですが、ちょっとその点説明してください。
2:21:10	日本原燃の村田でございます。資料の都市化 5 イトウ 39 ページのほうをお願いいたします。こちらの速報地盤状況に係る分類の例ということで、左のほう
2:21:22	と液状化対象層のグループと右の方からちょっと改定とかで囲まれていて影響が左のグループに比べると大分低減されていると考えられているグループということで、この規格でこの二つの分類、コンテックとその地盤状況によってまたちょっと細かく分かれてくるところであるんですけど。
2:21:41	こういったものを、ちょっと先ほどの 37 ページの、そこを地盤状況に応じたグループの分類の詳細っていうところで書かせていただいているものでございます。
2:21:58	規制庁カミデです。好転 4.81 律でいっている分類がグループってこと。
2:22:07	なんですか、鉄塔それって申請書上申請書の内容を使用中どういう説明になってるんでしたっけ。
2:22:17	日本原燃の村田でございます。まさに 7 ページ、2 番検証で 38 ページのほうに絵と同様のフローということで記載をさせていただいてますけども、この 38 ページのフローのところでは前と同等の
2:22:33	という最初のひし形のところで、ここでその地盤の状況に応じてちょっとグループの分類を行いまして、そのグループに応じた
2:22:43	等を実施していくと、そういったところでこのグループっていうところで書かせていただいているものになります。
2:22:53	規制庁カミデです 37 ページの
2:22:57	H233 パラ目の最後の効用七つってというのは、これは公用 8 図の動きってことですか。
2:23:07	いや、違いますね以降 48 図は読み込まれてないってことなんですかね。

2:23:18	日本原燃の中にございます。先生が御指摘いただいたところ強引に号棟思います地図の、
2:23:25	書くべきところを先行してございます。申し訳ございません。
2:23:31	規制庁カミデです。
2:23:33	それでそもそも聞きたかったのこのグループっていうのは何ですかと言って号用ハッチ図の分類だとすると。
2:23:46	ここで、これっていうのを
2:23:50	設備単位っていうか道道単位である建家PRAB建屋間どうどうっていうものを一つの大きな単位としてその堂々の中で、いろんな評価断面があると思うんですけど、それが断面、
2:24:09	それらの断面をグループ化して考えるっていうことを言ってるんですか。
2:24:18	日本原燃の村田でございます。ご認識の通りで例は幾つかなどがある中で物によって1断面しかないものもあれば複数断面をするものも、ちょっとそういった堂々めぐりごとに所のグループ化を行っているより各断面ごとに個別に速報地盤状況とかを見ていきまして、
2:24:36	当断面ごとに分類を行っていくっていうところでございます。
2:24:42	規制庁カミデです。そういうところがよくわからないので、設計体系を論じるところをまず出発点がどこなのかというところを記載いただければと思います。
2:24:57	その上で、30、
2:25:05	その上でですね、代表断面っていうのはどういうもので各グループであるかどうかあってその中にいろいろ分類されるグループの断面がある中でその代表を
2:25:23	何かどうにかして選定するっていうことだと思うんですけどそれどういう考え方で選定するのか教えてください。
2:25:33	日本原燃の村田でございます。基本的な洞道のせん断曲げ評価は耐震性っていうところでジェネリック解析の結果が各断面得られておりますので、そういった断面各結果から、鳥栖の耐震評価上厳しい断面を代表として、
2:25:51	実施するということで考えております。
2:25:55	規制庁カミデです。そういったことも体系を語る上では説明をするようにしてください。それで38ページのフローなんですけど、大不動走らせて最初のC型で②番に飛んでですね。
2:26:13	代表断面において、有効応力解析を実施するとあるんですけど、そのあとですね、一番右側のフローのひし形から左側に矢印がついて全応力解析に行くんですけど、ちょっとこの意味がよくわからなくて、
2:26:33	ちょっと代表で評価をしたのに、そのあとの各断面で評価したらまた全応力に戻ると言っているの、結局何の代表なんだっていうところが疑問なんですけど、ちょっとその点、どういうことなのか、説明いただけますと、

2:26:52	日本原燃の村田でございます。イメージといたしましては真ん中のひし形のところでまず各当グループの代表断面で検討を行いまして、その中では例えばあるグループが代表断面が有効応力のほうが厳しいといった
2:27:09	そういった結果になった場合には、そのグループの中に前とする断面、
2:27:13	ある場合には、その各断面について、と同じように影響検討を行いまして、
2:27:20	要は真ん中のひし形で代表断面でやってるものは厳しかったかもしれないけども、個別の各断面で見てたときに、大丈夫な断面もあるかもしれないのでそういったものについては、前浮力の方がフジノばということがわかれば絵と真ん中の
2:27:37	投じていくってところで考えてございます。
2:27:42	規制庁カミデです。代表断面の結果は、その配下にあるA断面の結果を第1代表するとかも網羅するものではなくてひっくり返るによるってことを言うてるんですよそういうことでよろしいですか。
2:28:20	規制庁カミデです聞こえてますでしょうか。
2:28:26	家と日本原燃の村田でございます。ひっくり返るといふ。
2:28:31	いうよりもイトウもこのままだと取り返しの際にこのグループ分類の考え方を所へと詳細を示させていただくこともあるんですけども、そのグループの中でも、完全性と同じ、例えば両側に
2:28:48	と地盤改良があるとしているグループについてもその地盤改良の実態も大幅低下JA等、例えば道路側しかないようなものであったり、もっと十分な幅があるようなものというものもありますので、その断面ごとに、その地盤条件が変わるってところで、
2:29:06	そこへと各絵と真ん中のひし形で有効応力のほうが厳しいってなったものグループについては、各断面個別
2:29:14	詳細に見ていこうというところで考えているものでございます。
2:29:20	規制庁コサクです。
2:29:23	代表でやったときに言い切れないってところは詳細にやっぺいこうという考えはそれはそれでよくて、それをやった結果、やっぱり全応力だけにしますという考えをわざわざ戻す必要があるのかということです。
2:29:38	申請を受けて審査する身からするとそんな省略のされ方をしても結局そこは妥当かということを見かねないけなくて、結局、セットで
2:29:49	結果を求めることになるので、そんな手間のかかるようなことをやる必要があるのかと思います。
2:29:55	そういったことを第2回で話をすることになると思うんですけど、このタイミングでこれを出されてしまうとこの方法を要するといった感じになってしまうので困ります。
2:30:08	以上です。
2:30:18	日本原燃の未固結ちよつと資料の見せ方については、ちよつと前回の審査会合の参考資料という形で進めさせてもらったんで、詳細については、これコサ

	クさんおっしゃるように検討断面の地質は本当に正しいのか正しくないかっていうこのフローの
2:30:37	なってきたので、ちょっと資料の扱いについてはちょっと社内で調整させていただきます。
2:30:47	規制庁コサクです。よろしくお願いします。確かに断面をどう分類するんだっていうグルーピングの考え方を整理する際にこういうトライアンドエラーをやるということであれば、理解はできなくはないんですけど、そういったところも含めてですねいつ何をやるべきかっていうこと概念整理をして説明をいただくっていうのが大事で、
2:31:07	本件については、なのでロジックをちゃんと整理をしましょうねと、第1回でどこまでの設計方針として説明をすればいいものなのかっていう考え方なのでその点整理をよろしくお願いします。
2:31:22	日本原燃の宮本です。了解しました。
2:31:26	規制庁ここでちょっと戻っちゃって申し訳ないんですけど、5ポツの4の話になっちゃったので、ちょっと5ポツの1から3までがどういう位置付けの資料なのかよくわからなくてですね。
2:31:42	地下水の挙動がどうだかわからないとそれに対する対策もわからないよねということで、ちゃんとエビデンス示してくださいというのを指摘をして、
2:31:53	いるということではあるんですけど、なんで5ポツ1から3の場所なんだと。
2:31:59	ということなんです、
2:32:02	地下水位の設定のところでは水位の変動があり得るかどうかっていろいろ言ってるんですけど。
2:32:10	なんでそれで整理した後に、いや、地下水の流れはこうですってなるんですかね、どういふつもりでここに書かれてるんでしょうか。
2:32:26	規制庁国鉄ついでに言うと、ロジックペーパーには何も書かれてないんですね。
2:32:45	日本原電のオガセでございます。今のご指摘の件なんですけれども、5ポツのところからというのが5ポツのタイトル側の設計と地下水排水設備の外側に配置される建物構築物ということになってまして、その前まではあのサブドレンの中にあるものというところの御説明でございました。
2:33:04	その永遠ともっと前のところの、例えば11ページとか、申し訳ございませんで通しの12ページとかの整理では、地下水排水設備の外側に配置される建物構築物はどれですというところで整理してますので、この20当初20ページ、5ページ、5ポツ以降、これにつきましては、そっから地表に設定しますよということの説明すると。
2:33:24	この5ポツ以降の説明をつけているものでございます。以上です。規制庁コサクで説明がなってないので考え直してください。
2:33:33	そもそもですね、地下水がどう流れるのかによって

2:33:37	排水量も決めるということで3ポツの世界でも浅い4ぽつか4ポツのところでもう地下水がどうなのかも考えがなないといけないので、少し後ろで説明されても意味がわかりません。
2:33:55	受イトウ 77 ページですかね。
2:33:58	排水能力というところでは湧水量というのを想定しますというようなことがありましたけど、地下水の排水実績と比較してとは言いますが、
2:34:14	実績だけでは十分説明はし切れなないと思ってまして、皆さん、ここで書かれていますのも事業指定許可申請書に記載した降雨量ということですけども。
2:34:29	過去最大というのを踏まえながら、想定範囲を考えて前末においてはそれに
2:34:38	上乘せをしてということを考えながらと。
2:34:41	ということの中で、さらに
2:34:44	このポツのところの整理だとその前の整理でも変動があり得ると。
2:34:50	ということでその辺どう影響をどう考えるかっていう話もすると言ってますので、
2:34:55	その辺どう稼働ありうるのかっていうのは5ポツ1から3の内容を踏まえながらやらないといけなはずなので、この提言を見ても、皆さんの基本の事故がなっていないということだと思っています。改めて考えた上で説明してください。
2:35:10	弁閉を聞く必要はないと思ってますのでよろしくをお願いします。
2:35:16	本件に合わせるかしこまりました。
2:35:27	規制庁上出です。その他5ポツ関係、何かあるでしょうか。
2:35:36	規制庁岸野です。31 ページに液状化の影響評価方針のフローが載っておりますので、
2:35:43	まず一つ。それから一つ目のダイヤですね治療が傾斜しており云々で、
2:35:49	対象施設なしというふうになって、下の段にイトウンですけども、液状化のその影響度合いっていうことを再処理事業所の時敷地
2:36:02	地形とか地盤条件とか、
2:36:04	来ないって考えたときに1方面をが傾斜しておりということだけが影響因子なんでしょうか。
2:36:12	例えば支持岩盤の傾斜ですとか、或いは地盤改良がどうかっていうのは下の土曜日も出てきますけれども、地盤改良の尻別ですとか、工法ですとかも場所によってまちまち異なっていてその目的とか、
2:36:28	設計上の何に着目して設計製作という内容について補足異なってくるかと思うんですが、そういったもろもろの液状化の影響度合いに影響するであろう意思というのを網羅的に、
2:36:43	抽出した上で、この
2:36:46	地表面が傾斜しており、の実行に絞れたということであればその経緯をちょっと説明していただけますか。

2:37:10	日本原燃の宮本です。すいませんちょっと答えになってるかどうかわかんないんですけど、この速報流動っていう話については、基本的に地表面が傾斜しているか、例えば、
2:37:22	そうですね、東京の示方書なんかによると、護岸から 100m以内とかそういったところで、
2:37:30	抽出に入ってくる部分を我々の月の断面っていうのはなくてですね。ええと、そういうところで、敷地は基本的に水性に輸送で
2:37:46	造成して作っておりますんで、こういった地表面が傾斜しないっていう観点で、そこを流動がないっていうところで、全体的にはそんな網羅的なものとしてみました。
2:37:59	すみません、ちょっと答えになってるかどうかわかんないんですけど。
2:38:03	それを規制のです。多分答えてないと思うんですけども、まず規格基準に照らし合わせてそういった支持岩盤の傾斜等は特段影響しない因子の影響する因子として挙げられてないということであるならばそういった入れるとともに説明してください。
2:38:19	液状化に影響を与える度合い、
2:38:24	因子として何が挙げられるのか、そういった規格基準類もそうでしょうし、その他事業者の目で最初事業所の条件を見たときに、他にないのかといったものをきちんと守的に見た上でこれこれに絞ったよってということがきちんとわかるような説明をしていただきたいと思います。
2:38:44	そこで今ミヤモトさんの御説明の中ではなかったんですけども、地盤改良体、
2:38:51	もですね、フルの後段では大量取り込まれていて、影響を受けることがないかというような文系ひとくりしてと思いますけれども、地盤改良のほうは隣の 30 ページのみを見ますとちょっと色分けがあるように流動化処理度だったり、
2:39:08	マシ深層今後だったりとかですね、もろもろの交渉が違ってきます。場所によって、なぜ講師を変えて変える必要があったのか、当然ながらその用途が違っているということもあり得まして、その用途によってはですね、液状化にという現象に対して耐性。
2:39:27	そういうものでもないものも含まれている可能性があるかと思います。そういった観点から地盤改良されていたとしてもですね、これについては液状化対策として期待できないもの。
2:39:40	もしあればそれで幾らなきやいけないでしょうし、そういった観点でのそのフローの分岐というものもあり得るのではないかなと思うんですがそのあたりいかがですか、検討されてますでしょうか。
2:39:54	日本原燃の宮脇です。ちょっと資料も見られていると思うんですけど、基本的に地盤改良をした箇所については、港湾の技術上の基準とかで一軸圧縮強度 0.5kmから溢水があれば、しないというところのエビデンスは確認しております。

2:40:11	ただですね。それあの道路のところにも書いてあるんですけど、そういう箇所がなされていないようなところについては、このフローにのっとって液状化の影響検討を検討するといったことで、クドウをつくらさせていただきました。
2:40:29	すみませんちょっとこれもこのようになってるかどうかわかんないんですけど、規制庁コサクですけど答えになってないですね、逆の方向の答えをしてしまったので、余計まずいんですけど。
2:40:40	規制庁コサクです。
2:40:43	ここでは対策をしても、範囲として十分かというところの議論が残るので、基本的には全体的に机上化の影響を考慮しますと、
2:40:54	ということでフローをつくられていると理解をしています。なので山なんでも、その上で分岐が書いてあるんだらうっていうところの説明が必要なんだと思っています、
2:41:08	考慮しますというものをさすがにそこ方流動まで考えると、そもそも覆う形状が異なってきてしまうので、評価としておかしくなるから流石速報流動は外しますと、
2:41:22	ということなんだと理解をとりあえずしてみたんです、私個人としては、
2:41:28	なんですけど、皆さんが、そういったところをちゃんと説明をするということがないと話がスタートしないので、
2:41:36	まずですねちゃんとつつ整理をして欲しいなと思うのは、液状化というのがどうい影響を与え得るのかと挙動がどういのがあり得るのかでその共同によってどうい影響が与え得るのかというのを網羅的に書き下して見てもらえますか。
2:41:51	その上で、それぞれに対してどうい手当をするのかと。
2:41:55	いうことを考えていただきたくて、まずそこを流動は外すように対応しますと、
2:42:01	それ以外のこれについては、耐震評価でこうい扱いをすることで、影響を受けないように機能上を維持する形の対応をとりますと、
2:42:13	いようなところですね一つ一つ話をすることでどこでどう手当してるのかっていのがわかるということになると思いますので、整理をよろしく願います。日本原燃の宮本です。すみませんちょっと予約の趣旨がわかりましたので、いといった形で、それぞれの分岐点のフローはどうい考え方で、
2:42:31	日本原燃として考えてるかっていうところを改めて整理させていただきます。ちょっといいとか、なかなか伝わらなくて申しわけございませんでした。
2:42:53	規制庁岸野です。はい。あと31ページのフローつつですね、もう一つ確認したいのは、一番下のダイヤでSクラスの間接支持かもしくはの波及的影響かという分岐点があってそれによってフローが分かれていて、
2:43:09	おそらくおそらくい書いてあるのですね
2:43:13	構造物の耐震性の影響で堂々とで波及的影響の観点で統合ネットや建屋いような、ここで方法が置かれるんですけど、

2:43:23	なぜそこで分かれるのかな、ちょっと説明としてびっくりがよいがないところです。おそらく波及的影響のほうの考え方といっても、上位クラスと同じような手法を問う。
2:43:38	投資するのが通常だと思いますし、
2:43:43	Sクラスまたは間接支持か、或いはその波及的影響下で、その手法を分けるんだというような合理的な説明が必要になってくるかと思うんですがそのあたりはどのようにお考えでしょうか。
2:43:56	日本
2:43:57	日本原燃の村田でございます。こちらやめなフローを実際に検討するにあたってのフローということで、最後のひし形で、構造物の耐震性の観点か同位クラス施設の波及影響の観点からというところでまず分かれておましてこのそれぞれに該当するものについて、
2:44:15	具体的な内容は先ほどあった 37 ページ以降に書いているものでございます。設置等労働が該当する構造物の耐震性ってところの評価については、当然構造物がもつかもたないかとかまあ、そういった観点の評価になってきますけども、経験のほうになりますとは教育で何を考えるかと言っても評価項目ってところ
2:44:35	関わってくるものと考えておりますので、一旦ここでフローとしては受けてあとはそのか経験の観点で何を液状化について見るかっていうところで、個別に考えていくものだと考えております。以上です。
2:44:52	規制庁コサクです。評価項目が変わり得るとするのは 50 にやっていただければ結構ですけど、結局上位に影響がその影響を与える上位っていうのが何者かということになるんですけど、結局この部分で言えば、当Sクラスの設備というようなことになったりして対応することはあまり変わらない。
2:45:12	いいものに結果としてなるので、
2:45:17	どうなのかなと思いつつも、分けるなら分けるでもいいんですけどどっちにしても、
2:45:24	すいません。
2:45:27	と。
2:45:28	あれ。
2:45:29	今のフローどこで何ページでしたっけ。
2:45:32	31 ページです。
2:45:34	最後のところで二つに分けて対処設備堂々と
2:45:42	ネット、市の建屋っていうのもちょっとすごい
2:45:46	大ざっぱではありますけど、建屋全部が
2:45:50	このというなんかいまいち言葉としてはよくわかりませんがこの二つそれぞれ
2:45:57	評価項目が一緒なのであれば評価方法も基本一緒でしょうと。

2:46:01	というようなことのもと話をしなきゃいけないので、分けるなら分けるにしても後ろのほうの 30。
2:46:09	7 ページとかでしたっけ、のところの評価が全然違っていいというわけではないということを考えて今後整理を進めてください。どうどのほうも改めて整理をするということだったと思うので合わせて、
2:46:24	ネットのほうをさらにこの建屋というのも格好建屋っていうのは結構管理建屋なんでしょうね。
2:46:31	出入り管理縦でしょうかね。
2:46:34	二つがどういう評価であればいいのかっていうのは全然
2:46:39	横串を通して整理をして説明いただければというふうに思います。その際に何を評価をするのかということの前提として先ほど大曽根お話した液状化によってどういう現象を懸念し、
2:46:55	それに対してどういう影響を考え、評価をするのかということをつなげていただくことで取り扱いの議論ができるかなというふうに思ってます。よろしくお願いします。
2:47:11	日本原燃の村田でございます。承知いたしましたご指摘踏まえまして、液状化についてどういう影響があるのかっていうところから含めてもう 1 回体系的に整理させていただきたいと思います。よろしくお願いします。
2:47:29	岸野です。その上ですね、今のところというか、今日の説明の中では、資料の 13 日の審査会合で指摘をしたものに対する説明がまだ入ってないんですね。
2:47:44	9 的影響と、あと S クラスとで方法が分岐するというのはあり得るのかもしれないんですが、ほぼ変わってもですね、それぞれが整合がとれた方法であるということ。
2:47:59	施設への液状化の影響が適切に評価できる手法であることの説明を前回会合で求めている、その説明をきちんとしていただかなきゃいけないと思っています。
2:48:09	まず両方が生後整合がとれているということについては、例えばどうどうについては先ほどフローで話題になりましたけど、全応力と有効応力解析という 2 種類の解析手法を使い分けるんだという説明がある一方で、ネットの杭基礎については、なんかほとんど具体的な情報はないですけど、有効応力解析といった言葉は、
2:48:29	出てきていませんので、おそらく違う手法をとるのかなと思います。そもそも全応力解析という抗力解析っていうのはどういった違いがあつてどういった現象それぞれ表現できるのかといったことも含めてで杭基層の
2:48:44	影響検討する際に、これらを適用しないのはなぜなのかこれにこれに代わる別の手法がなぜ適切なのかといったことの説明は当然必要になってくるかと思っています。

2:48:57	そういった説明はですね今日の説明の中で、まだ入ってきていないということもありますし、あと、
2:49:05	40 ページですかね。通例放熱の基礎、
2:49:10	について、
2:49:12	ごく簡単に説明がありますけれども、これも4月13日の会合で説明のあった内容からほとんど変わっていない内容です。
2:49:22	これも先ほどちょっと全応力有効応力触れましたけども、道路と治療手法どうやらとるみたいなんですけど、なぜそれでいいのかとここでとろうとしている手法というのが液状化層がないものと仮定した評価とか廃棄体と仮定した評価というところなんですけど、
2:49:38	これが遠い。
2:49:40	友の根拠とする手法なのか、きちんとエンドースされた規格基準類に基づくものなのか、或いはの実績等を裏付けのある信頼性のある手法なのかということが前提になるかと思しますので、そこら辺をきちんと説明をしていただきたいと思います。
2:49:55	この説明の検討準備を進めていただきたいと思いますが、えっとよろしいですか。
2:50:05	荷揚の見落とす可能性了解しました全応力はどういう解析で有効応力はどういう解析をやって飛来防護ネットの方については、こういう基準類に基づいてやっていってるといったところを、資料のほうに盛り込みたいと思います。
2:50:25	規制庁コサクですけどここ3回ぐらいのやりとりは一連の話ですので、
2:50:33	それぞれ単独で説明しようとする余計話が来ずれるので一体よくまとめて整理をしていただければと思しますので、その際にですね、これまで同等飛来物防護ネットで話したんですけど、ここで建屋っていうすごい大枠ですけど、出入り管理建屋についても入れていて、
2:50:51	40 ページに入れていただいているんですけど、
2:50:55	具体的な評価方針結果については次回と言いながら、具体的なところか基本的なことする書いてないので、
2:51:03	次回まとめる際にはdB管理建屋も含めて評価としてどういう体系にするのかっていうことを整理をしてください。詳細は当然要りませんが、基本、基本的な評価方針というところでは説明聞く必要があるかと思っておりますのでよろしくお願いします。
2:51:22	人月のオガセでございます。かしこまりました。
2:51:33	こちらです。あと、すいません、労働のフローの話、一つだけ浮き上がりの検討については何も
2:51:40	情報がないんですけども道路橋梁の検討方針についてもちゃんと説明を超えていただきたいと思います。これについては何かの方針を考えているのでしょうか。

2:51:54	最後女神オフィス受け入れの検討もしておりますので、ちょっとフローのほうに入れるようにいたします。
2:52:06	中長期的ですもうそれにしているということでこのフローにどこにどう入っていくのかちょっとわからないんですけども、そこら辺は今の説明を加えていただければと思います。
2:52:16	以上です。
2:52:18	荷揚のみをですね、了解いたしました。
2:52:28	規制庁カミデです。他ありますか。すいませんというかちょっと時間が 1080 も持っていますけど、日本原燃のほうでまだ対応をするか否か沼津引き続きやっても問題ないでしょうか。以降でしょう。
2:52:51	日本原燃のフナコシです。引き続きお願いしたいと思います。
2:52:56	規制庁カミデですわかりましたじゃあなるべく手短に終わるようにということであと少しいと思いますので引き続きよろしく願いしますと。その上で、規制庁側からまだ
2:53:09	耐震建物 13 関係何かありでしょうか。
2:53:14	規制庁の武田です。すいません何点か確認させてください。
2:53:19	まず 31 ページのフロー図なんですけれど。
2:53:25	このダイヤのところなんですけれど、それぞれの判断基準というのが明確になっているんでしょうかということ。
2:53:35	なんですけれど、例えば地表面が傾斜しているというのであれば、それが例えば何度だったら可能性があるとしているのかということですか、
2:53:46	あとは
2:53:48	間
2:53:52	下の真ん中のダイヤですね、
2:53:55	完全に囲まれてその範囲が十分評価液状化の影響を受け、
2:53:59	ないと判断できるっていうのはこういったものたちの判断基準っていうのは明確になっているんでしょうかって言うのをちょっと教えていただければでしょうか。
2:54:13	日本原燃の埋め立てでございます。今ご指摘いただいたところが 31 のフローでまず測量等のところの地方面の傾斜っていうところは、こちらについてはちょっと今明確にできてないところもございますので、ちょっとその再整理する際にはちょっとその辺りも、こういった判断基準があるかどうかっていうところ。
2:54:32	幾何学的な検討とひもづくところがあればまあそういったところも準用しまして、明確になるようにしたいと思います。その下のバリアのほうの地盤改良等に十分な囲まれて、影響を受けることがないかあるかないかっていうところは、ここちょっと架空
2:54:51	場所場所で見えいったときに、
2:54:55	投与アメリカからちょっと数字っての判断基準というところはない部分になります。以上です。

2:55:03	日本原燃のミヤモトですけどこれ岸野さんからの質問ともちょっと関係するところなんですけど、この側溝コロイドについては我々ちょっと準拠したのはですね、先ほどちょっと私冒頭で言いました通り、
2:55:17	高低差が5mあって、100m以内にある構造物については、そこ粒度の対象だということという知見があって、どうろきょう示方書耐震設計書かれたんで、これも参考にしたんで。
2:55:33	岸野さんからの質問であれば、看板とかそういった話についての話がちょっとまだ影響評価とか、ちょっと見られてないということだったんで、これはちょっと改めてちょっと整理させていただきます。
2:55:49	規制庁の武田です。はい、わかりましたお願いします。どういった比較検討を準拠しているのかということと、あと、何をもちってそれを確認したのかということまで整理をお願いしたいと思います。
2:56:03	それで、今後、
2:56:05	こうなんですけれど、ページが40ページ
2:56:11	であります。
2:56:14	はい。
2:56:17	この後、
2:56:20	先ほど規制庁側からコメントすることと関連はするんですけど。
2:56:26	防護ネットのところですね。
2:56:31	4パラグラフ目です。
2:56:36	駅周辺地盤が液状化した場合であっても上位上位クラスに波及的影響与えないことを、液状化対象層がないものと仮定した評価及び一体と仮定した場合により確認するとあるんですけど。
2:56:51	前機械とかっていうするということはよく予測を-5、まあ剛性を考慮しないということかと思うんですけど、これでもその剛性を考慮しなくても波及的な影響がないのであれば、11個1個の杭の周辺を地盤改良する理由ってというのは何なのでしょう。
2:57:28	日本原燃の小野でございます。
2:57:31	今の御質問なんですけど
2:57:33	と杭の周りを地盤改良する理由というのはですね、基本的に次の引き抜きですとか、あと今これ鷹架層で指示しておりますけれども、それに対する抵抗力を増すということで一般人は一般のですね、表層を地盤改良するということでやってございます。
2:57:55	御説明だということがわからないんですけども、交代いたします。
2:57:59	。
2:58:01	規制庁のタケダですと引抜き等の防止ということなんですけれども、
2:58:09	地盤介助者増分敵対と仮定した場合でも、それは問題にならないということで、

2:58:16	日本でどう障害のこちらのほうの記載の意図なんですけども液晶化対象層と いったところが、基本的には地盤改良、
2:58:25	その部分が残った状態のところとその周りのところが基本的には液状化した 場合について、F-地盤改良体と杭が残った周りが水の状態になっていて地 盤改良体と杭が状態において、その部分の地盤改良体が健全であってさらに 奥が健全であるといったところを確認するということで、
2:58:45	ウノ性としましては、キャッシュの部分でございますので、それ杭単独で遠回り が進めていく状況になっているという前提ではなくて地盤改良体がある前提 というところでございますので、そこを北薩心配します。
2:59:00	規制庁の武田です。今の説明で理解しました。はい、ありがとうございます。
2:59:07	それともう1個なんですけれど、これは先ほど来等を記載していることなんで すけれど。
2:59:15	例えば、
2:59:19	P30 ページ、30 ページの
2:59:23	(1)の構造物の耐震性の影響の観点から評価を実施する施設、これについて は 38 ページのフロー図で設計体系が整理されているかと思うんですけれど。
2:59:39	(2)の上位クラス施設への波及的影響の観点から評価を実施する併設って いうのは、ドーズとか示されていない。つまりまだ設計体系っていうのが整理され ていないと思いますので、この辺は整理をするようお願いいたします。
3:00:07	日本原燃のオガセでございます。そちらの方整理をいたしました上で再度説明 させていただきます。
3:00:17	ステーションタケダです。はい。お願いいたします。
3:00:20	私からは以上になります。
3:00:22	規制庁コサクですけども先ほどの話にちょっと戻って申し訳ないんですけど、
3:00:28	地盤改良の話してそれは評価で見込んでますということだとすると、設工認上 にもう地盤改良について何らかの担保が必要だと。
3:00:43	ということになるのでその取り扱いにも少し取り扱いとしても整理をしていただき たいと思いますので、そんなときにどこまでの写す担保が必要なのかっていうと ころもあるので、評価での取り扱い委員の考えとあとは
3:01:01	直接必要があるかどうかわかりませんが、
3:01:08	投資 75 ページのところに
3:01:14	施工の場所等、それに対しての郵政効果目的は何かと。
3:01:20	ようなことを書いていただけてますけど、この目的がちょっと非常に端的に書 かれているので、これが具体的にどういうことなのか、それによってどこまでの 液体の範疇になっているのか。
3:01:37	その結果として先ほど言った今回も見込む見込んで評価にするのかといった その1人がもう少し具体的にわかるように資料をつくっていただいて議論でき ればいいかなと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

3:01:59	日本原燃仕組みをですね。了解いたしました、今、地盤改良をどうやって担保して、どういう設計に取り入れているかっていったらどうかちょっとサトウ別紙に赤にしているんですけど、この辺がちょっとわかるようにさせて頂いて資料のつくり込みしたいと思います。
3:02:15	規制庁不足です。よろしくお願いします。
3:02:18	変形抑制っていうところが多少今の話で、
3:02:23	施行 5 についても、或いは周りの
3:02:28	液状化においてもこう変形抑制する機能は残っていて、ということなのかどうかっていうようなところですか或いはここで施工性向上って書いてあるところでのものについても見込むって話になると、それはそもそもの差の設計コンセプトと合っているのかといったようなこともあるので、
3:02:48	ちょっとさかのぼってになっちゃうかもしれないですけど、目的としては別のものも踏まえて施工した形として評価をしますと、いうふうに
3:03:00	バックフィットする必要があるかもしれないので、その点一連まとめてください。よろしくお願いします。
3:03:07	日本原燃の宮田です。了解しました。
3:03:14	キノです。先ほどの竜巻防護ネットの杭基礎については、単純な確認なんですけど、一応つか 2 月くらいのヒアリングでこちらについても何か有効応力解析の準備を進めているっていうような話を
3:03:29	ひょっとしたら勘違いかもしれませんが言っていたかのように思うんですが、こちらについては何らかその有効応力解析に向けた準備とかデータ
3:03:39	これっていうのはあるんでしょうか。
3:03:44	はい、日本原燃の浅井でございます。現状のところでございますけれども、こちらの飛来物防護ネットについては有効応力解析と考えておりませんで、こちらに期待しておりましたような周囲が完全に行きたいとなった場合そういったような評価のほうで延期することを考えてございます。以上です。
3:04:01	規制庁岸野です。わかりました。
3:04:04	それとすいませんちょっと私から 1 点確認していることを忘れました。ちょっと 24 ページに戻っていただいて、
3:04:11	えっと地下水位についての
3:04:13	データが別紙 2 に示しますよと、づく文書の最後に、地下水が降雨により多少変動はするものの、概ね安定的に推移しているとあります。別紙 2 のほうを見ますと、観測データが出てるんですけど、例えば、観測期間は半年から 1 年半ぐらい。
3:04:31	これで
3:04:33	場所によってはかなり変動していたり、あまり大きなないものがあったり、近接している場所で見比べても、その挙動の違うものがあったり、地盤全体で見たときにどちらかというと東側にそういった結構見られるのかなというところもあったり、ちょっといろいろと

3:04:49	考えつくところがあるかと思うんですけども、観測データ等の個別の評価については一切されていないという説明がなくて、この 24 ページの地下水は云々安定的に推移しているという結論に至ったプロセスっていうのはちょっと説明していただけないですか。
3:05:13	にわたりのクドウでございます。
3:05:17	別紙のほうに今回地下水の全体の流れを示すように、1 年間の約記録を地下水の水位を覆うツガネが目立つというものに示させてございますけれども、
3:05:33	今回これを示させていただいたのは、地下水以後、全体のこの定性的な流れを示すために示したものでございます。それで、相対的にですね、
3:05:50	確か雨水の変動がなく、地下水はですから安定的に推移しているものと判断しまして、このような記載としておりますけれども、もう少しですね、ご指摘のように、一つ一つの方向に対しても解説を加えまして、
3:06:07	もう少し説明を拡充させていただきたいと思っておりますので、ここ改めさせていただきたいと思っております。
3:06:15	規制庁基準です
3:06:17	今回はいいとされたデータの観測期間が随分短いなと思ったんです。許可の中でですね確か地盤安定の検討の中でもっと長い期間のデータなんかもあるようですしそれを交えて長期的な傾向の出るならまだわかるんですけども。
3:06:34	かなり、直近のデータで述べておられて、それを挙動についての分析を考察がなされている経費がなくて、
3:06:48	例えば、最大 1 年半のデータだけで、その間の降雨量云々なんて多分何も言えなくて過去数十年間の行動データと比べて、この 1 年半における考慮っていうのが、大体同じところに来てますけど、まだわかるんですけどそこについては出てないわけですから、
3:07:04	そこら辺は、
3:07:07	データを載せてこの結論に至る以上はそこに至る分析考察のプロセスの説明が必要かと思っておりますので、
3:07:16	もう少し考えていただきたいということと、
3:07:20	長期的にデータがあって、本当にこの結論に至るんだということは、
3:07:26	この揺れがいいんですけども、今回のこのサブドレン外側の地下水の設定については建物であったり、ための
3:07:36	降雨量どっちですか変動要因があるから地方未設定するんだという説明に繋がるのであれば、むしろ今回のデータが少なくて将来予測も難しいということも技術部であればですね、それもロジックになるのかと思っておりますし、その全体のロジックとの整合等を合わせてですね。
3:07:55	ちょっとちゃんと説明を考えていただきたいと思っております。よろしく願います。
3:08:02	お願いクドウでございます。許可の段階でお示しました地下水につきましては、今まさに地盤改良等でですね、工事をする敷地中央部等で実施してございまして、

3:08:19	こちらについては閉止なり閉塞軽視というといったところもございますので、3階は1年間1年間ぐらいのトレンド、これはもう先行炉部門のマーチ資料も拝見させていただいた上で、1年間ぐらいあれば、関係的な整理が確認と状況が確認できるかなと思ひまして、
3:08:39	この範囲に設定させていただきました。またつくばにご指摘いただきました。ロジックとの西縁をですね、書き方についても改めて今修正させていただきたいと思ひます。以上です。
3:08:54	規制庁ハバサキです。
3:08:56	新についてちょっと関連の質問をさせていただきたいんですが、
3:09:01	別紙2で今観測記録の提示が20ヶ所出てますけれども、現在、6ヶ所の再予定の地下水の観測っていうのは、これがすべてでしょうか。
3:09:20	日本原燃クドウ。
3:09:23	人間くってことでございます。今先ほど申し上げました通り等の工事です。ねへの閉塞しているところがございます、こちらすべてではございませんので、当つつ、これ以上にですね、監査方向はございます。
3:09:43	一番ハバサキです。そこら辺やはり全容を示してもらった上で、今回は、この観測巡回して、結構示しますというように説明がまず必要かというのが一つ。
3:09:58	それと、先ほど強化の話出てましたけれども、許可では2014年からの観測はされた結果が出てますけれども、要は2014年以降も、
3:10:11	観測は今までに至るまでされているものという理解でよろしいですか基本的に、は確かに観測の中断されてるというのはあると思うんですが、基本期間2014年以降、
3:10:27	は、何らかの観測をされているという理解でよろしいですか。
3:10:32	日本原燃の宇野でございます。
3:10:37	2000時間以降といいますか長期的にですね、計測されてるものもございしますが、先ほどですねクドウ側を申しましたようにですね、特に構内につきましてはですね、イベントと地下水の関係がですね、まだちょっと明確になってなくてその辺を今まとめている最中でございまして、
3:10:55	今回ご紹介させていただいたやつはですね、比較的周辺で安定している地下水を表示いたしまして全体的にこの敷地でのですね、定性的なトレンドがどうなってるのかっていうのを説明するために、このところですね資料を作成させていただいておりますので、
3:11:12	こういうふうな出し方をしてございます。さっき医療者イベントとのですね関係がちょっと説明できるようになればですねその辺の地下水のボーリングコアへ
3:11:27	地下水観測孔の資料も示したいと思うんですが、今のところですね、正確に締結できるのは、この部分かと思っておりますのでもうちょっと検討させていただきたいと思ひます。
3:11:42	中小ハバサキですね。
3:11:44	まずその観測食うの全容

3:11:47	イトウ抵当今言われたようなイベントの対応、そういったものはやはり詳細の説明を我々としては必要というふうに感じます。それとイベントと言われた田中議員。例えば地下水排水設備の
3:12:03	溢水量についての、こういった経時的なデータ、
3:12:08	そういったものっていうのは、記録としてお持ちでしょうか。
3:12:18	日本原燃松葉でございます。それと地下水排水設備につきましては、今日の
3:12:25	設置済みの合意に関しましては、
3:12:29	再整理起動時へ移動回数について、1ヶ月当たりどの程度移動しているかと。
3:12:37	そういったようなデータはある程度期間を持って取得してございます。
3:12:44	時幸せです。そうしますと、各建屋施設周りに地下鉄親父設備の配置されているという説明があったんで、それぞれこの排水設備についてはどういった廃止実績があるんだというのを提示いただくことが可能ですか。
3:13:03	日本原燃イナヅマでございます。はい、整理してお示しすることを考えてございます。
3:13:09	軽重ハバサキです。先ほどのイベントの話とも若干関係しますので、そういった整理のほうへ説明してください。よろしくお願いいたします。以上です。
3:13:23	規制庁コサクです。今説明することは可能ですって言われたんですけど、可能とかじゃなくて皆さんそれは当たり前のような形で整理して提示をする予定がなかったんですか。
3:13:38	日本原燃イナヅマでございます。地下水排水実績につきましては、もともとあります資料で言いますと、
3:13:48	17ページ、4ポツの中で別途記載しました通り、地下水排水能力の設定の際に、
3:13:57	想定有推量発災に浸透流解析を行いますので、その際に使って章を実績として、お示ししようということを考えてございます。
3:14:12	規制庁、古作です。
3:14:14	そっか、そうだと思っていてですね、
3:14:18	今のハバサキの話を踏まえてこれにプラス何をするつもりで可能ですって言われたんですか。
3:14:29	日本原電イナヅマでございます。すいません。ちょっと今のお答えしたのは河成8で排水実績ございますのでそちらの方と地下水の観測との関連に日ひもづけまして、
3:14:44	何かいえることがあれば、そちらについて補足ペーパーの追加で通気風配設備の排水につきその関連について説明したいと考えてございます。
3:14:58	規制庁コサクです。そういうこともないと、ここで単に評価等を実績等を比較してということでは、
3:15:07	足りないと思っていて、
3:15:10	実際の観測して共同とかとも比較をしてその結果、将来にわたる変動幅がどういふものになりうるのかと。

3:15:19	いうことを説明いただきたいと思いますので、
3:15:24	一体まとめて考えを整理をしていただければと思います。よろしくお願いします。
3:15:33	日本原電イナヅマです。はい、かしこまりました。
3:15:44	規制庁カミデです。ほかよろしいですか。
3:15:50	はい。ちょっと本件と今後の話もあるんですけど、もう一つ、
3:15:59	地盤モデルのロジックペーパーは出ていますのでまずそちらの資料についてちょっと確認をしていきたいと思います。
3:16:12	地盤のロジックについて事業者から何か先に申し伝えたいこと等ありますでしょうか。
3:16:22	右にトガシございます。こちらのほう資料といたしましては4月にまず認識していただきましたのヒアリングを踏まえまして事業者の方といたしまして地盤モデルの設定の考え方が必要な検証項目等を踏まえましてですね、再整理をさせていただきます。
3:16:38	本日といたしましては再度整理させていただきますロジックの流れをご確認いただきまして、ちょっと今後の進め方といったところに関しまして、議論させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。日本原燃は一緒でございます。
3:16:52	はい、規制庁込みです。私からまず何点かこれは前回のヒアリングでのコメントがある程度反映されているというような感じなんですけどちょっと決定的に不足してるなと思っているのか、1ページ目の
3:17:10	①の一つ目の丸と二つ目のマルの間をつなぐところがないなど。これはどういうことかっていうと、結局、基本的な設計方針っていうのはこうです、それを明確の立場として宣言していただくのは必要なんですけども。
3:17:30	に対してどういう課題があるのかっていうところを、事業者みずから、それを吸い上げてその課題に対してどういう対応をしていると。だから、最初の設計方針が正しいんだという形で説明をいただくことで、
3:17:49	ロジックがきちんと完成するというふう考えておりますので、そういう課題認識の部分を記載するようにしてください。それをすることによって、
3:18:02	建屋直下の結果が念のためというような形で非常に浮いてしまっているんですけども、その浮いた部分をちゃんとつかまえてですねロジックの中に閉じ込めて、どういう考えで以下のために、直下をやるのかと。
3:18:18	というようなことが明らかになるのでねその位置付けが確認できれば、その直下っていうものに対してどこまで確認すればいいのかということも恩図と右に見えてくると、またそういうことが議論できるということだと思いますので、
3:18:35	ちょっとそういった点でロジックペーパーを少し拡充させるようにお願いします。私からは以上です。
3:18:51	規制庁コサクです。今カミデが言った通りではあるんですけど、
3:18:57	イトウ

3:19:02	それと、トウソウそれとの関係で同じロジックとしてですね、
3:19:08	支持地盤も表層地盤もそうなんですけど、平均的な物性値でって言いつつ、矢羽のところに行くと、平均等ばらつきケースとやりますとなっていて、このばらつきケースはどういう位置付けのなんなんだとかっていうのもわからないので、
3:19:26	そこもあわせて整理をしてこのばらつき係数の扱い等を直下の扱いというのがそれぞれどういう意味を持っているのかということで話をできればと思ってます。よろしくお願いします。
3:19:44	日本にトガシございます。趣旨理解いたしましたのでその内容のほうを盛り込むような形の方で再度調整いたします。
3:19:54	規制庁ハバサキです。ロックペーパーとしては4月28日付よりは少し積んだかなという感はあるんですけども、ちょっとまずロジックペーパーの中ですね、2ポチの直下地盤の影響評価案についてなんですけど、
3:20:11	これ24ページのところパウポの資料には書いてあるんですけど、どういう観点の評価をするんだと概要のですね、説明がここないんで。
3:20:25	これ前回の資料にあったんですけどね、もう少し2ポチの内容についてはイトウ関わるようなですね記載を、
3:20:35	この中でも必要かなというふうに思ってますが、ちょっと今の状況ではちょっと説明かなというふうに思いますので、そこら辺の対応は今でしょうか。
3:20:49	2億にトガシございます。今回はロジックといったところもございまして思うからその概要といったところをロジックのほうに展開するような形のほうで終了させていただいたといったところが事業所の趣旨でございましたがハバサキさんのコメントのところ、
3:21:05	実際のその直下のやり方といったところのSS的なものっていったところは5000盛り込めませんのでご処方迷う盛り込んだ形のほうで議論をブラッシュアップさせていただきたいというふうに思います。
3:21:18	京急ハバサキです。フローが出てますけれども大きくそういった流れで作業がおさまるとユー・エス・エスはやはり記載が必要だと思いますんで、この地盤モデルについては来週19日に確か指導法提示予定というふうに
3:21:36	基準があったかと思うんで、そのときに確認すればいいんですけども、ちょっと現段階でもし確認できればというのが2点ほどって。
3:21:46	一つその2ポチで、今回、これ4月から液相変わってるんですけども、直下地盤の影響評価をする条件として直下或いは近傍にPS検層結果があり、かつ、
3:22:05	平均地盤とのセキュリティなどの乖離がある場合という条件になってました。確か以前は限られる場合という条件1倍だけだったんですけども、今最終的にですね、この影響評価を確認する予定の
3:22:20	建物構築物の数っていうのは大体わかりますか。

3:22:26	日本円投資してございます。こちらのほうは現在検討しているところでございます。ちょっとまた具体的な数字までのほうは少し掘めていないというところでございます。
3:22:36	ちやわないです。ちょっとこういう二つの条件を設定がどこまで妥当なのか、その判断基準がどうか等については来週ちょっと確認したいと思います。
3:22:48	こちら私すごい点、同じ2ページの上のほうに、設計用地盤モデルの検証ということで、地震観測シミュレーションをそこで結果の整合性を確認するところがあります。
3:23:05	今ここでの内容は以前の資料にもついていたんですが、基本的に評価の
3:23:13	はぎとり地盤の
3:23:16	新現象の結果が再形成されるだけという、そういうことでしょうか。
3:23:22	はい。
3:23:24	日本に通してございます。基本的にはベースとしましてはこちらのほうのはぎとり地盤モデル等の検証といったところを採決するつもりでございますけども、こちらのほうの3.11の地震を今回つけておりますけども、それ以外の地震の記録もございますのでこちらのほうは追加したような形のほうで、
3:23:43	資料のほうを反映したいというふうに考えてございます。
3:23:48	周知ハバサキです。了解しました。311以外も、今回予定されているということで、
3:23:55	それは一つはクリアしました。もう1点なんですけども、
3:24:01	買い取り条件での、要は2の比較で確か整合性を見てたんですけども。
3:24:10	建設時はそれでいいんですけども、今回は表層地盤を考慮して埋め込みを建物に関しては考慮する建物が多いということで、要は露頭の状況じゃないわけですね、すなわちに量が増えてPro政府での
3:24:26	妥当性評価が必要というふうになってなるかというふうに思います。いえ、こっちの安定状態ではない競争を考慮したA層、観測記録のシミュレーションをそういった整合性についての検討っていうのは別途されてるんでしょうか。
3:24:47	日本原燃のオガセでございます。現在こちらのシミュレーションの関係に関しましては、前の地震観測を行っているところでね伝達関数で地震観測記録に基づく伝達関数でこれを再現できるようなはぎとり地盤モデルを使ってそれが今の設計を地盤モデルとの増幅特性が同じぐらいかというような、そういった観点での比較をしている。
3:25:07	でございます。ただこのはぎとり地盤モデルを策定する上でも、観測している地点なんですけども、そこには表層地盤のところ、これは必ずしも建物のイシハラ表層の地盤とは対応する地盤にはなっていないというところもありますので、あくまである程度深いところかたいところ支持盤の盤の中での増幅特性というところの観点で、
3:25:27	今回はこのはぎとり地盤モデルとの比較ということで行っているところでございます。それあの地震が耐震評価、入力地震動の評価の際には、操作に地表

	の表層地盤というのにつきましては、戻し同等と評価してそれをEDFにしてやっているその時には非線形性を考慮した評価をします。
3:25:44	妥当性評価を行っているところでその妥当性についても説明して参りますけれども、そういうところでやっておりますので、あくまでシミュレーションとしては支持地盤の中を上っていくところ、ここについての御説明のほうで絞らせていただくことを考えてございます。以上です。
3:26:01	ちやわないですよ。今の説明で理解しました。ちなみに鉄塔表層の部分での観測というのはされてないんですか。
3:26:10	日本原燃のオガセでございまして実施してございまして表層にも地表部分にも地震計というものをつけてございまして、鉛直アレイとしてはございまして。
3:26:21	それじゃあべきです。了解しました。これ以上が私は来週のヒアリングで確認したいと思います。
3:26:29	私からは以上になります。
3:26:35	規制庁基準です。ちょっとロジックペーパーで確認しておきたいことがあります。
3:26:40	2 ページの一番下 2 ポツの文章ですね、ホールディング見込みに提出された資料及び 4 月 13 日の会合の説明になかった。
3:26:51	表現がこうやってまして、
3:26:56	評価対象建屋の直下もしくは近傍に設計を地盤モデルの設定で考慮していない、PS検層結果があり、かつという部分が新たに加わっているんですから、
3:27:07	このつまり影響評価を行うための条件を今回新たに追加してきたというふうに思います。
3:27:13	ここで書いてあることっていうのは、
3:27:18	対象建屋の近くに設計地盤モデルの設定に使った例の
3:27:24	物性値や速度境界の平均化に用いた
3:27:28	PS検層結果が一つでもあればもう影響評価しませんと、そういう意味だと読めるんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。
3:27:39	日本原燃当初でございます基本的な趣旨としましては当然、ちょっと記者さんの言われているところは、基本的な合ってると思いますけども我々としては積極しまうモデルのこのそれで使っておりますボーリングデータの中の
3:27:54	答えがその撤去したモデルとして考慮されているのであればその部分といったところの堰を地盤モデルの中にそのボーリングデータといったところ反映されているというところでございますので、直下の検討のほうで自主的項目としましてはその設計を地盤モデルでは考慮されていないボーリング孔に対しての影響評価といったところをやはり見るべきなのか。
3:28:13	いうところがございまして今回こちらのほうの項目のほうを追加したといったところの趣旨でございます。
3:28:20	規制庁の基準で 3 月 4 月の会合で直下地盤の地層厚速度境界とか物性値とか、

3:28:29	があって、建屋ごとの設計で見たときにはそれがまずいいと思いますか、よりリアルな条件であるのに対して、今回設計を地盤モデルとしてエリアごとにですね、ざっと平均をとったものを当てはめることが妥当なのかという趣旨で、
3:28:46	指摘をしているわけで、その際に設計を地盤モデルの
3:28:52	根拠となったデータのの一つとなっているものがその建屋直下であれば、
3:28:57	その建屋直下の地層構成や物性値と平均地盤モデルとで乖離があっても、
3:29:05	データがあるかもやらないっていうのは多分説明になってないと思うんですね、これは保守、前回4月の会合で説明された方針から変わってると思うんですがもし
3:29:16	説明した内容を変えるということであれば、当然またこれ議論になりますけどそういう理解でよろしいですかね。
3:29:37	日本原燃のフナコシです。
3:29:40	えーっとですね考え方としてはですね。
3:29:44	今回ロジックを整理しスルー運営ルールの過程ですね、隻用地盤モデルについて改めて、地震、この地震観測シミュレーション解析の結果でもって、
3:30:01	支持地盤についての天端部分について、検証ができているということが改めて確認できたということと、それでも、その他のことも含めてですね。
3:30:13	また設置我々としては、エリア平均での設計を地盤モデルについて、いつ地震動の伝播部分について正しく評価できているということが確認できたということをもってですね、それを
3:30:28	その心の性として考えるというロジックに立てばですね、改めてすでにその対象のボーリングデータを持っている建屋について、
3:30:44	改めてその直下地盤による影響評価を行うということは、
3:30:53	ちょっと矛盾するんじゃないかとロジック上ですね、考えましたということでございますそれで含まれていない。
3:31:02	直下地盤メーターの建屋については、それが外れておればですね、影響評価をやるべきだというのは当然でございますが、そうそういう考え方のほうがロジックとしては、
3:31:15	自然ではないかと考えた次第でございますが、一方というところでございました。
3:31:21	規制庁コサクです。ちょっと言葉じりだけで空中戦のような形の議論をしてもしょうがないので、ちょっと実態としてですね、各建屋がどういう状況にあるのか。
3:31:33	乖離があるのかないのか、データがあるのかないのか。
3:31:39	過去これまでのやつでデータがあるのかないのかで追加のデータがあるのかないのかといったところの実情ちょっと整理をして論点がどこにある。
3:31:50	のかを明確にして話をしたいなと思うんですけどそういう整理はできますか。
3:32:00	日本で通してございます可能でございます。
3:32:03	規制庁コサクです。そうしましたらそういう整理をした上で

3:32:10	具体的にですねこの部分検討する必要があるのかないのかっていうところを内容を示していただくとともに、議論できればと思いますのでよろしくお願いします。
3:32:23	2億円としてございます。旅行いたしました。
3:32:27	規制庁込みですすいません今の話で、年平均の値モデルと平均モデルと建家直下建屋近傍のPS検層結果会議があるのかって言う部分については、
3:32:42	乖離がある結果をもうすでに審査会合で、見せてもらっていたと思うんですけど、それで認識合ってますかね雨量乖離はあるんだけど。
3:32:52	乖離はあるけれども、問題ないって今御説明されているということなんですよ。
3:33:03	イトウ
3:33:05	次年度どうしてございます。乖離があるというといったところつつ追加するものがあればその部分をやるといったところは全体に関わっていないんですけどもプラスさせていただいたのが例えば今日のちょっと空中戦になってしまうのであれなんですけども。
3:33:21	例えば 11 ページ目を通しページ目の 11 ページ目のところで、
3:33:26	当初の敷地地盤のこのボーリング、PSA平均地盤モデルを作るにあたって支持地盤の物性値を設定してるPS検層がございまして。こちらのほうで、建屋の直下で見ているデータがあるものに関しては、
3:33:41	これは当初の今の平均が地盤モデルの中にこのボーリングデータというのは含まれておりますので、こういったものについては、このすいません規制庁カミデです。事前会合でオオヒガシ号地盤に四、五十番、
3:33:57	中央地盤で
3:33:59	データを見せていただきましたけど、東側が一番平均東欧のPS検層結果ずれてたと思いますんでずれてる結果っていうのは今回理由等を
3:34:15	どちらになるのか、平均 23 しているPS検層何度か算定してない、PS検層なんかそれどちらだったんでしょうか。
3:34:28	基本的に介護で示させていただいているのが、燃料加工建屋になってございましてこちらのほうは当初のPS検層結果に含まれていないデータになっております。
3:34:49	規制庁わかりましたその点事実関係をきちんと整理してちょっと話ができればと思いましたので、ちょっと資料の準備をお願いします。
3:35:04	日本はどうなんですよ。了解いたしました。
3:35:07	規制庁補足ですけど、その際にですね海里ありなしという時の何をもってありというのかって言うようなこともちょっと具体的に御説明いただければと思いますのでよろしくお願いします。
3:35:22	10年度がそうでございます了解いたしました。
3:35:30	装置の機能ですとですね、

3:35:34	事故ペーパーの後ろに別紙がつけられていて、おそらく補足説明資料今後提示されるものの抜粋版だと思うんですが、所でもって幾つか説明根拠となされているものについてちょっと説明を
3:35:49	評価していただきたいというか、
3:35:51	追加していただきたいことを二、三点お伝えしたいと思います。まず 6 ページから 10 ページ。
3:35:57	そうですね。
3:35:58	別紙 1 のこの中で
3:36:04	各エリアがほう素クドウ構造が概ね水平であるということで、おそらく説明しようとしてるんだと思いますので、その中に標高 70-70mの解放基盤表面の水平ラインと、それとその上の各層がほぼ水平のものについてはほぼ水平と示しています、ますけど。
3:36:22	そうでないものの 6 度とか 5 とかですね
3:36:27	逆に、構台があるんだよと、水平じゃないよっていうふうな見せ方に
3:36:31	なっていますちょっとその辺りっていうのが意図するところがよくわからなくて、6 度とか 5 とかっていうのはほぼ水平とみなせるんだということ聞いたのかもしれないんですが、それだけでもって敷地全体をですね、水平であるっていう説明にはなっていないと思います。
3:36:47	例えばですね、8 ページ、9 ページのほうで、
3:36:51	PS検層の結果Vs数の 0.5 未満から 0.5 から 0.7 かといった形で解放基盤表面よりも上の部分を色分けしていますけれども、速度構造が水平であることをきちんと説明するためにはもう少しこのコンターの刻みをですね細かくして、
3:37:09	この基盤表面よりも上の地盤が速度構造の観点で概ね水平であるということをもっとわかりやすく説明していただきたいということと、
3:37:17	その観点に加えて、
3:37:20	各エリアのですね、堆積状況ですとか、地質区分の層として区分の観点からも速度で見た場合に、水平であるということがわかりやすいですね、ここのきちんと説明をしていただきたいと思います。
3:37:33	趣旨のほうは理解できますでしょうか。
3:37:40	日本原燃の遠藤でございます。速度区分がですね、あまり大きく分かれてないので、そのコンターを細かくできるかどうかわからないんですが、一応検討はしています。よろしく願いいたします。
3:37:52	接続してございますはい、お願いします。今提示されている資料の補足説明資料を見るのもっとより詳細に書いてあるのかもしれないんですが、今日提示されている資料だけ見ますと、ここからの水平であるという結論を導くのはちょっと無理がある説明になっていますので、
3:38:07	説明の補強の方法を検討してください。
3:38:11	もう一つは 12 ページは 13 ページに、
3:38:16	そこの境界の設定方法とか物性の設定方法の説明があるんですけども、

3:38:22	これは何に配慮した方法なのかちょっとよくわからないですね、
3:38:28	それと改良できるだけ小さくするっていうようなことなんですが、要は最初重要5みたいなもんでできるだけばらつきを小さくしたあくまで平均をとった方法ということなのかわからなかったんですけども、ボーリング地点とかPS検層地点というのはおそらくエリアの中でも地域平面的に見たときにも地域の偏りとかばらつきもあってそういったものを加味した。
3:38:47	整理方法なのか、何に配慮したのか、何を考慮した設計と
3:38:55	処理方法になっているのかっていう説明が抜けていて、
3:38:59	特に受からないのは12ページにあるように、速度境界の設定方法、これおそらく複数のボーリング孔で得られた。
3:39:08	同一層についてられた速度境界の
3:39:12	1の平均化処理を示してるんだと思うんですけども、
3:39:17	物性のほうはばらつきプラマイは週まで考慮しているのに対して、なぜこの速度境界の
3:39:24	高さについてばらつきを考慮しなくて、
3:39:27	いいのか。
3:39:28	それも、
3:39:31	ばらつきを与える要因として何があってそれによる影響程度がどの程度だから、評価。
3:39:38	しなくていいのか、或いは評価すべきなのかといった説明が抜けているかと思しますので、
3:39:43	これについては、説明を超えていただきたいと思います。趣旨のほうはちょっとってますでしょうか。
3:39:52	日本原燃の小野でございます。
3:39:54	了解いたしました。承知いたしました。少し追加してその辺のその辺のことをちょっと明確にしたいと思います。
3:40:07	特に速度境界の位置について当然単純平均化した場合にばらつきもあるわけで、その影響を加味するしないで、建物の中ですね、基金への機器の応答にも影響する可能性もあるということも
3:40:22	踏まえて、今説明を求めていますので、御説明のほうはそれを意識した説明のほうをお願いしたいと思います。
3:40:30	はい。
3:40:32	日本原燃のほうでございます。速度境界についてはですね、速度境界自体がなかなか難しいところがございますのでそのばらつきまで考えますとですね、実際の総速度のそのインピーダンス比が
3:40:47	変な変なといいますかですね、その大きくなったり小さくなったりするので、一番調和的な形で今、
3:40:55	統計的にされるような方法。
3:40:58	しておりますのでちょっとその辺の説明をさせていただきたいと思います。

3:41:02	規制庁の木です。おそらく 5000 そのインピーダンス比によってはその影響が出たり出なかったりというところがあるかと思しますので、そこも踏まえたと、今の設定になっているということであれば、
3:41:14	その過程も含めてですね詳細に説明をしていただきたいと思います。
3:41:26	ちょっとさせていただきます。日本原燃のほうでございます。
3:41:30	検討させていただきます。ただちょっとその辺のところ早急に出すのは難しいを知れません。
3:41:35	よろしくお願いいたします。
3:41:55	この姫新線あと 1 点だけです。20 ページなんですけれども、
3:42:00	埋め戻しの物性値の説明があつて粒度調整とか材料或いは締め固め工法など基準化されているという説明がありますが、これは、
3:42:09	キクチ全体で統一されているという意味でよろしいでしょうか。
3:42:22	日本原燃のほうでございます。そのように認識しておりますので、もう 1 回確認をしたいと思います。
3:42:30	部長の岸野です。フルード数等についてはそういった記述があつて、21 ページ以降の造成モリノとか 6 月早々にはそれがないですね、これについては会合で、これらを
3:42:44	威力ごとではなくて敷地全体として、平均化していることの妥当性を説明してくださいといったことに対する説明として、
3:42:53	まず 20 ページでは敷地全体として統一的にこういうことをやってるっていうことであればそれを明確にしていきたいなど。
3:43:00	造成ものでは 6 ヶ所についてそういった説明が
3:43:04	できないのであれば、逆に別のどういった報告で、敷地全体として平均化しても妥当であるかということの説明が必要になってきますので、それもあわせてちょっと説明の検討をお願いします。
3:43:19	日本原燃の宇野でございます。承知いたしました。
3:43:30	規制庁カミデです。ほか規制庁側からよろしいでしょうか。
3:43:37	規制庁の武田です。テーマかC確認させてください。
3:43:43	経営についてはですね。
3:43:48	市の方なんですけれど、通していう 21 ページ目になるんですけれど。
3:43:55	造成も移動のところでしょうか。
3:43:58	この
3:44:01	例えば二つ目の矢羽になるんですけれども、統計量も十分にあることからあるんですけれど、これは統計量が十分であるかどうかという判断は何か規格基準に準じたものでしょうか。
3:44:17	日本原燃のほうでございます。
3:44:19	そういうものには基づいてございませんが、ここでございますように、サンプル数が 73。

3:44:27	ですとか動せん断きっかけ島前欄に動的変形特性試験につきましては、19 サンプルあるとかということですね、統計量的には平均も分散も出せるということとでこういうふうな記述にさせていただきました。
3:44:44	規制庁の武田です。
3:44:47	あんね。動せん断係数のシーケンス 19 というのがちょっと他と比べて少ないのかなというふうに思ったんですけど、これは、
3:44:56	調査坑が 19 ということでよろしいんでしょうか。
3:45:05	時 0 出してるですね、AVS等へ調査坑がちょっと一つのも複数出してるものもございますから、そういうものもあわせてということとでございます。
3:45:20	わかりました。高さ方向で幾つか資金はしていると思うのでまあそういうことかなとは思ったんですけど。
3:45:29	そいで 19 というのが本当に多いのかな、十分なかなっていうのがちょっと疑問ではあるので、
3:45:40	ロジックロジックペーパーでなくていいとは思いますが、敷地全体のどの調査孔でPS検層とかをPS検層を実施しているのかとかまでが理解分かれるようにしていただければありがたいと思うんですけど、検討いただけるでしょうか。
3:45:57	日本原燃のものでございます。
3:46:00	検討いたします。
3:46:05	はい、お願いします。それともう 1 個なんですけれど、同じページで、
3:46:10	表層だって深度依存で回帰式を用いて
3:46:17	出しておられるとは思いますが。
3:46:22	この回帰式っていうのが妥当かどうかっていうのは相関係数とか、こう見た上で、そう変わりそう判断はされてるんでしょうか。
3:46:34	相関係数で判断はしております。
3:46:41	はい、わかりました。
3:46:43	ちょっとすみません、ちょっと細かいんですけども、もう 1 点だけ、
3:46:49	ですので、標準誤差っていうのと標準偏差っていうのが混在しているんですけど、これ統一できるんでしょうか。
3:46:58	日本原燃のものでございます。
3:47:00	当会計の場合にはですね、没水母集団の推定でございますので、標準誤差を持ちますんで平均の場合にはですね、平常標準偏差を持ちますこれ統計学的な取り扱いでございます。
3:47:19	規制庁の武田です。はい、統計的な扱いっていうことは理解はしているんですけど、例えば図の中では標準誤差で書いていて表の中では標準偏差で書いていますので、
3:47:30	結局どっちなんだろうかということとでよろしい申し訳ございません。日本原燃のようでございます。21 ページのほうの° 回帰式と標準偏差というのはちょっと、

	ちょっとこれ間違いでございます。標準誤差でございます。申し訳ございません。
3:47:46	規制庁タケダです。わかりました。じゃあそこは適正化をお願いします。私からは以上になります。
3:47:58	規制庁カミデです。他なればですね。
3:48:03	今後の話をしなくてはというところがあって、
3:48:10	特に介護関係については、
3:48:17	前回耐震関係を4月中にあって、次は5月ですね24の週あたりを今考えているところです。
3:48:30	で、その点でこの耐震関係で、会合で何か、どういうことを説明するのかその辺計画等あれば、まず説明いただきたいんですが、いかがでしょうか。
3:48:50	はい。
3:48:51	に日本原燃のフナコシです。
3:48:54	え一つですね
3:48:57	東邦の考えとしてはですね富誓いの聞き及んの集ということであればですね。
3:49:06	一つは、本日地盤モデルについてロジックを出させていただきました。ロジックの部分について、ちょっと該当性、
3:49:21	いたしておりますので、それを提示させていただくと、そして
3:49:29	エビデンスのほうは詳細はちょっと
3:49:33	それ以降になるんですが、ロジックに対して、
3:49:37	こういう根拠の説明を
3:49:40	これからやりますと、こう評価を行いますというところ。
3:49:46	○をですねを示させて、
3:49:49	いただければ、こういうふうに考えておりますというのが1点です。
3:49:54	それからですね、あとちょっと液状すいません地下水Eのところについては、
3:50:04	本当はちょっとこれもバローをロジックプラス設計火線排水設備の考え方、それから、
3:50:15	地下水排水設備に囲まれているものについての設備の考え方で囲まれていない外側にあるものについては中国地域液状カー考慮についての設計体系というところを、
3:50:28	ぐらいを前回審査会合からのコメント対応を踏まえて、
3:50:35	戦争ですね、出させていただければと、今日までは思っておったんですが、ちょっと今日かなりコメントいただいたので、
3:50:43	この部分についてちょっととろろロジックの修正もありますので、
3:50:47	ここについては、
3:50:50	ちょっとどうかちょっと24の集中ということであれば、
3:50:55	ちょっと、ちょっと今日明日これまでに規制庁さんとのすり合わせだけがちょっと厳しいのかなと今持っているところでございますあと
3:51:06	えっとですね。

3:51:12	と隣接建屋影響の部分について先日ヒアリングも受けておりますので、この部分については、
3:51:20	審査会合のほうに載せて、
3:51:25	きたいなというふうに
3:51:27	考えているところでございますあと一方ですね、
3:51:36	はい。
3:51:37	というところでございますが、いかがでしょうか。
3:51:44	ロック規制庁カミデです。
3:51:47	地盤
3:51:48	地下水隣接Aをもともと考えていて、といっても今日のヒアリングを受けてというのは私も同じ印象です。
3:52:03	地盤モデルについて、
3:52:08	あの会合をやるにしてもですね、きちんと身のある議論をオオハシしないといけないということなので、今日もですね。ロジックの話もそうですけど、実態の
3:52:24	出すべきエビデンスにもやはり池を丁寧にやっていただく必要があるということになってますんで、そういう意味であれですかね、これからまた検討することがあるので、その検討するために、きちんと認識同じ
3:52:44	共通認識を持ちたいことがあるということで、今月はやるのがふさわしいとそういうことですから地盤のロジックについて、で一方は地下水については、整理ものなのでということなのか、ちょっとその辺も少し考え方を
3:53:03	教えてください。
3:53:06	はい、日本原燃のフナコシです。
3:53:08	はい、地盤モデルについてはですね今後、今現在も根拠データについて整備中でありまして、まだ現在進行形でございますそして、それにあたっては、まずはやはり基本ロジックの部分について、
3:53:26	すり合わせてした運営ですねそれに沿った
3:53:31	根拠データ、エビデンスを
3:53:33	整えたいと思っておりますので、
3:53:37	まずは、
3:53:39	基本ロジックの部分について、
3:53:42	認識合わせを行いたいということで、
3:53:46	24週の会合り上げさせていただきたいと考えているということでございますんでその上で、そこでロジックが詰まってからですねバックデータ根拠データの部分についてはその方針に沿って、
3:53:59	整えて出させていただくということが、
3:54:03	合理的であり、来ムラがないかなというふうに考えております。
3:54:09	地下水の部分については、そういう意味ではあまり
3:54:13	続い追加の評価という解析というよりかは、局沢山コメントいただいておりますが、考え方の整理とそれから

3:54:27	一部、
3:54:32	過去の地下水位データのほうの整理はございますが、そういう整理ものが基本でございますので、ちょっと時間をいただいて、
3:54:44	ヒアリングを経た上でということが、
3:54:47	望ましいかというようなではないかなというふうに
3:54:50	駄目だ駄目れるところです。以上です。
3:54:55	保育規制庁カミデです。この起こりますと、で地盤のロジックについては今までもロジックは地盤の物性値について今までもロジックを説明いただいて、こういうことが大事であるとコメントを開始しているにもかかわらず、
3:55:12	きちんと対応がされてないまだ不足があるというのが今日の状況ですのできちんと資料にこういうことをやるということまできちんとお示していただきたいと思っておりますので、そういう意味で、
3:55:30	必要な論点が含まれているか確認する必要があると思っておりますので、会合で扱う案件については、スケジュールを考えて、できれば今週中ぐらいに1度、資料を提示いただいてですね、
3:55:48	来週早々にもヒアリングで確認をすると、必要があれば来週もう1回というような形かと思っておりますけど、そういったスケジュール感でも対応可能そうでしょうか。
3:56:04	はい、日本原燃から星です。
3:56:06	はい。そのように対応したいと思います。
3:56:12	はい、規制庁カミデです。具体のヒアリングについてはですね、もともと予定して台紙水曜日耐震の枠はあるんですけど、それ以外のところについて少し調整をしなければいけないと思っておりますのでおって事務的に連絡を
3:56:31	しますけども、まず資料の作成ですね、会合資料のほうを作成いただくようにお願いします。以上です。
3:56:43	日本原燃大久保でございます。耐震以外の案件で24日の週の会合2Eのせいでもよろしいかどうかという確認をさせていただきたいんですけども、まずは前回の会合で論点を全部、全部並べて進捗状況を御説明すると。
3:57:02	というのは、前回同様に引き続いて資料を作ろうと思っております。耐震以外で外部衝撃の案件で外部火災ですねまだ資料出してくれてないんですけども、基本的な考え方、ロジックのところだけでも、まずは、
3:57:19	認識が合っているかどうかという観点での会合での議論というところ、24日の週の会合でさせていただき、憲法その後の出戻りが少ないといえますか。半歩前にしたのかなと。
3:57:34	いうことで、kVさせていただけないだろうかというふうに思っておりますが、
3:57:40	いかがでしょうか。
3:57:46	規制庁コサクですけど、その方向でヒアリングのスケジュールを調整されていたかと思っておりますけど、今、何で追加で話をされてるんでしょうか。

3:57:58	ちょっと介護案件で耐震だけというふうに限定されているのかされてないのかというところが少し今のやりとりで、
3:58:08	念のための確認という意味で発言しました。
3:58:12	コサクです。そうだとすると1今日は、耐震のヒアリングってということで、耐震についてどうするかということで話をしたってということだと思ってます。
3:58:23	承知しました。失礼しました。日本原燃遅れました。
3:58:33	他事業所の方から何かありますか、規制庁含めて全体通して何かあれば、
3:58:40	すいません日本原燃のフナコシです。
3:58:42	地盤モデルについてのですね、補足説明資料について計画ではですね来週19日水曜日に根拠データもう耳をそろえて提出させていただく予定で書いておるんですけども、
3:59:01	ちょっと本日いただいたコメント等の対応を特にえーとですね。
3:59:15	えーとですね。
3:59:17	一応コサクです。
3:59:20	そこまでに間に合わないってことなんかよと思われてるんだと思うんですけど、そもそも補足説明資料を提出するのはできている範囲をちゃんと出し今後入れるものは何があり、それがいつなのかということを確認にすることによって準拠出してくださいってことにお話してたと思うんですか。
3:59:40	ちょっとどうでしょうか。なるほど。ちょっとその点とですねあとこう会合のところでロジックについて、款ロジックが煮詰まった上で、それに沿った
3:59:56	バックデータ根拠データを出させていただくという方が
4:00:01	効率的かなというふうには規制庁さんについては持っておりますも、高効率かなというふうなふうに思ったものですから、すみません、規制にも的にどう、どうなのかなと思った次第でございます。すみません規制庁カミデです。
4:00:18	今日もともと説明いただいたようなロジックでしか物ができていないというものであれば、それを見ても同じようなことを検討するだけなので必要な期間を見ていただくということでその辺は事業者の方で考えていただければと思いますんで。
4:00:35	すべてデータをそろえてそろえてから出すというのは本当に遅くなってしまうので、その辺はできている範囲説明できる範囲っていうのを明確にさせていただきたいと思います。
4:00:48	はい。
4:00:52	規制庁コサクですけど、
4:00:56	必要なくなるようなデータをいっぱい出してこのデータを見るの雷のかっていうような話をするのは不毛なんですけど、
4:01:05	ロジックが全然違ってくるかっていう話でも長くて、説明が足りてないとか、公正化を考え方が整理できてないということだと思っているので、
4:01:16	何か無駄なものができるかっていうふうには私は思いを持ってないんですけど。

4:01:24	何、何を心配されてるんですかね。
4:01:28	フナコシでさ、日本原燃のフナコシです。ちょっと本日いただいたコメントの対応をフォローして、
4:01:36	まとめ折るとまとめようしますと、ちょっと19日については間に合わないなというふうに考えた次第でしたので、それはこのことは後々まわしになりますと、
4:01:46	いうことも含めて、
4:01:51	できる範囲でできる範囲でいろいろあれですけれども今もともと計画していたところの範囲で、
4:01:57	19日に出させていただくということは、
4:02:01	もともと考えていたことですので、はい。
4:02:04	規制庁よくはいはい規制庁コサクです。
4:02:08	根拠とかを提示するということはこれまでの計画で進めつつ、ただですね、その補足説明資料の構成が改めて提示するロジックと違っていると頭が混乱するので、最低限、
4:02:27	再構成したロジックに沿ったものということで理解できる構成なりホスト記載ぶりという修正はしておいていただきたいんで、その点はよろしく願います。
4:02:44	はい、表現のフナコシです。はい、それはもちろんそのつそういうふうに考えておりますのでそのように対応いたしたいと思います。
4:02:50	以上です。
4:02:55	はい、規制庁込みです他よろしいでしょうか。
4:02:59	はい。
4:03:00	はい、それではすいません予定をかなりオーバーしてしまうと遅くなって申し訳ありませんでした。以上でヒアリング終了したいと思います。お疲れ様でした。
4:03:11	日本原電ウランです遅くまでありがとうございました。よろしく願います。ありがとうございました。
4:03:20	はい。